

令和3年第4回伊仙町議会定例会

会期日程

令和3年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

令和3年12月7日開会～12月9日閉会 会期3日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	7	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 ○所信表明 ○陳情 1件 (陳情第6号 経済建設常任委員会へ付託) ○議案 1件 51号 (提案理由～補足説明～質疑～討論～採決) ○議案 2件 52号～53号 (提案理由～補足説明～質疑～討論～採決) ○議案 5件 54号～58号 (提案理由のみ行い審議中止) ○議案 1件 59号 (提案理由説明のみ行い審議中止)	
〃	8	水	本会議	○一般質問 (永田議員、美島議員 2名)	
			委員会	○経済建設常任委員会 (陳情審査)	
〃	9	木	本会議	○議案 54号～58号 (補足説明～質疑～討論～採決) ○議案 59号 (補足説明～質疑～討論～採決) ○総務文教厚生常任委員会所管事務調査委員長報告 ○経済建設常任委員会所管事務調査委員長報告 ○議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○閉会	

令和3年第4回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和3年12月7日

令和3年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火曜日） 午後1時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

○日程第4 行政報告

○日程第5 所信表明

○日程第6 陳情第6号 住宅政策に関する陳情

○日程第7 議案第51号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更

○日程第8 議案第52号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○日程第9 議案第53号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○日程第10 議案第54号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

○日程第11 議案第55号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第12 議案第56号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第13 議案第57号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）

○日程第14 議案第58号 令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○日程第15 議案第59号 令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君 議会事務局次長 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	佐平 勝秀 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	久保 修次 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	上木 博之 君
水道課長	田中 真琴 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	義 了 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから令和3年第4回伊仙町議会定例会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福留達也君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、岡林剛也君、牧 徳久君、予備署名議員を上木千恵造君、永田 誠君を指名いたします。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（福留達也君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月7日から12月10日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日12月7日から12月10日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程のとおりであります。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（福留達也君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和4年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元にお配りしてあります。したがって、主な項目についてだけご報告申し上げます。

11月8日、ジャパンハート吉岡氏、来庁。この方は、吉岡秀人さんという方で、以前、医師をしている方で、徳洲会病院にも勤務していたことがある方でありました。ミャンマーで医療活動を開始して、その後、日本において、僻地とか離島とか、そういった医師不足のところで懸命に活躍している方でありました。日本全国、様々な僻地において、医療分野において熱心に取り組んでいる、そういった自治体に、企業版ふるさと納税を考えている企業とそういった自治体とのかけ橋というのかマッチング、そういったことを行いたいといった方でありました。

11月13日、県主催世界自然遺産登録記念式典。これは、徳之島町でありましたけれども、塩田知事も来庁予定でありましたけれども、急遽、鳥インフルエンザが発生したということでその対策で、代わりに副知事の方がいらっしゃいました。また、衆議院の森山裕先生、笹原振興官と、お見えでありましたので、町長等がいろんな箇所を視察していただく中で、面縄港の拡張改修、そういった視察に同行してまいりました。

11月15日、全国過疎地域連盟第52回定期総会、これ、東京であった総会でありました。全国の過疎地域の議長が参加しての会合で、決議文で8つほど、決議をして要望することになりました。1つが、地方交付税による財源保障機能の充実・強化を図ること、2つ目に、過疎対策事業債の必要額を確保すること、3つ目に、地方創生のための財政支援の充実・強化を図ること、4点目に、過疎地域における人材の確保・育成と人口減少の克服を図ること、5つ目に、住民が安心・安全に暮らせる生活基盤を確立すること、6つ目に、高度情報通信等、社会の恩恵を享受できるインフラ整備を図ること、7つ目に、地域資源を活用した産業の振興と新たな雇用を創出すること、最後に、集落対策と地域社会の活性化に対する支援を強化すること。こういったことを総意して、要望活動を行うといった会合でありました。

11月17日から18日にかけて、奄美群島農業農村整備事業推進協議会中央要請活動。農水省と国交省、これ、町長等が12月に国の来年度予算案編成の前に合わせて要望活動することでありましたけれども、初めて参加してまいりました。平張りハウスの拡充とか、畑かん事業のより早期の実現を図る、そういった要望活動で、あと、地籍調査がなかなか進まない、そういったところの手当をしていただきたい、そういったことの要望活動でありました。

その日の最後に、徳洲会本部をまた町長と一緒に訪ねて、理事長以下、副理事長4名の方に対応していただいて、今後の徳之島のヘルシー・リゾート・アイランド構想とか、そういったことを説明してまいりました。

11月25、26、経済建設常任委員会県外視察。これは、宮城県石巻市、仙台市、そういったところの震災の復興状況を視察してまいりました。東北を元気にしようということで、JRグループが農福連携、障害者等を雇用して元気にしていく、そういったところ、作っている作物は違うんですけども、いろんな取り組み方を勉強できる、そういった視察でありました。

以上で、議長の動静についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和3年11月分までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は事務局に常備していますのでご確認ください。

△ 日程第4 行政報告

○議長（福留達也君）

日程第4 町長からの行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

9月議会以降の行政報告について、要約して説明をいたします。

まず、10月17日、伊仙町長選挙で6期目の当選を果たすことができました。多くの町民の方々、この、非常に拮抗した選挙でありましたので、今後、私としては、「オール伊仙町」という形での町政を強力に推進してまいりたいと思っております。

10月21日に、第17回の鹿児島県子ども・子育て支援会議がありまして、この鹿児島市において、男性職員が育休を延ばすということで、画期的な取組をしていることが評価されておりました。今後、町においても男性の育休ということが常識になる時代が来ると思っております。それから、あとは、保育士不足を解消するための給与アップというふうな提案もございました。夢のある農業絵画におきまして、馬根小学校の生徒さんがすばらしい絵を描いておりまして、全会一致で優秀賞になりました。

10月26日に、国土交通省の吉田審議官が来島いたしまして、なくさみ館の視察を行ってまいりました。

先ほど議長からも報告があったとおり、農業農村整備事業の他、長期にわたって、今まで過去にないほど、2週間近くにわたる行政活動で、先ほどあったジャパンハートの吉岡様が、かなり規模の大きい団体でありまして、企業版ふるさと納税を関連企業から協力していただいているということで、伊仙町においてもそのことを協力してやってもらいたいと思っております。

11月13日には、県主催の世界自然遺産登録記念式典が行われまして、副知事、森山先生、笹原振興官などが参りました。この際に、急遽、面縄港の視察を要請いたしまして、横断幕を作りまして、町内の関係の方々に参加して要望いたしました。森山先生が、日本マルコの視察を希望いたしましたので、急遽変更して日本マルコの視察をしてきまして、今、安全保障上非常に重要なときに、日本マルコという会社がこの徳之島にあるということは大変な驚きであるということでありました。

11月15日には、阪急交通社との打ち合わせがありまして、長寿子宝社を中心として、今後、長寿子宝社がいろんな会社等を、町との間に立って、今後それを潤滑油というような立場で運営をしていくということになります。

11月16日には、これは載っていませんけれども、パスコという大手の公安関係の会社の吉川さんと面縄港についての協議をいたしまして、次の週は町に来て、町の職員とも説明会を行っております。

17日に、全国町村会の100周年記念式典及び大会がございまして、この中で、町村会を代表いたしまして、大森先生という方ですけど、これは地方自治の専門家であります。伊仙町でも講演をいただきました。大森先生の言葉は、「町村が減びると必ず都市も減びる」という、有名な言葉をまた披露していただきました。

先ほど議長からあったように、徳洲会の本部に行きまして、今後、徳之島徳洲会病院が3年以内リニューアルをいたします。それから、今後、私たちが考えている都会から地方への高齢者の移

住、そしてまた、いろんな、このヘルシー・リゾート・アイランドという構想を練っている中で、そういう施設を伊仙町と連携してやっていけるよう、いくよう強く要望いたしました。

20日、鹿児島銀行の副頭取と面談しまして、今後、伊仙町が住宅政策などを強力に進めていく中での、融資という形の初めての協議で、今後、具体的な形で取り組んでいきたいと思っております。

その後、今、栄時弘さんが伊仙町にブルー・スカイを展開していく中で、そのモデルとなる、これ、九州で最も大きい農業法人さくら農園というのが霧島市にありますけども、面積が約8ヘクタールというかなり大きなさくら農園を視察して、昨日、そこの計画を立てた方も町内に来て、今後のブルー・スカイの馬鈴薯とか、いろんな、コーヒーに対する取組を推進していくというふうになります。

それから、24日は、これは、農福連携について農水省の担当2人と伊仙町の取組を説明いたしました。三井住友銀行にもお伺いいたしまして、伊仙町の取組に対して大手の銀行との信頼関係を築いていくように考えて、申し述べてまいりました。

その後、アンビスホールディングスという会社これは日本で最も大きなホスピス、がんの終末期医療を全国70か所で行っている、その代表とお会いいたしまして、徳之島でのホスピスの運営等について要望をいたしました。落合先生、伊藤先生にも、この辺は、随分、今回は職員がかなり同行いたしましたので、職員も同行して、慰霊塔の国管理のお願いと、伊藤先生に関しましては、航空自衛隊誘致の際の宿泊施設などの三町を均等にするように再度お願いをいたしました。

内閣官房の大森参事官に面談いたしまして、これは、今伊仙町から内閣官房に職員を2年間派遣していますけれども、来年度からまた新たに2年間という形での要望でありました。職員と話をしましたら、約20名近い内閣に全国から来ている中で、町村からの派遣は伊仙町だけであるそうです。各県のほうからもいろんな来ている中で、伊仙町をあえて選択しているのは、長寿・子宝ということでのことが評価されたという説明でありました。大森参事官はオリンピック・パラリンピックの責任者でもありましたので、今後、世界闘牛サミットへの理解と協力もお願いしてまいりました。

ジャパンハートは、先ほど説明があったとおりであります。

25日には、セコムの医療システムの社長とお話ししまして、今後の徳之島の医療の在り方についての理解と協力をお願いしてまいりました。

その後、伊仙町サテライトオフィス事業のセミナーがありまして、これは東京都の中心部で約20近い会社を集めまして50人ほどが参加しました。この中で、職員そしてきゅらまち観光課と長寿子宝社の職員が見事なプレゼンテーションをしていました。

あとは、ご存じのとおり、西犬田布団地の安全祈願祭が行われました。

先週は、日本マルコの社長、それからAGFの社長等が来島いたしまして、AGFに関しましては、第3圃場から拡大をしていくということで、県の試験場の視察なども行ってまいりました。

12月5日には、宝ランド祭りは、これは国主催・県主催のセレモニー、また、この自然遺産を守って、そして育てていくのは地元の住民でありますので、住民の代表が宝ランド祭りという形で、

これ、大成功に終わりました、この子どもたち、女性たちの踊りは、これを指揮した人は、オリンピックの開会式を指揮した方でありまして、それと似たような踊りを、見事な踊りを披露していただきました。また、世界自然遺産の生みの親である小野寺浩先生にも講演をしていただきました。

以上です。

○議長（福留達也君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第5 所信表明

○議長（福留達也君）

日程第5 町長の所信表明を求めます。（発言する者あり）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時25分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（大久保明君）

6期目に向かっての所信表明を行ってまいります。

令和3年第4回伊仙町議会定例会の開会に当たり、所信表明の機会を頂き、誠にありがとうございます。

このたび、町民の皆様からの温かいご支援を頂き、伊仙町長として引き続き町政のかじ取りをさせていただくことになりました。6期目を迎え、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾けながら、町政発展に全力で取り組んでまいります。

5期20年、全ての任期と年月において、町民の幸せを願い、町政を担う責任者として様々な施策を考え、実行してまいりました。

昨年暮れに発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、多くの方々の尊い生命が奪われるなど、今世紀最大の危機に陥りました。現在はワクチン接種が進み、感染者数が減少傾向にあります。第6波到来の懸念や新たな変異株の検出など、まもなく2年となる今も終息のめどは立っていません。今後においては、その時々々の感染状況を見極めながら、新型コロナウイルス感染症への対策を講じてまいります。

それでは、6期目の町政運営につきまして、6つの重点政策を述べさせていただき、議員の皆様をはじめ広く町民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと存じます。

1つ目は、子育て世代、高齢者、単身向けの住宅建設、空き家を活用したゲストハウスやサテライトオフィスの設置、親子留学やふるさと留学制度を活用した小規模校区の活性化をはじめ、将来

の観光施設・宿泊施設の整備や伝統文化・エコツアーといった観光資財の拡充、土づくりや高価値品目研究への支援、各種農業振興の強化など、定住人口・交流人口の増加と産業支援に取り組み、4年間で人口増加を目指していきます。

2つ目は、子育てに関する祝い金の充実、給食の無料化、スポーツ大会や島唄大会出場への助成、各種専門資格の取得支援など子育て支援の強化、地域サロンの充実による健康長寿の延伸、新型コロナウイルス感染症対策の強化及び離島医療体制の充実、保育士・介護従事者に対する待遇改善などによる雇用の確保と負担軽減など、高齢者が安心して暮らし、子どもたちが誇れるまちづくりに取り組んでまいります。

3つ目は、行政職員OBの活用や他自治体との交流など行政職員の資質向上、農業技術の確保に向けた農業大学校進学に関する支援、人材育成に資する基金の創設、町内企業を後押しする仕組みづくりなど、人材育成と企業支援に取り組んでまいります。

4つ目は、これまでの実績と課題を検証し、大胆な事務事業の見直しと組織改革の敢行これは課の連携、職員間の連携などであり、透明性と柔軟性のある行政運営、東部・中部・西部地区振興政策など、行政運営の構築と地域の特色を生かした集落づくりに取り組んでまいります。

5つ目は、社会福祉法人との連携による障害者の農林水産業の技術習得と雇用の場の創出による生きがいつくり、官民一体となった農福連携事業の拡充による町民総活躍のまちとして、新たなモデルの確立に取り組んでまいります。

6つ目は、世界自然遺産登録を契機に官民一体となった環境保全対策の強化並びに人と自然が調和した施策づくり、日置市との連携を生かした循環型のまちづくり、脱酸素及び環境保全事業に対する支援体制づくりに取り組んでまいります。

地方政策を60年の節目を迎えるに当たり、これまで20年間作り上げてきた基盤に立ち、主に「人」に焦点を当てた政策を述べてまいりました。

以上の政策を着実に実行し、伊仙町のさらなる発展のためまい進してまいります。年齢、性別、障害のあるなしに関わらず、全ての町民を主役とした生涯活躍のまちづくり実現に向け、議会をはじめ町民の皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

令和3年12月7日。伊仙町長大久保明。

○議長（福留達也君）

以上で、所信表明を終わります。

△ 日程第6 陳情第6号 住宅政策に関する陳情

○議長（福留達也君）

日程第6 陳情第6号、住宅政策に関する陳情を議題といたします。

令和3年第3回定例会以降、これまで受理した陳情は3件です。したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第6号、住宅政策に関する陳情につきましては、所管する経済建設

常任委員会へ付託し、陳情第7号、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについて、陳情第8号、世界自然遺産登録地の緩衝地区・瀬戸内町嘉徳海岸砂丘にコンクリート護岸堤を県につくらせない陳情書の2件につきましては、申合せ事項のとおり文書配付といたしますので報告いたします。

△ 日程第7 議案第51号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更

○議長（福留達也君）

日程第7 議案第51号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

令和3年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第51号について、提案理由の説明をします。

議案第51号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更につきまして、地方自治法第96条第1項第15号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第51号について補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

議案第51号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、補足説明をいたします。

本計画については、本年第2回議会定例会においてご承認いただき、令和3年度から令和7年度までの5か年計画を策定したところでありますが、一部事業費の変更がありますのでご説明します。

1ページをお開きください。

総合整備変更計画書、項目3、公共的施設の整備計画に、令和3年度から令和7年度まで5年間の総事業費及び財源内訳を記載しており、下段が変更前、上段括弧書きが変更後の額であります。

次のページ、年次計画表をお開きください。

令和3年度計画内、阿権馬根線から佐久間板割線まで、道路・橋りょう部分の事業費及び財源内訳が今回の変更箇所となっており、前ページ同様、下段が変更前、上段が変更後の額となっております。

以上、補足説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

辺地総合整備計画の建設課関連の変更について、補足説明いたします。

様式5の1をお開きください。

令和3年度の計画の欄をご参照ください。阿権馬根線、当初計画事業費が4,050万に対しまして、変更事業費が2,803万1,000円。これは、工事完了の実績に伴う変更になります。

次に、道路照明整備事業、当初事業費が1,050万円に対しまして、変更事業費が973万6,000円。これも工事完了に伴う変更になります。

次に、阿三中山線、5,747万8,000円に対しまして、8,779万2,000円。これは、工事額の及び変更設計の増額の変更によるものでございます。

次に、第二西下線についてですが、一部、地籍調査の登記申請作業を行っているため、地籍終了後、用地測量を実施し、購入を計画しているため、今年度は事業費を落としております。

次に、古里西伊仙線につきましては、測量設計委託当初事業費は1,500万円、変更事業費が2,491万円。現在発注済みであり、事業費の増額になっているのは、当初計画していた延長210mが470mと、設計延長が当初の計画より増えているためであります。

佐久間板割線、これも測量委託費であります。当初1,000万円に対して、1,340万2,000円。これも実施設計積算の結果の増額分であります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第51号について質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第51号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第8 議案第52号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例

△ 日程第9 議案第53号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（福留達也君）

日程第8 議案第52号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第53号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第52号は伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第53号は伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第52号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第52号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

改正理由については、厚生労働省からの通知に基づき、改正するものであります。

改正の趣旨として、令和4年1月1日より、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられ、補償対象基準等の見直しが行われることとなりましたが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金については42万円の現状を維持すべきとのことで、所用の改正を行うものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第52号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第52号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

今の説明を頂きましたけれども、ちょっと理解がしにくいんですけど、もう少し中身を詳しく、ということなのか、もう一度説明をお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、出産育児一時金について42万円を支給しているところなんですけれども、その中に産科医療補償制度の掛金が含まれております。その産科医療制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に下げられることによる今回の条例の一部改正となっております。

その差額分について、伊仙町国民健康保険条例の40万4,000円を40万8,000円というふうに改めるものであります。その差額分の補正ということになっております。

○14番（美島盛秀君）

40万4,000円を40万8,000円に上げるということは、いわゆる、税金を4,000円上げるちょうことでよろしいですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

税金を上げるということではなくて、42万円現金支給のために、その差額分を埋めるということです。これは、増額になるということではありません。

○14番（美島盛秀君）

その出産金のお金をあげるために4,000円上乗せするという受け止め方でいいですか。はい。

○地域福祉課長（大山 拳君）

掛金のその差額分を健康保険条例の分で埋めるということになっております。

○14番（美島盛秀君）

はい。分かりました。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第52号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第53号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

議案第53号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免期間を、令和3年度分を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納付期限に変更するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（福留達也君）

議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第53号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第53号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第10 議案第54号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

△ 日程第11 議案第55号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第12 議案第56号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第13 議案第57号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第14 議案第58号 令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（福留達也君）

日程第10 議案第54号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）、日程第11 議案第55号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第12 議案第56号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第13 議案第57号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）、日程第14 議案第58号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）の5件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を5件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第54号は令和3年度伊仙町一般会計、議案55号は令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第56号は令和3年度伊仙町介護保険特別会計、議案第57号は令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案しております。

議案第58号は、令和3年度伊仙町上水道事業会計の規定の予算に変更が生じたので、地方公

営企業法第24条の規定により、提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

ここで、議案第54号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）から議案第58号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）までの5件についての審議を中止いたします。

△ 日程第15 議案第59号 令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）
（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結

○議長（福留達也君）

日程第15 議案第59号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第59号は令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）の請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

ここで、議案第59号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結についての審議を中止いたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

次の議会は、12月8日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。

どうもお疲れさまでした。

散 会 午後 1時50分

令和3年第4回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和3年12月8日

令和3年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年12月8日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（永田 誠議員、美島盛秀議員）2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君 議会事務局次長 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	佐平 勝秀 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	久保 修次 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	上木 博之 君
水道課長	田中 真琴 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	義 了 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

令和3年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	永田 誠 (議席番号9)	1. 町営住宅について	①住宅料金の設定は、どのような基準で決められているのか問う。	町 長
			②住宅政策等により、小規模校区をはじめ多くの住宅が建設されているが、防犯灯や周辺の街灯設備等を設置する考えはないのか問う。	町 長
		2. 有害鳥獣被害対策について	町内において多くのイノシシによる作物被害が出ているが、町としてどのような取り組み(補助事業等)を行っているのか問う。	町 長
		3. 野猫対策について	町として、野猫対策に関しどのような取り組みを行っているのか問う。	町 長
		4. 世界自然遺産登録に伴う町内観光施設の整備について	小笠原諸島の海底火山により伊仙町内でも軽石の漂着が確認されているが、観光施設や水産業への影響は出ているのか。また、今後喜念浜の整備・改修を行う考えはないのか問う。	町 長
		5. 中体連出場に伴う旅費助成について	令和3年第3回定例会において、スポーツ少年団への旅費助成について質問を行ったが、中体連に関しての旅費助成について問う。また、今後増額を行う考えはないのか問う。	教育 長
		6. 町内の町道・農道について	東部地区(佐弁、目手久集落)の町道・農道において、水路が未整備のため雨天時の雨水で道路に水が溜まり通行に支障を来している箇所があるが、町として把握できているのか問う。	町 長
		7. 小規模校区による人口増加の取り組みについて	人口増加の問題については、全国的な課題でもあるが、町として今後の小規模校存続に関しどのような取り組みを行っていく考えなのか。また特別認可制度の詳細について問う。	町 長 教育 長
2	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 町長選挙について	先般10月17日執行された町長選挙は、町を2分した激しい選挙であったが、これからの町政の舵取りをどのように考えているのか問う。	町 長

2	美島 盛秀 (議席番号14)	2. 大久保町長の誠の政治力について	<p>町長は、平成13年から5期20年をかけ作り上げてきた基盤に立ち、主に「人」に焦点を当て誠の政治力で全ての町民とともに夢を実現できるまちづくりを目指すと公約しているが、大久保町長の5期20年を総括して省みたとき、あまりにも多くの課題を残しての6期目のスタートだと考えられる。</p> <p>今後町民への信頼回復へどのように取り組まれるのか以下の項目について問う。</p> <p>①町民を好き嫌いで区分して判断していたと考えるがどうか問う。</p> <p>②伊仙町堆肥生産組合未収金問題は解決できたのか問う。</p> <p>③漁業集落の活性化はできたのか問う。</p> <p>④多世代交流機能拡張事業での備品未納問題は解決できたのか問う。</p> <p>⑤伊仙町糖業振興会における使途不明金(約1,400万円)の結論は出たのか問う。</p> <p>⑥各集落の区長は、町の規則に基づいて町長が委嘱している非常勤特別職の公務員であると考えられるがどうか問う。</p> <p>⑦職員の人事異動は、適材適所に行われているのか問う。</p> <p>⑧町の自殺対策計画について問う。</p> <p>⑨職員の綱紀粛正にどのように取り組まれているのか問う。</p>	町 長 教 育 長
		3. 入札制度について	伊仙町に指名願いの出ている会社名と指名制度について問う。	町 長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（福留達也君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、永田 誠君の一般質問を許します。

○9番（永田 誠君）

おはようございます。9番、永田 誠です。令和3年度第4回定例会において一般質問をいたします。

大久保町政6期が始まり、6つの重点施策等、町民の皆様も今後の伊仙町の在り方に多くの希望を抱いていると思います。先日の宝ランド祭りでは、島出身の4人のミュージシャンが作詞作曲した歌の中に愛郷心を語る歌があり、忘れかけていたものを思い起こさせてくれ、心を打たれました。島は皆の宝です。関係者各位のご尽力に感謝を申し上げます。

年末に向け農繁期に入りますが、町民の皆様が安心安全によいお年を迎えられますようお祈り申し上げます。

それでは、1番目の質問に入りたいと思います。

1、町営住宅について、①住宅料金の設定はどのような基準で決められているのか伺います。

②住宅政策等により、小規模校区をはじめ、多くの住宅が建設されていますが、防犯灯や周辺の街灯設備等を設置する考えはないのか伺います。

2、有害鳥獣被害対策について。町内において多くのイノシシによる作物被害が出ているが、町としてどのような取組、補助事業等を行っているのか伺います。

3、野猫対策について。町として野猫対策に関し、どのような取組を行っているのか伺います。

4、世界自然遺産登録に伴う町内観光施設の整備について。小笠原諸島の海底火山による伊仙町内でも軽石の漂着が確認されていますが、観光施設や水産業への影響は出ていないのか。また、今後、喜念浜の整備改修を行う考えはないのか伺います。

5、中体連出場に伴う旅費助成について。令和3年度第3回定例会において、スポーツ少年団への旅費助成について質問を行いましたが、中体連に関して旅費助成について伺います。また、今後増額を行う考えはないのか伺います。

6、町内の町道・農道について。東部地区（佐弁・目手久集落）の町道・農道において、水路が未整備のため、雨天時の雨水で道路に水がたまり、通行に支障を来している箇所があります。町として把握できているのか伺います。

7、小規模校区による人口増加の取組について。人口増加の問題については全国的な課題でもあ

りますが、町としての今後の小規模校存続に関し、どのような取組を行っていく考えなのか。また、特別認可制度の詳細について伺います。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

永田 誠議員の質問にお答えをいたします。

先ほど愛郷心の話がありました。また、宝ランド祭りが大成功に終わったということも、これは伊仙町としても誇るべき実績だと思っております。

町営住宅に関しまして、人口減少問題の中、そして、小規模校が5校もあるという中で、伊仙町はこの小規模校存続ということ、10年ほど前に決断いたしました。存続するためには、圧倒的に住宅が必要であるわけでありますので、町営住宅とともに、この定住型の住宅、これは民間の資金を活用したリース事業でもありますけれども、同時にこのことを推進した結果、全ての小中学校が児童生徒が増えていくという結果が出ました。今後とも、この町営住宅と、そして、低廉化されている定住促進住宅が同じような条件で入っていけるような仕組みを今つくっている状況でありますので、今後とも、このことは強力に推進して、しっかりとした基準を設定をしていきたいと考えております。

○建設課長（福島隆也君）

永田議員の質問にお答えします。

公営住宅は公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者に対しての低廉な家賃で賃貸することを目的とするとあります。そこで、家賃の決定は、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数に応じ、近傍同士の家賃以下で町が定めるものであります。また、定住促進住宅、阿権、阿三、小島の住宅については、伊仙町の定住促進住宅条例で定められている家賃設定であります。

○9番（永田 誠君）

この町営住宅とPFIで造った住宅なんですけども、PFIの場合は、子ども1人おれば5,000円引きとかなっています。そのことについて、町営住宅でもこのような制度ができないのか伺います。

○建設課長（福島隆也君）

この補助については、公営住宅には公営住宅法の中に、同居人及び扶養親族に対して控除、1人当たり、額でいうと38万ぐらいありますので、一概には言えませんが、平均収入の4人家族で比べますと、家賃の格差はほぼありません。

しかし、公営住宅に比べて、定住促進住宅、子どもが高校を卒業しても、月額の家賃が変わらないため、ここに公営住宅との格差が出てくるものと思われまます。

○9番（永田 誠君）

格差が出てくるということなんですけども、伊仙町内にある住宅は全て一律に条例改正でもして

いただければと思うんですけども、そのことについてお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

この定住促進住宅に関しまして、住宅入居者の平等性を見ながら、今後条例の見直しを行い、今後、長寿、子宝の島伊仙町として、住宅の在り方を検証しながら住宅政策を進めていきたいと思っております。

○9番（永田 誠君）

先日の町長の所信表明の中に、単身者向けの住宅建設とありますが、これはどういったような造りなのかお伺いします。

○町長（大久保明君）

今後、あえて人口増加する町を6期目の大きな政策に掲げました。今、国全体を考えてみますと、2025年には首都圏で、大阪もそうですけれども、介護難民が出るわけです。間違いなく、何十万、何百万人近くの介護難民が出るその受け皿として、高齢者の方々は、もう出身者も地元に戻ってこられるような単身者向けの住宅などが今後必要になってくると思いますので、また、そういう方々が帰ってきたときに、高齢者が介護施設が必要になってきますので、介護を受ける方々と、そして、雇用という形で働く場ができたときの単身者の方々も帰ってきて、そういう住宅に入ることが出てくるわけでありますので、そういった形での単身用の住宅であります。

○9番（永田 誠君）

先月、集落でちょっと話合いがあったときに、伊仙町内では若い人たちがいるんですけども、ほとんど町外のほうに住んでいます。伊仙町の場合は、そういった独り暮らしでもできるような住宅があれば、もっと若い人たちが帰ってくると思います。なので、伊仙町発展のために、町営住宅と平等にして検討をしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○建設課長（福島隆也君）

住宅政策等により、小規模校をはじめ多くの住宅が建設されている中、防犯灯や周辺の街灯設備等を設置する考えはないのかと問いであります。現在、町が管理している町営住宅敷地内には、住宅建設当時は街灯を設置しているところであります。今現在、老朽化により機能していない街灯等もありますので、今後調査を行いながら、順次修繕等を行っていきたいと思っております。

○9番（永田 誠君）

町営住宅には子どもがたくさんいますので、防犯灯や周辺の街灯もそうなんですけども、独自のちょっとした、ちょっと話は変わるんですけども、遊具、砂場等が、子どもたちが遊べるような、そういった住宅の建設というか、設計というか、そういったものを取り入れるようなことはできないでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

遊具関係については、住宅敷地内に小規模な遊具、または休憩施設、あずまや等、砂場程度はできると思っております。今後、住宅の敷地の広さによって、その辺のことを検討していきたいと思っております。

○9番（永田 誠君）

先ほどの町長の質問の中に、Uターン者とかあったんですけども、徳之島町にあるような障害者の住宅と、そういったのを検討していくような考えはないのかお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

公営住宅長寿命化計画を今策定中であります。この中に町長の政策の中に、人口増加の取組、子育て世帯向け、高齢者向け、単身向けの住宅建設に取り組みますとあります。この長寿命化計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。

○9番（永田 誠君）

取り組んでいただきたいと思います。

そして、各集落には、伝統文化の行事、例えば、むちたぼれイッサンサン、盆踊りなど、子どもたちが集落内を歩くことがあります。また、各学校通学路も部活動の帰りとかが暗く、安全確保するため様々な工夫をされていると聞きます。けがや事故が起きてからでは遅いので、早急な対応をお願いしたいんですけども、学校周辺、通学路、こういったところに防犯灯の設置はできないでしょうか。通学路です。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの永田議員の質問にお答えします。

今現在、集落内で街灯がなく、防犯灯にも役立っている意味において、集落のがんばる集落支援事業というものを活用した道路、防犯関係について申請を行い、それを許可しているところではありますが、個人民家の街灯として使用するわけではなくて、今言ったような通学等に関して申請のあるものは、それで許可して実施しているところでもあります。今、2件程度事業実施して、実績をこも出ているところではありますが、それについては、設置費用はこのがんばる集落の事業内でみれるんですが、電気の使用料、それを集落のほうで賄っていただくという方式で今実施しているところでもあります。

昔と違いますか、前あった蛍光灯の街灯は、結構250円とか、そういった電気料がかかっていたんですが、今現在では、1基100円程度ということも聞いていますので、集落で区費を集めているところと、そういったものを利用して、集落の活性化に役立てていただきたいと考えております。

○9番（永田 誠君）

総務課長の話にありましたけども、がんばる集落で予算計上を行うということなんですけども、がんばる集落は、予算たしか各集落30万円だったと思うんですけども、これで30万円で足りない場合は、要望が多過ぎて足りない場合はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

毎年300万円の予算をこのがんばる集落で30万円、申請地区10件というふうに考えていますが、今、令和3年度については9件申請があり、これを実施するというので、今、1件30万程度は余っているところであります。

このLED設置については、1か所1万5,000円程度の費用がかかる、糸木名集落の場合ですが、その程度の経費がかかりました。それでいきますと、15か所程度は設置できるものと思います。

その集落の規模によってまた台数が変わってくるものと想定されますので、その辺はまた補正等、その事業の内容等も選考の基準に考えていきたいと考えております。

○9番（永田 誠君）

LEDで1基1万6,000円ぐらいで行けるということですけども、子どもたちの本当に安心して学校に行けるように、また、がんばる集落というのは、区長会等の話合いで決まると思うんですけども、そこでも、区長会のほうでもそういった話をさせていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（福留達也君）

先ほどの永田議員の中で、単身者向け住宅の説明がありましたけれども、町長の答弁では、高齢者、介護難民の方を受け入れてという答弁があったんですけども、永田議員が、島内にいる単身者の要望があると、それに対するお答えが答えられるようであれば、答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

先ほど単身者は、高齢者だけじゃなくて、介護士などの単身者という話をしましたけれども、今出た意見は、町外に住んでいる単身者ということでもありますので、もちろんそのことを含めて、これは強力で推進していきたいと思うし、土地に関しましては、幸い町内かなりの土地がありまして、また、住民の方からも、1町歩ぐらいの土地を、そういう高齢の単身者向けに町に提供していきたいという、そのような町民も今後、実際にいますので、島がよくなっていくのであれば、都会におる方々も土地を提供したいという方、昨日もそういう方が連絡があったりしましたので、その問題は、例えば、今定住住宅など、町営住宅など造っても、集落内に住宅を造る土地の取得というのは、相当地権者を探し出ししていくと、ある集落では5回ほど変更してやっと決まったということもありますので、これは、集落内でなくても、交通の便のいい土地であれば、そういった集合住宅というのは、今後は可能であると考えています。

○9番（永田 誠君）

ぜひ若い人たちが帰ってこれるような住宅整備をしていただきたいと思います。

次、お願いします。（2）。

○議長（福留達也君）

有害鳥獣です。

○経済課長（橋口智旭君）

永田議員の質問にお答えいたします。

町内において多くのイノシシによる作物被害が出ているが、町としての取組についてでございますが、現在、町内において広範囲にイノシシの被害が出ていることを鑑みまして、現在、町としては、以前、国庫事業等で導入している侵入防止柵、この防止柵の点検や整備、また捕獲に対する報償費の支出、捕獲遠隔監視機器の導入補助、狩猟免許の取得補助、対策資材購入補助などの対策を講じております。

○9番（永田 誠君）

対策資材の補助を行っているということなんですけども、これは補助にしても上限があると思うんですけども、上限は幾らですか。

○経済課長（橋口智旭君）

対策資材購入補助の上限についてでございますが、こちらは上限を10万円としまして、半額の助成を行っております。

○9番（永田 誠君）

ということは、20万円かかっても10万円、25万円かかっても10万円ということですか。

○経済課長（橋口智旭君）

こちら資材の金額にもよるんですが、例えば10万円の資材を導入した場合は、半額の5万円の補助、30万円分の資材を導入した場合は10万円の上限で補助していくこととなっております。

○9番（永田 誠君）

イノシシ被害はたくさん出ていますので、ホームページや経済課だより、防災無線等などで周知していただきたいと思います。

次の3番目をお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

野猫対策についてですが、町としては、現在、猫の捕獲員を配置し、TNR（不妊化去勢手術）や野良猫を増やさないためのチラシ、ポスターの全戸配布等、普及啓発活動を実施しております。また、来年度以降、各集落の野猫の数を把握するためにモニタリング調査を実施してまいります。

○9番（永田 誠君）

今年度のその野猫の捕獲数は分かりますか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

令和2年度が128頭、令和3年度が10月末時点で73頭となっております。

○9番（永田 誠君）

年々これは捕獲数が減っているということで増加はないということでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

これは、あくまでも体感なんですけど、減少しているという声もありますが、先ほどありましたが、

正確性を期すために来年度以降、モニタリング調査をしていきたいと考えております。

○9番（永田 誠君）

集落の方々に言われるのは、野猫がたくさんいるということをよく聞きますので、その方は猫にかまれたりされたりということもあったということなので、各集落、そういったことがないように調査していただきたいと思います。

4番目お願いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

4番目の質問にお答えします。

現在、瀬田海浜公園や喜念浜など、軽石の漂着が確認されておりますが、観光施設などからの直接的な被害は届いておりません。観光庁を優先して回収作業を行ってまいりたいと思います。

また、喜念浜の整備・改修については、遊歩道内の木製階段と休憩所3か所の修繕を年度内に計画しております。

喜念浜整備から10年以上経過しておりまして、加えて沿岸部ということもあり、遊歩道内の施設の劣化が進んでおります。町としては中長期的な視点で各観光施設の管理、整備を進めてまいりたいと思います。

○9番（永田 誠君）

これは、喜念浜の遊歩道は、来年度、今年度ですか。（「年度内」と呼ぶ者あり）年度内に計画をするということで、来年度からまた整備が始まるということによろしいでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

自然遺産登録後のチャンスを生かすためにも、有利な補助事業等を活用して整備していきたいと考えております。

○9番（永田 誠君）

分かりました。次に、水産業お願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

永田議員の質問にお答えいたします。

軽石の漂着による漁業への影響ということで、現在、本町におきましては、出船困難といった報告は受けていないところでございます。一時、面縄港への漂着がございましたが、こちらは建設課のほうで対応しているところです。また、鹿浦港、前泊港の沖合にも漂着が確認されておりますが、こちらは目視による漂着を確認後、迂回しながら漁業を継続しているところでございます。

○9番（永田 誠君）

分かりました。集落の方から遊歩道の整備や、あとごみの問題などを、喜念集落の方々から頂いております。観光地として多くの人たちが来てよかったと思えるように、町として努力していただきたいと思います。

5番目の中体連出場に伴う旅費助成についてお願いいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

永田議員の質問にお答えいたします。

第3回の定例会でも答弁しましたが、今年度の中体連の地区大会がコロナウイルスの関係で、北ブロックと南ブロック2つのブロックで開催されたために、個人また団体出場する競技種目が多くなって、父母負担が多くなったということです。来年度以降については、出場種目、人数を把握して、町当局と相談しながら増額を検討していきます。

○9番（永田 誠君）

教育長の話にもありましたけども、本当に子どもたちの活躍が今大変光っております。3中学校での全体の中体連の金額は幾らでしょうか、お聞きします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの永田議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

3中学校それぞれ、県大会それぞれの大会に出場する競技名、団体名それぞれ違うわけなんですけども、簡単にそれぞれ幾らずつなるのかというのは、まず、前回、第3回定例議会のほうでも私のほうでお答えをしたんですが、補助金の流れについて説明をさせていただいたんですが、まず助成につきましては、3中学校事務局が持ち回りを3中学校でやるわけなんですけども、その事務局校が補助金の申請をいたしまして、それを教育委員会で受理し、交付を決定するわけなんですけども、その交付を決定を受けたその学校が配分となります。

金額につきましては、学校、部、そして、顧問と分かれますので、顧問のほうが会計を担当しておりますので、そこから保護者のほうに配分となりますので、詳細についてのその金額につきましては、こちらのほうでは把握はしておりません。

○9番（永田 誠君）

各中学校に事務局宛てに分配するという事です。そういった場合、今年度の場合は、非常に多くの生徒が県大会に出場したりして、本当に保護者にとってはうれしいんですけども、本当に出費のほうが大きいかと思います。その保護者の中にも、小学生や中学生、遠征が重なると非常に厳しい家庭等も出てくると思います。

町長の所信表明の中に、スポーツ大会への助成等に取り組んでまいりますと書いてありますけども、ぜひこういったことも増額をしていただきたいと思います。町長どうですか。

○町長（大久保明君）

これからは、若い親御さんたち、子どもたちが中心となっていく町にしなければなりません。そして、子どもたちがスポーツだけではなくて文化面でも、学業面でも大きく羽ばたくための政策を中心にしていかなければならないと考えておりますので、そのことに関しましては前向きに頑張っていきたいと思えます。

○9番（永田 誠君）

前向きに検討していくことではなく、実現していただきたいと思います。

次の6番目、お願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

6番目の永田議員の質問にお答えします。

東部地区の農道・町道において、水路の未整備のため、雨天時の水位で道路に水たまりができ、通行に支障が来しているという箇所が町として把握できているかの問いにお答えします。

近年、局地的な集中豪雨が頻繁に発生する率が高くなり、町内でも、至るところで道路冠水、住宅への浸水の苦情が出ております。町としても、苦情のあった箇所、また大雨時に巡回を行いながら、冠水、住宅の浸水箇所の把握を行っているところであります。

質問にある東部地区の佐弁集落、目手久集落においても、道路に側溝のない箇所が多く、豪雨が発生するたびに冠水しているものと思われまます。建設課としまして、耕地課と協議を行いながら、町全体の排水計画を立て、交付金等を活用しながら整備を行っていきたく思っております。

○耕地課長（稲田良和君）

永田議員の質問にお答えします。

予測もしない豪雨で、集落内において流末の受け皿がなく、道路が冠水し、畑に流れ込み、赤土流出がされるなどの報告を受けております。東部地区のみならず、町全体的に農道の水路整備だけでは対応できませんので、町道の水路も含めよい事業がないか模索をし、建設課と協議を行いながら進めていきたいと思ひます。

○9番（永田 誠君）

現在、その要望が出ている箇所等が分かれば教えていただきたいと思ひます。

○建設課長（福島隆也君）

現在、今年になって苦情、要望、災害に適用しない小さな災害、路肩決壊等ですが、今手元にある資料の中には137件、そのうち今現在105件ほど処理が進んでおります。

○9番（永田 誠君）

伊仙町内でもたくさんのそういった箇所がありますので、計画を立てて順次直していただきたいと思ひます。

そして、先日、課長さんと視察したところは、住民からの強い要望ですので、早急な対応をお願いしたいと思ひます。

次の7番目お願いいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

永田議員の質問にお答えいたします。

この人口問題については、少子高齢化が進む頃は昭和の後期に分かっていたんですが、ところが、国がその政策を怠って、今現在大きな社会問題になっています。我が町でも人口は減っていつていますが、その一方、15歳未満の児童生徒は、ここ10年間で125名ほど増えています。

そして、特認制度についてですが、特認制度というのは、伊仙町に小学校が8校あります。その

8校の中で、どの校区からも転入学ができるという制度です。そして、我が町においては、中規模校が3校、小規模校が5校ありますが、この5校からの転入学はしないということを進めていきます。そして、この制度は、町外からも受け入れることができるという制度でありますので、今後、これがどういう形で進めていくか分かりませんが、他にも山村留学、ふるさと留学制度がありますが、本町では、この校区について特認校制度が適用があると思っ進めているところであります。

○9番（永田 誠君）

特別認可制度なんですけども、伊仙町独自の小規模校入学特別認可制度の中に、令和4年度からスタートしますと書いてあります。その中の通学上の条件なんですけども、自宅からの通学、括弧、保護者の送迎が必要、また町のバスの利用も可能となっておりますけども、この送迎に関して、町のバスの利用も可能ということは、料金を保護者が払うのか伺います。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの永田議員の質問にお答えいたします。

ただいまの特認校制度のあれですが、バス通学、この件に関しましては、来年度から1校を特認校制度として、今進めているところでございますが、バスの通学に関しましては、本町の長寿子宝社と一応委託契約を結んで、父兄の負担はないというふうなことで、こういった方向で進んで今行っているところでございます。

○9番（永田 誠君）

この募集期間は、今年の11月1日から3月上旬となっておりますけども、何名か来ていらっしゃるでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

残念ながら、今のところございません。

○9番（永田 誠君）

ぜひ小規模校をなくさないためにも、先ほど教育長が言いましたけども、ふるさと留学や特別認可制度を活用していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（福留達也君）

これで、永田 誠君の一般質問を終了いたします。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

おはようございます。14番、美島盛秀でございます。第4回定例会において議長の許可が下りましたので、一般質問をいたしたいと思ひます。

大久保町長の6期目に向かつての所信表明が先日ありましたけれども、まずは、6期目スタートに当たりまして、町長の当選をおめでとうと申し上げたいと思ひます。おめでとうございます。

最近、コロナウイルス関連も一応落ち着きを取り戻しつつあります。また、世界自然遺産登録が

認められました。今後は、奄美を含め、この徳之島がますます観光面、あるいはその他の面で発展していくことは間違いのないことでありまして、今後のそれぞれの行政の取組、あるいは我々議会や執行部の取組、あるいは町民の皆さんの今後の大きな期待にかかってくるものだと考えております。

また、大久保町政6期目の新たなスタートは、全ての町民が希望の持てるスタートでもあると期待するところでもあります。大久保町長のこれまでの5期の実績を認める一方で、課題も多いことも事実でありますので、特に、このような6期目の今後のスタートに当たって、町民の皆さんが期待できるような明快な答弁をお願いをいたしたいと思っております。

それでは、質問をいたしたいと思っております。町長選挙についてでありますけれども、先般、10月17日執行された町長選挙は、町を二分した激しい選挙でもあったが、これからの町政のかじ取りをどのように考えているのか問うものであります。

2番目に、大久保町長の誠の政治力について。町長は、平成13年から5期20年をかけつくり上げてきた基盤に立つ、主に人に焦点を当て、誠の政治力で全ての町民とともに、夢を実現できるまちづくりを目指すとして公約しております。大久保町長の5期20年を総括いたしまして省みたときに、あまりにも多くの課題を残しての6期目のスタートだと考えております。今後、町民への信頼回復へどのように取り組まれるのか、以下の項目について問うものであります。

1番目、①町民を好き嫌いで区分して判断していたと考えますがどうか問う。

②伊仙町堆肥生産組合未収金問題は解決できたか問う。

③漁業集落の活性化はできたのか問う。

④多世代交流機能拡張事業での備品未納問題は、解決できたのか問う。

⑤伊仙町糖業振興会における使途不明金（約1,400万円）の結論は出たのか問う。

⑥各集落の区長は、町の規則に基づいて町長が委嘱している非常勤特別職の公務員であると考えられるが、どうか問う。

⑦職員の人事異動は適材適所に行われているのか問います。

⑧町の自殺対策計画について問います。

⑨職員の綱紀肅正にどのように取り組まれているのか問うものであります。

他にもたくさんありますけれども、特に、このような今までに一般質問を通してきたその総まとめとして、できたのかどうか、町長は1期、1期認められてそれぞれ町政を進めていくと言われておりますので、そのまとめとしてこういう課題が残されておると私は考えておりますので、その課題が解決できたのか、明快な答弁をお願いしたいと思います。

次に、入札制度について。

伊仙町に指名願いの出ている会社名と指名制度について問うものであります。

以上、大きな3点と、そして細かく区分してありますけれども、質問をして2回目から自席で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

冒頭、美島議員から予期せぬ、少し評価もしていただきましたし、お褒めの言葉をいただきました。本当にありがとうございます。

しかしながら、多くの課題があるということも現実であります。そのことを6期目に向かっていかに解決していくかということでもありますけれども、この課題を、先ほど2番目、3番目の質問にあったように、この課題は8割程度はもう解決、結論が出てきたと思いますけれども、まだまだでありますので、これは全職員全力で課題解決のために今後とも励んでいくこととなります。

この町政のかじ取りでありますけれども、基本的には所信表明に書いてある6項目を中心にやっていくわけでありまして、簡単に言えば、今、団塊の世代の方々が介護難民になると、そして都会では、保育所が足りないと、待機児童が多く出ているというこの現実を見たときに、その方々がふるさとに帰ってくると、そして介護士が必要になってくると、そうすれば子どももまた増えてくる中で、私は分かりやすいと思って説明してきたのは、介護士、保育士の給与補填を町単独でするということでもあります。

これは誰が考えても全うな政策だと思っておりましたら、先般、岸田総理がそのことを明言しておりましたので、時代の流れを東京から地方への一極集中を是正するためには、最大の解決策ではないかと思っておりますので、そのことを中心にして人口増加するまちづくりということでもあります。

後ほど、この質問がありますけれども、今後、伊仙町は確かに激しい選挙でありました。しかし、この1期目、2期目、5期目、6期目、本当に激しい選挙でありましたけれども、今回、私が伊喜候補が掲げたチェンジ、長過ぎた20年というのぼりがありました。あのことは本当に私にとって見たら、もう大久保は飽きたという方々も支持者の中にも多くいらっしゃいました。

それをどのようにして覆していくかということに相当のエネルギーを使ったわけでありまして、それは町民との信頼をいかに強固にしていくかということと、こういう町にしていきたいということとを、ずっと町民の方々に訴えた結果が今回の選挙戦で、「それでは大久保にもう一回やってもらおうか」というふうな流れも出てきたのではないかと思っております。

町政のかじ取りに関しましては、先般、7人の議員にも説明したとおり、公平なまちづくり、そして、戦いが終わると、厳しい戦いが終わった後には、またみんなで一体となったまちづくりをするためには、あらゆる町長の判断すべきものは公平に、いわゆるノーサイドにしていくということを私は宣言してまいりましたので、そのことは実行して伊仙町が本当にエネルギッシュな町であります。

そのどこよりもこの愛郷心、そして島に対する思い、そういうものの強い町のエネルギーを一つにまとめて、同じ方向に持っていけるようにノーサイドは当然のことでもありますので、そのことを伊仙町議会の方々としっかりと議論して、そしてオール伊仙町という形を作り出していきたいと考

えておりますので、今後、今までのいろんな課題に関しましても、これも解決しておるし、今日はこの議会は確かにネガティブな町の課題、これは予期せぬ課題も、まさかと思うような不祥事も起きましたけれども、それはそれで解決していっておるわけでありますので、伊仙町議会が政策議論を、この町は伊仙町のこの36項目の公約がいかんにして実現できるかどうかも含めて、批判は批判すべきとし、そして正しいことは正しいという是々非々という考え方の下、皆さん方の力を借りていかなければ町が大きく前進することはできませんので、こういう気持ちで、今後、しっかりと取り組んでまいりますので、今日、永田議員が、多分、初めてだろうと思いますけれども、かなり細かな一般質問をしていただきました。全ての議員があのような形でやっていただくことが町の発展に直結してきますので、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひしたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

今、町長の話聞いて、公約の実現に向かったの決意も再度聞くことができました。所信表明の中でもいろいろ述べられましたけれども、その激しい選挙になったことに対する町長の考えが「チェンジ」、長過ぎた20年についての理解がちょっとできなかったという答弁だと思いますけれども、「継続は力なり」、私もこれは信じます。

しかし、その「継続は力なり」で、ある程度の大概の町長の公約は実現できたものだと、その一期、一期の公約の実現はできたと私も認めております。しかしながら、その公約が実現されて、その大きな対外的に向けられる政策、これは評価できるものがあると思います。

しかしながら、この小さな伊仙町において、内に秘めた人間関係あるいはいろいろな問題、こういうところから始まって、いろんな町長も課題を残したことについては認めておりますけれども、そういう課題が残されて、そしてなかなか解決ができない。そのままズルズル行って、さらにまたそういう課題を残していく。この20年間であらゆるいろんな課題が残されている現実には認めてもらえたと思っております。これを今後、どう6期目から解決していくのか、これは今後、町長の手腕にかかってくるものだと考えるところでありますけれども。私は、なぜ今回の町長選挙がこれほど激しい選挙になったのか、町長は今回の町長選に機動隊が入っていたのをお分かりですか。

○町長（大久保明君）

正式には機動隊が入ってきたというふうな報告があったかどうかは、ちょっと確認はしておりませんが、毎回来ていると思います。これ2回目に選挙に機動隊が来られたときに、県警の幹部が申し上げたことは驚くようなことでありました。ちょっと披露しますけれども。

最初の選挙は暴動というようなことが起きました。そのときの映像で県警の方々が住民に、住民のほうが強かったわけですね、腕力も。それをやっぱりかなり上のほうから指摘されたということの一つの理由に挙げていました。要するに、2回目、要請はしないつもりでありましたけど、そういう理由で要請しなくても来たわけでありまして。

私は、機動隊が来ることがマスコミが大々的に捉えるということが、また伊仙町民の気質が戦うことに対する否定じゃなくて、そういうことを面白おかしくマスコミが書いたりすることに関して、

町民は絶対だめだというふうな気持ちがあったかどうか分かりませんが、そういうふうな考えもあったような気がいたしますので、今回、機動隊が来たということは、私ははっきり聞いておりません。

それから、この課題をどうしてかっていうことでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、課題は今、全力で取り組んでおります。あと担当課長のほうから2回目のこの質問に関しまして、おのおの現状と解決する方向に向かっていることなど説明があると思いますので、6期目に向かっては、今、職員との信頼関係をいかに作り出していくかということに苦心しております。

今までその点が足りないと言えば足りなかったのではないかと思うし、それは私の指導力の欠如だったかもしれませんが、それは改めて反省して、全職員が仕事を遂行することに全力で邁進していけるように、今、職員のいろんな出張を推進したり、出向も担って、堂々この前から話したように、内閣府に職員が出向できている自治体は町村で伊仙町だけだということも誇るべきことだと思いますので、そういうことに向かって職員が切磋琢磨していくような機運をさらに高めて行けば、そのいろんな職員の仕事に対する怠慢とか不祥事を起こした要因でもありますので、厳しいチェックなどをしていくような指導をこれからもやって、今後、このような不祥事が出ないようにやっていきたいと全力で取り組んでまいります。

○14番（美島盛秀君）

町長の答弁を聞いて情けない話だなと、答弁だなと、職員との信頼関係が薄かったと、20年もたって信頼関係のない、こんなことが言える職員をどう見たんですか、今まで。

私的に町長の答弁を聞いたり、あるいは職員あるいは町民の声を聞いたり、いろいろ町政の状況を見たときに、私も少しは勉強しようという気になります。今、議会も正直に申し上げて7対7という本当に2分された議会になっている。

他の町村を見たら、2期目に無投票選挙だった、あるいは高い評価を受けている町村もたくさんあります。そういう中で伊仙町はこのような激しい町を2分した町長選挙になったということに対して、私は非常に残念な思いをしているわけでありましてけれども、私もある本の中で、「君子は周して比せず小人は比して周せず」、これは孔子の言葉だそうです。この言葉の意味を私は学ぶことによって、リーダーとしての資質あるいは上に立つ者のやるべき行動、そういうことをしっかりとこの何年間かで勉強をさせていただきました。そういうようなこと等を考えたときに、今の町長の信頼がなかったというのは、私はトップに立つその資質を私はもうちょっと冷静に判断をしていたらと思うところであります。

町長もこのことはお分かりだと思いますので深くは申し上げませんが、さらに、なぜ激しい選挙戦になったか。町長の出したいろんな資料を今持ってきました。また、ある他の候補の資料も持っております。この中で私たちが応援をした1人、全町民を対象とした支援金の給付1人10万円給付するという公約を出しております。これに対して、もうあらゆる方面での、これを私、誹謗中傷とは言いませんけれども、選挙には批判、お互いの公約に対する政策に対する批判はあつてしかるべ

きだと思えます。

しかしながら、私には理解ができないようなチラシが出回ったと。町長の伊仙町議会、誠議員連盟と書いてありますけれども、恐らく町長もこの新型コロナウイルス感染症というのは未曾有の国難だということを認めております。もちろん全国民が、あるいは世界の人たちがそれぞれの国難だと認めております。そういう中で国は国民1人当たり10万円のコロナ対策支援金交付事業を実施したわけでありまして、そのこの議場の中にいる皆さんも10万円いただいたはずであります。

こういう国難だからこそ私たち議会においても、あるいは地方の行政においても、これを乗り越えるために少しでも町民に寄り添った政策、それを公約として出すのは、私は当たり前のことだと考えていたわけでありまして、これに対して非常に公約に対する批判が出たということは、私は残念でならないところであります。

さらには、これちょっと読んでみますけれども、「伊仙町長選挙が差し迫ってきました。今、町内では過去の政争を呼び起こすような、また憲法21条により国民に保障された選挙の自由への侵害・妨害とも捉えられる街宣活動の実施、差出人不明の怪文書の存在、あたかも全てが真実のような根拠のない誹謗中傷ビラを全戸配布するなど、町民の皆様に対し負担や不安を与えている現状を極めて遺憾に思います。」と、こういうふうに書いてあります。なぜここまでやらなければならないのか。私はこのことは当たり前だと思っていますので、それはそれで政策の批判でありますので、お互いの批判はそれであってもよろしいかと思えます。

しかし、そういう中で、この人はクリーンな選挙をしようと、そのかわりクリーンな選挙をしよう。町民にコロナ対策で交付金を支給しようと、町民に寄り添った事業をやろうというのが私たちとか、一緒になって行動した人でもあります。そういう正しい選挙の在り方、そういう伊仙町を何とかして変えなければならない、それが長過ぎた20年、チェンジしなければならないという意味だと私は考えております。

そういう中で、こういうことが出て、正直言って町長、クリーンな選挙とは町長のほうから見てどう考えますか。

○町長（大久保明君）

美島議員が今回の選挙戦に関しまして、激しい選挙の割には400票という差がついたということは、町民の多くが私の政策、そして過去の実績を評価したという結論が出たわけでありまして。美島議員が今回の選挙戦で戦った方に対する敬意というか、そういうことも申し上げておりました。しかし、これはまだ結論が出たわけではありますので、私は今、美島議員が話したような足りないところもありますけれども、私がやってきたことが、まだまだ不十分だった面があるというふうに理解していただきたいと思えます。職員の信頼が完璧ではないということでもあります。信頼はもちろんあります。ありますけれども、足りないところがまだまだあるというふうに理解をしていただきたいと思えます。

そして、この伊仙町が私は3期目、4期目は激戦ではなくて、本来、他の自治体であれば無投票

になったかもしれないような選挙でありましたし、しかし、その間にいろいろ町民の方々の不満があったと、私はそのとき何をしたかという、伊仙町をしっかりした町であるとそういうことをアピールいたしまして、その評価、例えば伊仙町に多くの自治体二十幾つの自治体が議会を含めて視察に来たというのは、伊仙町の取組を高く評価したから来たのではないかというふうに思っております。

いつもなかなか美島議員とは基本的に合わないというか、私が言ったことを完全に否定的に考えたりするようなどころもあるので、これはゆっくり胸襟を開いて話をしていかなければ、同じ質問が繰り返されるような気がいたしますので、敵対視し合っている国と国が、これは中国のことわざで、呉という国と越という国があって、大変天気の良い時に同じ舟に乗ったと、これは「呉越同舟」ということであります。その舟に乗ったら、お互いに協力し合って揚子江の豪雨のあとを乗り切ったという「呉越同舟」というのは、本当に胸襟を開けて、先ほど美島議員も大変立派な格言を話しておりました。

そういうふうによっていけば、恐らくまだまだ理解し合えないところがあるので、そういった形で「呉越同舟」があって、その国と国は、それからは和解もしていったわけでありますので、そういうたとえを出したのでありますけれども、先ほどこれからは全てノーサイドで行くと、私は人事に関してはほとんどノーサイドでありました。しかし、それがなかなか理解しない職員もいたんで、そういう方に対する指導力が足りなかったのではないかというふうにも思っております。

いろいろ6掛ける6の政策をこれからもしっかりと実現をしていって、伊仙町が人口増加という形を実現していくことができるわけでありますので、どうかそのことも一緒になって前向きに捉えていただきたいと思いますし、そうすることが先ほど町が一体となるような格言を話をしておりまして、その実現のためにはそういう「呉越同舟」、同じ舟に乗ってこの難局を乗り越えていくというふうなことも必要ではないかと、私は考えております。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの町長の答弁で、不十分でありながらも反省はしていると。しかし、結果は出たんだから、私にも同じ船に乗ってほしいということでもありますけれども、しかし、みんなが同じ船に乗ってこぎ出したら、どっかで間違いが起こってくると私は思っておりますので、私は、町政のチェック機能の役目として、返って、私がこうしていろいろ言う結果は、町長にとってはよかったのではない

かなと私は自負いたしておりますので、これからもチェック機能を果たせる議会議員の1人として今後も活動したいと、そういう思いであります。

ただ、町長が言われている、今後、ノーサイドで行くと言われておりますけれども、やはり今までにこの言葉が欲しかった。一部の、私、恐らく一部の後援会、あるいは一部の人たちによるいろんな課題を残してきたのではないかな。そのために職員が、巻き添えといたらおかしいですけれども、いろんな不祥事が出てきたりしたという思いがしますので、そういうようなことにならないように、今後、努力をしていただきたいというのは、私も町長の考えと一緒にあります。伊仙町の発展のために私は、100%と行かなくてもせいぜい90%ぐらいは協力をしていると自負しております、思っておりますので、反対がための反対をするわけではありません。そういう私の考えも理解していただきたいと思うところであります。

それでもう1点、町長にお尋ねしますけれども、10月2日に、これ土曜日なんですけれども、ある集落で、あるところにお金を持ってきたと、そういうことで私は連絡を受けまして、行ってその本人と話をすることができました。その2日後の10月4日のこれ月曜日ですけれども、町長とある人が2人でそのお宅を訪ねて謝罪に来たということを知っているんですけれども、それは事実ですか。

○町長（大久保明君）

今、初めてそういう話を聞きました。それは全く事実ではありません。

○14番（美島盛秀君）

この件に関しては、私は本人に呼ばれて、そして警察に連絡をしてくれということで警察に連絡をしたら、どうしても本人と会うということで、本人が警察に報告をしたいということで警察に連絡をしたそうです。そうしたら、日曜日の2時頃言ったんですかね、警察にいろいろ事情を聞かれたと。それでまた最近も電話が来て、一体、警察は何をしているのと。実際に、町長がある人と2人で来たということも言ってあるのに、警察は、その後、調査もしない、何をしているかというふうなことで電話をいただいております。また、本人に会いにも行きました。来てくださいということで。ここまで本人が言うんですけれども、これも全く知らないわけですか。

○町長（大久保明君）

後でもよろしいですけれども、どういう人なのか。10月2日の何時頃、私とその自宅に行ったということですか。

○14番（美島盛秀君）

はい。

○町長（大久保明君）

自宅に私が1人で。

○14番（美島盛秀君）

ある人と。

○町長（大久保明君）

ある人と。

○14番（美島盛秀君）

国会議員の秘書と。

○町長（大久保明君）

国会議員の秘書。

○14番（美島盛秀君）

はい。

○町長（大久保明君）

と、その家に。

○14番（美島盛秀君）

はい。

○町長（大久保明君）

そんなにまだ痴呆は来ていませんからね、記憶はしっかりありますけれども、お金を渡したということですか。先ほどそう言ったですよ。

ちょっと待って。そう、もう1回、はっきり言ってください。

○14番（美島盛秀君）

あのですね、これは、町長、その自宅に行ったということを確認したかったわけなんですけれども、そこに、ある町長の支持者と思われる人が、これその集落の区長から頼まれましたと言って茶封筒を渡そうとしたと。恐らく現金が入っていたらろうと、その人曰くですよ。そうした厚みがあったから10万ぐらいだったんじゃないのという話でした。そういうことで、何で自分がそういうのでお金を渡されそうとか、あるいはこれ区長から預かってきて、大久保さんによろしくと言って渡されそうとしたと。なぜ私が大久保さんとか、あるいは他の人とか決めつけてくるのということで、相当そこで怒ったらしいです。そのことを思うとどうしても納得がいかに自分の友達に電話をしたと。町長の奥さんにも電話したと言いました。友達だから。はい。そういう点からして、町長がそれを聞いて、4日の日に、4日月曜日の4時頃に。（発言する者あり）

通告外じゃないよ、これ。区分したと言っているから。

○議長（福留達也君）

美島議員、その話と……。

○14番（美島盛秀君）

どうですか、町長、行ったのは事実ですか。（発言する者あり）

○議長（福留達也君）

町長も行ってないと言うし、美島議員は。

○14番（美島盛秀君）

いなかったらいなかっただいいと言ったらいいじゃない。

○議長（福留達也君）

あとは、もう、ここはその調査権はないところですから、じゃあ、次の質問に移ってください。
次の質問に移ってください。

○14番（美島盛秀君）

じゃあ、いいですよ、それはもう。できなかつたらできなかつただいいですよ。はい、じゃあ、次行きます。

そういうようないろんな不正があると。あるいはいろんなことがあるというような、これまたうわさと言うかもしれませんが、いろんな問題等があって、友達、私の知人である人と、私も協力しましたが、異議申立てを出しました。このことについては却下されましたけれども、そういうような問題があって、町を二分した激しい選挙であったと私は申し上げたわけでありまして、このことについては、今後、また解決できる方法もあろうかと思っておりますので、このことについては、1番目については終わりたいと思っておりますけれども。

あと1点、選管にお尋ねしたいと思っておりますけれども、今年8月の、これいいですか、町を二分した選挙だから、町長選挙の件ですから。

○町長（大久保明君）

内容によります。（発言する者あり）

○14番（美島盛秀君）

分からなかつたら分からなかつて、答弁できる範囲内でいいです。

今年8月末の総人口が6,506人になっています。そして去年10月の国調の基本台帳人口が6,139人になっております。この住民基本台帳に載っている数字と、それからこの総人口の6,506人の差が367人あります。これが、367人ある差というのはどういうのであるかは理解できます。その国調の結果の数字でありますので、基本台帳に載っている人が多いと。また実際に、町内にいた人は、国調で6,139人ですから、出稼ぎに行ったり、あるいは住所があってもいなかったりしてその差はあると理解できます。ところが、9月1日付の有権者数が5,280人です。これ5,280人でよろしいですか。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

美島議員の質問に答えます。

9月1日現在の有権者数の数は、今ちょっと手元にないんですけど、選挙当日の有権者数の数字は5,270です。

○14番（美島盛秀君）

10名ほど違いますけれども、5,270人から367人増えているものを引きますと、4,613人ですかね、4,600人ちょっとになりますけれども、当日の投票者数は何人ですか。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

当日の投票者数は、4,885名です。

○14番（美島盛秀君）

4,884名。（「5」と呼ぶ者あり）5名。そうしますと、この367人、この差を引くと、さらに差が増えてくるんですけれども。実は、例えば、そういう島にいない人たち、出稼ぎをした人たちが来て投票したもん分かります。郵便投票したのも分かります。ところが、いろんな話を聞いている中で、期日前投票、これにおかしな点があったんじゃないかと。

30年ほど前に、架空転入の問題で大混乱を起こしたことがあるんですけれども、そういうことが裏づけられるような、そのときのことが裏づけられるようなことがあったのではないか。架空転入をされて、プレハブ小屋を建ててそのプレハブ小屋で監視しながら、そしてさらには、今年はコロナがはやってマスクをしている。そしてある人曰く、「必ず期日前のときは帽子をかぶって行きなさい」と。「そうしたら顔が分からないから」ということまで私に言いました。こういうようなこと等があって、これが事実かどうか、不正があったかどうかは私は確認できませんので、そういうようなことで、激しい町を二分した町長選挙が行われたと。こういうようなことが二度と起きないために、私は、今後、クリーンな選挙を進めていく活動をしたいという思いでこういう質問をいたしましたので、あともって、この数字等については、また私も勉強をしながら進めていきたいと。

いかんせん政治には、地盤、かばん、看板、この3つが必要というのは、私も重々理解をいたしております。そこら辺りでいろんな問題点で、不正とか、あるいは問題等が出ないような、そういう町政に、今後、ノーサイドで大久保町長には頑張っていたきたいということを申し上げたくて、この質問をしたところであります。

この点については終わりました、次、2番目、お願いします。

○議長（福留達也君）

2番目の①からということ。

○14番（美島盛秀君）

①は、今のと関連もありましたのでいいです。

○議長（福留達也君）

2番目の②から。

○経済課長（橋口智旭君）

美島議員の質問にお答えいたします。

②の伊仙町堆肥生産組合未収金問題は解決できたのか問うということですが、現在、本人さんと連絡が取れずに知人等に連絡先を伺っておりますが、把握できていない状況にあります。

また、文書による請求や連絡等を配達証明つきで送付しているわけですが、こちらも不達の状態にあります。現在は、本人と早急に連絡を取るために捜査をしている段階でございます。

○14番（美島盛秀君）

確かに、町長は9月議会で早急に解決策を見つけると、早急に本人にも連絡を取って会いに行く
とまで言ったんですけども、町長は、その点に対して努力をしましたか。

○議長（福留達也君）

経済課長。

○14番（美島盛秀君）

町長に答えさせんにゃ。

○議長（福留達也君）

経済課長。

○14番（美島盛秀君）

町長本人がそう言ったんだから。

○経済課長（橋口智旭君）

現在、町長を含め打合せ等を行っておりまして、知人等に連絡先を伺っている状況にはありますが、本人の連絡先を得られていない状況です。

○14番（美島盛秀君）

町長は鹿児島出張やらいろんな出かける機会も多いと思いますよ。職員が行けば、それなりに
また出張旅費とか日時もそれなりに経過していきますし、町長、ついでがありますのでぜひやって
ほしいんですけど、本人と会う気持ちがあるんですか。

○町長（大久保明君）

9月以降、ほとんど島内にいました。先週、先々週東京のほうに出張をしてきました。この方の
息子さんが、一時、鹿屋にいるということで、それは連絡取れませんでした。聞くところによると、
今東京にいらっしゃるそうであります。その登記がもう息子さんに移っているということでありま
すので、その辺の関係から住所をまた探していきたいと思っておりますけれども。

先般、9月議会において土地の話をしたと思っておりますけれども、その土地をこの前、再度見たら、
そこにたしか、墓があったと思うんですけども、それがもう撤去されているような感じがして、
今後、あの土地を、今後町が購入して、またそれでも支払は足りませんけれども、そういった方向
も視野に入れて努力をしてまいりたいと思し、今後に関して、本人ないしその息子さんの住所を、
再度、いろんな彼らの知人等含めて努力をしてまいります。

○14番（美島盛秀君）

町長は、1期1期の町民の信任を得て5期20年を続けられたんだと。しかし、課題も多いことも
反省をしていると。しかし、そういう課題を残して、そのままずっとこれもう1期目からの課題で
すから、こういうのを一つ一つ片づけていくのが私は町長の務め、また、部下である職員への指導、
こういうことをやっていくのが町長の役目であると思っておりますので、ぜひ、早急に解決をして町民に
負担をかけないように。今、町民に負担かけているわけですから、負担をかけないような措置をし

て、町民の理解を得て、そして町長の言うノーサイドの、そういう町政を進めていただきたいと思います
っております。これをぜひ早急にできるかどうか、約束できますか。

○町長（大久保明君）

その対応はずっとしているわけでありますので、それ相当の情報を集めて、そしてその子供さん
の住所等を確認をしていくことは可能でありますので、これは全力で取り組んでまいります。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ早急に解決をして、町民に報告ができるようにしていただきたいと思います
っております。

次に、漁業集落の活性化について。

○経済課長（橋口智旭君）

美島議員の質問にお答えいたします。

漁業集落の活性化はできたのか問うとのことでございます。

本年度におきましては、ウニの中間育成や放流及びスジアラの稚魚の放流、また魚食文化の普及
活動としまして、阿権小学校の児童生徒及び保護者を対象にしたお魚教室の開催などに取り組んで
おります。予算が少ないなりに、現在、活発に活動をしているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

今言われたことは、漁業集落民のその活動と受け取っていいわけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

今申し上げました事業は、漁業集落の事業において、漁業集落民が実施している事業でございま
す。

○14番（美島盛秀君）

例えば、阿権小学校の子供たちを海に連れて行って観察をしたりしたと。そういう予算等は予算
が必要だったですか。

○経済課長（橋口智旭君）

予算等につきましても、漁業集落の事業の中で予算を活用しております。

○14番（美島盛秀君）

私が言いたいのは、820万あった当時の予算、これが120万円ほどに減額された。そうならば、
漁業集落民の活動は、恐らくできないだろう、少なくなってくるだろうと。700万近いそういう補助
金が減額されていきましたので、今後、これをどうするのか。たしか、漁業集落民を増やすような、
一人頭14万ぐらいの交付金でしたので、この漁業集落民を増やすような努力をしようと言ったん
ですけれども、そういう漁業集落民を増やして、そして国や県の補助金が増額されるような努力を
していますか。

○経済課長（橋口智旭君）

まず認識していただきたいのが、補助金が減額されたわけではなく、現在の漁業集落の人数にお
いて積算の上、我々が申請したもので補助金額の内示決定等を受けております。

また、現在行っている活動等に対しまして、先ほど阿権小学校のお魚教室の話も出ましたけど、こちらも他の小学校等の保護者の中でも話題になっておりまして、各小学校から自分たちのところでも開催してほしいという声かけも相当数頂いております。そういった活動を通して漁業集落のほうに、また漁民の方々が参入できるような体制づくりを取ってまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

もちろん少ない額でもできるでしょう。しかし、これから漁礁とか、あるいはオニヒトデ、あるいはヤスデ駆除、サメ駆除、こういうような駆除をするためには大きな予算が必要ですよ。例えば、漁業集落民を1人増やせば14万交付税が来るわけですよ。そういうことを努力しないと、漁業集落の活性化というのは、私は無理じゃないかなと。今、国や県のほうでも農林漁業の振興で非常に今、努力をしております。農林漁業の予算等も相当額、国の今回の補正事業で出ているはずであります。そういう中で、漁業集落民が少ないと。9人だったですかね、今。十何人ぐらいですかね。58人いたのがもう激減したと、これを増やす努力をしないことには、私は、予算はできないし、あるいは漁業集落の活性化はできないと思うんですけども。ただ、子供子供、小屋の活動をさせることだけでは地元の魚が食べられない、漁業集落民が今は個人個人で取って、小売みたいにして売っておいしい魚を私も食べますけれども、やはりこれで利益が十分上げられるような、そういう活動をするための交付金でありますので、ぜひ交付金が増やせるように、漁業集落民がまた30人、40人、50人と増えられるような努力をしていただきたいんですけども、今後、どう考えていますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ただいまの質問でございますが、6月、9月の定例会においてもお答えしておりますとおり、現在の活動を見まして、漁業集落に参画されていない漁民の方々が、今後、漁業集落民として活動できるような体制を整えているところでございます。またその際には、県のほうに追加申請等行う準備もしているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

私は、もう合せていますけれども、これ魚まつりの鍋釜の問題でと、あるいはサメ、オニヒトデの不正な問題が発覚して予算が減額されたということ等があります。そういうこと等を含めてこの事務的な仕事をした職員、その職員と会うこと、この前会いました。もうあの仕事をしなさい、この仕事をしなさい、その課内でもう無理やり、私にも理解ができませんでしたがけれども、本当に無理な仕事だったと。忙しくて、自分1人ではできないぐらいだったという話でした。そういうことで、もう自分は、計画もあったので、親の跡を継いで牛を飼った、畜産をやったほうが良いと考えたと。役場を退職することに決めたと。12月の途中でやめたとまで言いました。

ですから、ここら辺りも、先ほど町長は、職員との信頼関係が薄かったんじゃないかという答弁でしたがけれども、やはりこういうことをやるのが、職員のそういう勤務状態とか、あるいはいろ

んな状態を職員とコミュニケーションを取っていくのも課長の仕事、あるいは町長のリーダーとしての資質の問題だと思いますので、ぜひこういうことを一つ一つ、1期1期片づけられるように、今後、努力をしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

美島議員の質問にお答えいたします。

④番の多世代交流機能拡張事業での備品問題についてですが、現在、弁護士のほうに相談しているところでございますが、その中で確約書の金額ではありませんが、毎月返済があります。その本人に返済の意思があるということで、刑事告訴、また立件は現実的ではないと思われまので、今後は、裁判所における調停により進めていけないかと今、現在、協議中でございます。

○14番（美島盛秀君）

前回は調停を進めていきたいということでもありますけれども、本人が支払い中だと、これもあと何年かかるかも分かりません。しかし、何回も言いますように、町長は1期1期のことをちゃんと整理をして、それが認められた結果、積み重ねの結果、また6期目も再任されたという答弁でありましたけれども。私は、やはりこういうことを一つ一つ解決していかなければ、使い込んだり、あるいは不正で使ったお金を返しさえすればいいと、こういう安易な考え方、これが不祥事につながる原因だと思っておりますけれども。町長、この件に関して調停をするという、その調停はどういうふうに進めていくつもりですか。

○町長（大久保明君）

過去にも幾つかの解決した不祥事があります。そのときの職員に関しては厳しい対応をして、2人とも退職という形にもしておりますので、今後、今やっている職員の方々にも、再度、先ほど、どの職員か分かりませんが、耐えられないということで退職したという話でありますけれども、それ最近のことですか。

○14番（美島盛秀君）

調停のこと、どう考えて。

○町長（大久保明君）

いや、だからさっきからね、調停の話はその後しますけれども、どうも私は理解していない、情報が入ってこないんでしょうけれども、最近、そういう仕事が忙しくて退職したということは聞いていないんですよ。それ事実ですか。

○14番（美島盛秀君）

その多世代機能備品の問題、町長も責任を取って減額になったり、給料を減額したり、あるいは五十何万支払ったり、そういうことがやったんじゃないですか。その事実ないです、覚えていないですか。

○議長（福留達也君）

それじゃなくて、先ほど漁業集落の件で、漁業集落の……。

○14番（美島盛秀君）

いえいえ、さっきの問題、いや、さっきの問題はもうそれでいいのよ、終わったから。備品問題よ、次の問題だから。前もその退職者知らなかったち言ったんだけど。

○議長（福留達也君）

調停をどう進めていくかという答弁からよろしくをお願いします。

○14番（美島盛秀君）

備品問題、町長、その調停についてどう……。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

調停についてですが、これは、まだ詳細については何も決まってははいませんが、弁護士のほうに委託といたしますか、業務委託といたしますか、そういった方向も今、考えているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

9月議会もそういう調停の話が出ましたけれども、あれからもう2か月たっていますよ。やろうと思えばね、もうこれすぐできますよ。やっていないんじゃないですか。ただ弁護士に任せっきり。その弁護士費用とか、そういう予算等はどうなっていますか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

9月の議会以降、弁護士のほうにまだ会いにいけないんですが、費用については、7月に1回相談に行ったときは別の旅費がありましたので、そちらのほうで鹿児島の方に行って相談してきたところでございます。

○14番（美島盛秀君）

その弁護士費用を含めて、そうしたあんなんかの旅費、こういうを含めると相当な町民への負担をかけているわけですよ。そういうことを役場の金だから、これ町民の税金ですよ。そんなことを引き延ばし延ばしで何かの相談をまだしていない、任せっきり、これ税金の無駄遣いと思わないですか。早急に片づけて、そして一つ一つ片づけるのが職員の仕事じゃないですか。どうですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問であります。他の仕事の出張のついでに相談に行ったという経緯でありまして、その弁護士の相談というのは、月々、相談をしている弁護士についてはその支払い、新しく弁護士費用が発生したという経緯ではなく、出張のついでに立ち寄って、どうすればいいかという相談を行ったという経緯であります。

○14番（美島盛秀君）

それは分かりますよ。それで少しでも旅費等が浮かせればいいわけです。弁護士費用も浮かせられればいいわけですから。ところが、これもう5年に、5年目ですよ。それをもうそれぞれが弁償

しているから、三百八十何万ですか、弁償しているからもういいんじゃないのと、何もなくていいんじゃないの、調停してもう何もなかったようなことになればそれでいいという、そういう考えじゃないですか、調停というのは。どうですか。

○総務課長（久保 等君）

今、本人と確約を取ったことで全て順調にということではないわけですので、その辺で告訴という話も出て相談に行ったところでもあります。その中で、その調停というものは、裁判所の決定事項と似たような効力を有するというので、それを弁護士に相談をして、そこから調停を取ってもらう方法が一番、今、理想じゃないかということで判断していますので、その事務を進めていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

調停を取って、そしてさらには、今、鍋の使い込みのお金は返済されている。今でも月々返済されているということなんですけれども、先月、この直近の2か月でどれぐらい、月々幾ら入っているんですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

現在、毎月2万5,000円ずつ返納されている状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

本人は2万5,000円ずつ支払いをしている。そうしますと、職員を含め、町長をはじめ職員、当時の副町長、教育長、5名だったと思いますけれども、この支払は済んでいる。さらにまた、その本人から2万5,000円ずつ徴収している。これ二重取りになると私は思うんですけれども、その支払った分についての今後の処理、あるいは今から徴収するお金の処理、これをどういうふうに行っていますか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時49分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

先ほどの質問でございますが、現在、毎月返納はされている状況であります。美島議員のおっしゃる未納品の問題については、町長以下、当時の職員で弁償をしたところでございますが、そちらに毎月返済された額を戻してはございません。

○議長（福留達也君）

だから、それは、どういった預け入れの処理をしてるんですかということですよ。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

現在、今、返納をされた額は、町のほうで持っているという状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

その返納をされておる2万5,000円については町で預かって、あと、それが全額なったときに、町長とか、以下職員が払ったのを、また払い戻すんですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

そちらについては、またいろいろ協議が必要だと思いますけど、今現在では、現在70万ほど返済されてるんですが、まだあと何年かかかるものと今思っているところでございますが、今後、そのようなほうも協議して進めていきたいと思えます。

○14番（美島盛秀君）

いつまでも、今後協議していくという、それはいつもの答弁ですけども、もう4年も5年もたって協議していくでは、もう済まされない問題だと思いますよ。町長はちゃんと一期一期の信認を受けて行政を預かっているとはっきり言ってるわけだから、そこら辺りをしっかり町民に理解できるためには、一期一期のことをどうするかという結論づけて、そして、町民に理解を得ていかないと、今後進めていきますだけでは解決しない問題だと私は思いますが、町長、そういう問題について今後どう取り組んでいく、また、どう指導をしていくつもりですか。

○町長（大久保明君）

美島議員の言ったとおりだと思います。今後、一期一期をそこでもう結論を出して、新たに次の町長になったときに、まずゼロからしっかりスタートできるように、負担を持ったままやるのではなく、その4年間で完結をしていくようにやっていきます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひそういうはっきりとした分かりやすい、今後、答弁もお願いしたいと思います。町長は所信表明で、ノーサイドで透明性のある行政に努力しますとはっきり言ってるわけですから、そういうような今後努力をすれば、恐らく次辺りは無投票になるかもしれません。頑張ってくださいと思います。

次に、⑤の糖業振興会。

○経済課長（橋口智旭君）

糖業振興会における用途不明金の結論は出たのか問うとのことですが、現在、刑事告訴におきましては、警察の指示により告訴状の修正及び資料の提供等を行っているところでございます。また、民事訴訟におきましては、先般9月議会において、訴えの提起及び裁判費用等の予算が可決していただきましたので、準備を進めているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

この件に関しても早急に解決をしていかなければいけないんですけども、そのめど、あるいは、いつ頃解決できるのか。そうしないと、また国からの補助金申請とか、そういう問題の予算関係も

生じてくるし、信頼関係もあると思いますので、いつぐらいがめどにできるのか、弁護士とのそのやり取りはありますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

事件解決のめどということですが、本事案につきましては、事件事案発生時当初から全員協議会、また経済建設常任委員会、議会のほうでご説明いたしておりますが、最低でも2年から3年ぐらいはかかるという弁護士の見解でございます。

○14番（美島盛秀君）

まだあと3年もかかる、また、7期目にまだ問題を残してやるかもしれません。そういうことを考えて、今の積み重ねが未来につながるわけだから、いい方向で積み重ねをして前に進める行政、これが行政の在り方だと思っておりますので、ぜひ早急に解決できるように、今後努力をして、町民の誤解を解けるように頑張りたいと思うわけですので、逐次議会報告等も行っていただきたいと思っております。

次、6番目の各集落の区長。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問にお答えいたします。

各集落の区長は、町の規則に基づいて、町長が委嘱している非常勤特別職の公務員であると考えられるかどうか問うという質問であります。当初予算のほうでもちょっとお答えしてあるんですが、地方公務員法改正による会計年度任用職員制度の開始に伴い、総務省発令の事務処理マニュアルにおいて、これまで特別職非常勤職員であった区長の職について、引き続き特別職として任用することは適当でないという判断が下されております。文書の配布、回覧など、地方公共団体と地区住民の連絡調整などといった業務を委託することも考えられるという内容が示されたことから、令和2年第1回定例会において、駐在員に対する報酬を削除する内容の条例改正を行い、併せて伊仙町駐在員設置規則を廃止し、新たに伊仙町行政事務連絡業務の委託に関する規則を制定し、業務委託を行っているところであり、現在は、地方公務員法の適用外となっております。

○14番（美島盛秀君）

私がある市のことを調べましたら、そういうような文言が載っております、区長とは、市の規則に基づいて市長が委嘱している非常勤特別職の公務員ですと。しかし、地域で様々な活動をしている自治会長と混同されている場合がありますと。だから、区長と自治会、例えば、公民館長とか、あるいは、集落の何々役員とか、会長とか、そういうのとは区別して特別職というふうに位置づけていると、その区ではですね。ですけども、伊仙町では特別職ではないという認識でよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど説明したとおり、条例の改正等を行って、業務を委託するという形を取っておりますので、

これが地方公務員法の適用には、区長さんは該当をしないということでもあります。毎月開催している区長会の出席、それから、町民との相互の連絡、あと、町の配布物の配布と、あと、行事等の周知に関する業務等が、区長の役割としては、今、担ってもらってるところであります。

○14番（美島盛秀君）

私がこれを聞いた理由は、まあこれも町長選挙に絡みますけれども、さっき言いましたある集落の区長さんから頼まれて、その人は持っていったと。それで、いろんな選挙後の話などを聞いてくと、区長が中心になって町長の選挙運動をしていたということ等を含めて、区長がそういうことをすると、集落を二分してしまう。今、本当に各集落二分されて、町長の言う、全ての町民が集落のまちづくりということを言ってるんですけども、果たして全ての町民が一緒になってできることがあるのかどうか。今後、区長の在り方、区長の資質の問題、区長の指導と、どういうふうに全ての町民、集落の代表として、26集落ですか、の代表として集落をまとめていくのか。そういう指導等、研修等、そういうことを今後どう考えているのかお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

先日も区長会があったわけなんですけど、その際に町長のほうから、厳しい選挙であったんですけど、今から先はみんなが主役になる取組、それを進めていかないといけないということで、区長さんにもそのことを理解してもらいたいということで、町長のほうからそういった指示があったところでもあります。

○14番（美島盛秀君）

正直言って、まあ全員とは言いませんけれども、ある集落の区長辺りは、もうはっきり区分して、区分けして、集落の人たちを見る目が違いますよ。行動も違います。そういうようなことから、一緒になって今後集落を一つにして、村の活性化にできるのかどうか、私自身議員として口ばさみするわけにもいかないところもあります。他の集落はどうか分かりません。そういうようなこと等が、まず末端の、私は末端の組織とっておりますので、区長というのは。それを町長が委嘱するわけですから。だから、そこら辺りの指導、あるいはまた、町長もそういう自分に協力できる人だけを推薦するとかでなくて、どうすればその集落が一つにまとめられて、そして、伊仙町がよくなっていくか、全ての町民、集落民がいろいろな活動に参加できるかどうかということ等を指導して、区長の役割というのを責任を持たせてやる必要があると思うんですけども、今後、町長、どう考えてますか。

○町長（大久保明君）

先ほど総務課長が話したように、今回、区長の中で、そのことを徹底して反対してた区長がかなりいます。それは、なるほどと思います。区長として全集落民にいろいろお願いをしたり、クリーン作戦の参加・配布等、いろんな行事に参加するようにお願いしてる中、町長と一緒に集落を回ることは絶対できないという区長さんもかなりいらっしゃいましたので、また、この激しい選

挙戦の中で、何としても私を再度町長にしたいという強い思いから、一緒に、区長という立場である中で、一支援者として回っていただいたという方も何人かいらっしゃいますので、そのことは先ほども、おとといですかね、忘年会の前に、区長会でそのことをはっきりと区長の方々にノーサイド、全町民が活躍していくということをお願いしたところでもありますので、そのことは理解していただけたと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ集落をまとめるのは区長の仕事でもあり、役割ですので、いろんな感情等がないような、そういう方向づけを今後していただきたいと思っております。お願いをします。

次、7番目の職員の人事異動についてお願いします。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問の中の職員の人事異動は適材適所に行われているかっていう質問であります、それぞれいろんな性格も持ち合わせていて、職員の数も多いわけではありますが、100%できたとは言いがたいんですが、人事異動について適材適所に行っていると自負しております。

○14番（美島盛秀君）

もちろん適材適所で配置をしなければいけないわけではありますが、11月1日付の人事異動で、たしか4月1日付の人事異動で、前に座っていらっしゃった課長さんが1年もしないうちにどっか変わったというように私は受け止めておりますけれども、本当にその職員を信頼をして、その職員に課長を任命をして、そして、その仕事を頑張っていたきたいと、そういう気持ちがあれば、たとえ、まあ私は、町長選、選挙絡みの感情もあったと思います。以前はそうでした。だから、私は、いろんな観点からこういう体質を変えなければいけないということを申し上げてきたわけですけれども、それは、町長は、その異動は適材適所であったというふうに思っているのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、議員が想定している方も、私の考えと同一と思うんですが、今までの過去の課長としての実績、指導力、そのことをもろもろ考えた上で、今回その後まとめてほしいということでの町長のお願いでありましたが、人事の中身についてあれこれ言うことは避けたいんですが、今回本人の希望も申し出てきましたので、それも考慮した結果での異動でございました。

○14番（美島盛秀君）

町長は職員との信頼関係がなかったことを反省してるということでしたけれども、そこら辺りが1番問題なんです。信頼をして一旦人事異動をして頑張ってもらったわけですから、1年もしないうちにええ異動したら、途中で仕事投げ出したにも一緒ですよ。せめて1年ぐらひはさせて、仕事しっかり覚えさせて、そして、その課内の人に仕事を引き継いで、そして、次に移らないと、これ適材適所と私には全然思えません。適材適所というのは、やはり1年から2年間しっかりとそ

の課の勉強をさせて、そして、しっかりとその課を、何といたしましょうか、まとめ上げて、そして他に移すと。他の町村では、私も議長でいろんなところで話を聞きました。そういうところはないですよ。聞いたことがないです、町長選挙後にすぐ異動するとかいうことは。まあそれは、その職員それぞれの考えで、あそこに行きたい、希望のする職員もいるでしょう。そこら辺りを重々今後検討をされて、異動については町長の権限でありますので、町長の今後の信頼回復のためにもご努力をしていただきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

この定期的な異動についてもなんですが、その職員の向き不向きの業務もあるわけなんですが、しかし、若いうちにいろんな部署を回って、その部署の多岐にわたる業務っていうのも存在しますので、その辺を分かった上で、後々上司になったときには、また部下の指導も行っていかざるを得ないわけですので、そういった異動によってその部署の業務が分かる、また他の、今、自分がいるところが忙しいのではなくて、他のところもまた忙しい、こういった業務があるんだということも感じないと、その後の部下の指導にも役立てられないわけですので、それをもってすると、横の連携、自分がいたときは、この課はこういうことをして、こういうことを目標を持ってたと。そのことがまた、今、目前にある困難とか、そういうところにも立ち向かうためには、過去の経験を生かした横の連携というのも持ったほうが、伊仙町として進む政策としてはいいわけでありますので、これも人材育成の一環として、定期的な異動また部下の指導等もできるように人材育成を図ってまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

考えは、いい考えだと思います。しかし、実際に異動したときの職員の気持ち、あるいは、町長の感情的な、そういうようなこと等が表れてるのじゃないか。そういうことを今後なくして、ノースサイドで、町政発展のために職員を一生懸命頑張らせる指導等をしていただきたいと思います。

じゃ、次の8番目、自殺対策計画についてお願いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

美島議員の8番目、町の自殺対策計画について問うについてお答えいたします。

本町の自殺対策の取組の現状についてお伝えいたしたいと思います。

平成30年度に伊仙町いのち支える自殺対策計画を策定し、その計画に基づいて対策に取り組んでいるところです。期間については、平成31年度から令和5年度までの5年間としております。

令和3年度の取組として、臨床心理士相談会、こころの健康づくり講演会、SOSの出し方教室、ゲートキーパー養成講座、こころの電話相談などを行っております。

現在、自殺者数について、令和2年度が30代1名、80代2名、計3名、令和3年度、現時点で40代1名、30代2名、計3名となっております。平成21年度から約3名の方が自殺により亡くなっているといた状況が今日まで続いており、目標を達成できてない現状であります。

令和2年度までのプロファイリングでは、高齢者の自殺率が高いとの結果が出ていますが、令和

3年度においては、若年層の自殺率が増えてきています。

近年、県主催の新規採用職員研修や新規係長等研修などにおいても、メンタルヘルスの研修は必ず行われており、町においても、職員向けメンタルヘルスチェックや研修会を行っております。

自殺を防ぐことに特別な資格の必要はありませんので、地域や知人、友人、身近な人での見守りが重要だと考えております。そのため、現在進めているゲートキーパー養成講座を住民向けに広めていく計画となっております。

○14番（美島盛秀君）

課長が言われたように、私、ここに自殺対策計画を持っております。2年前にこの計画書ができたときに、議会としても説明を受けております。そのときに、やはり自殺を、まあ自殺願望というか、そういう自殺をする人たちの気持ちを考えたときに、やはり行政としても真剣に取り組んでいかなければいけないなという思いがしたところでありましてけれども、ここに町長の言葉があります。「自殺は、その多くが追い込まれた末の死と言われております。自殺の背景には、心の問題だけでなく」云々と、そして、「地域の様々な課題にきめ細かく取り組むことが必要です」ということを書いてあります。また、「困ったときに誰を頼ればいいのか、どこに相談すればいいのか分からない人がいる、こういうこと等をどう取り組むのか、あるいは、私自身を含めた町職員全体が先頭に立って、様々な不安や生活困窮などの悩みを抱える町民の皆さんとの相談支援にも取り組む」と、いろいろ書いてありますけれども、つい最近、町の職員が自殺をいたしました。本当に悲しい出来事だと思います。すばらしい職員であったと、私たち議会事務局にもいまして、私も3年間一緒に仕事をすることができて、非常に立派な職員だったなという思いがして、こういう立派な職員が自殺する理由が、全く私たちには分かりません。こういうことを含めて、自殺をした人が何名かいました。まあこれは一般の当然内容は分かりませんが、また、そういう病院に通って治療をしたり、あるいは入院をしている、まあ鬱病ですか。引込み的な病気ですかね。そういうような職員もいると聞いております。そういうような指導を一人一人、あるいは、そういう職員の全体の指導、どういうような形で、今言われたことが実践されていると思いますけれども、一人一人の職員のそういう指導が十分できているのかどうか。私はちょっと職員のいろんなことを聞いたり、見たりしているときに、何か伊仙町の職員の中には、索漠としたような、何か粗雑さがあるような感じがして、真剣にそういう問題等に取り組んでいるのかなという見方もしております。今後、あるいはまた、これまでにそういうようなこと等について、一人一人の性格とか、あるいは事情、あるいはいろんな生活状況、そういうこと等を何か、以前に私は、マイ手帳というのを書かせて、毎日、課長がそれを見ればいいんじゃないのということも提案したことがあるんですけども、何かいい方法はないのか。特別なそういう思い、今後の指導方法があるとしたら、どうやればそういう自殺を防げるとお考えでしょうか。お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

ただいまの、先月、公職の中からということでありましたので、私たちもどうすればよかったのかという手探り状態ではありますが、個人の心の中をどう見抜くのかというところについては、ちょっと難しい点もございますが、自己評価制度というシート、これを提出してもらうことに毎年しています。その中で、悩みがある方については、その課の課長、課内会議辺りで、例えば、事務がちょっと遅れがちとか、そういうこともみんなでも共有しないといけないということでもありますので、その辺をまた、全体の役場の職員ということではなくて、その課内で一応メンタル的なものを話し合っていこうという、そうすることによって話しやすい環境というものをつくられていくと考えていますので、そういう面で、もう悩んでそういった状態になる前に食い止める方法を、また確立していきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

職員間の、その課内のそういう指導等を徹底していけば、私は、細かい組織、それが幾つか、各課がありますので、そして、全体的に広げていくという、そういうような方法だと思いますけれども、とにかく横のつながり、コミュニケーションが私は大事だと。そういうコミュニケーションをうまく取れるようにするためには、やはりお互いの、そういう人たちのケアをしっかりとやらなければいけないのではないかなという思い等があります。そういう指導等はやはりやっているとは思いますが、しかしながら、職員の中からそういう病気で入院したり、あるいは休職したり、あるいは自殺までしたということ考えたときに、その最近自殺された職員、退職願まで出ていたと、そこまで悩んでいたということなんですけれども、それは受理されていたのか、あるいは、受理しないで、預かった中で自殺があったのかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

その経緯をこの場で話すというものは、家族の皆様もこれを見てると思いますので、ちょっと休憩した中で説明させていただきたいんですけど、よろしいですかね。今これを見て、やっぱり気まずい思いするご家族の皆さんもいると思いますので、一旦……。〔「まあ後で、後でもいいですよ」と呼ぶ者あり〕後で、じゃあ、それについては説明いたします。

○14番（美島盛秀君）

なぜそういうことを、まあ家庭にも本当に申し訳ない質問だとは思いますが、例えば、その義理のお母さん、私に3回ほど電話来ました。もう涙で言葉にならないほどの電話でした。そういうことを含めて、まあ家庭の事情はあったかもしれません、いろいろ。そういう自殺を防げる、立派な職員でありましたし、ような対応をぜひ取っていただきたい。そういうことと職員のコミュニケーション、あるいは職員の綱紀肅正等も含んでありますけれども、私は、ぜひ役場の職員を見て、私は議会のとき、あるいは、特に朝早く来るわけなんですけれども、会ってもなかなか挨拶しないですね。こちらから「おはようございます。」と言ったら、まあする人もいますけど、全部とは言いません。うつむいて、すーっと通り抜けて。また、特に女性辺り、役場に常勤する人たちは制服を作って、きちっと、これは伊仙町の役場の職員だとできるような、姿勢をまず整えていけ

ばいいのじゃないかなと。例えば、いろんな民間企業では、制服姿があります。本当にその姿を見たときには、私はこの社員だよと自信を持ってやっている気持ちが伺えます。ですから、そういう伊仙町役場の職員だよというぐらいの制服ぐらいは予算化して、買いなさいと言ったら、また買わない方も出てくるかと思えますので、予算化して、年に一度ぐらいは支給できるような、そういう余裕を持って財政改革等、あるいは、職員に寄り添ったそういう予算等も措置をしていただくのが、今後これからの課題ではないかなと考えますので、ぜひきちんとした制服、言葉遣い、挨拶、そこら辺りをしっかりと、今後、同じ共通点、同じ目的でもって職員の仕事に精が出せるような体制づくりをやっていたきたいと思います。

今後そういうこと等、まあお願いですけれども、どう考えるのか、予算措置等どうですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今いろいろ指摘があった中で、ちょっとつめの色がちょっと派手とか、髪の毛の色がちょっと目立つとか、そういうところも何点かあったので、全体朝礼の中で、役場の職員としてのモラル、そういうところは徹底していただきたいということで指導もしてございます。

それから、制服についてなんですが、町の支給ということではないんですが、役場の職員組合がありまして、その中で、去年ですかね。ポロシャツ、半額職員組合が補助をして、半額で購入してもらおうということ等も実施しております。その中で、以前、スーツということも実施したんですが、それにはまたちょっと金がかかり過ぎたりするので、夏場等のポロシャツ、伊仙町のマーク入りのものを、そういった組合との協議の中で、購入することによって、町の統一した制服という形も取ってまいりたいと考えているところであります。

○14番（美島盛秀君）

9番目の綱紀肅正まで含めて問いましたけれども、ぜひこういうことで、きちとした中で職員が仕事ができるような体制、職場のそういう体制づくりも大事だと思いますので、今後努力をしていただきたいと思います。

次、入札制度についてお願いします。

○議長（福留達也君）

残り10分であります。

○総務課長（久保 等君）

入札制度について、伊仙町に指名願の出ている会社名と指名制度について問うというご質問であります。議会の資料提出ってということで、鹿児島県内の指名含れている方々を教えてくださいということでありましたが、個々の会社においては、指名願がこちらに出ている出てないっていうことを、こういった資料を使いますよという了解も取っていませんので、今回、議会のほうで閲覧方式でということをお願いしたところでありますので、そこはご了承いただきたいと思います。

今現在、伊仙町では、指名競争入札っていうことの制度を取り入れてるわけなんですけど、ちょっ

と一般競争入札と指名競争入札のメリット・デメリットについて申し上げますと、一般競争入札という方式は、手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ない等のメリットを有している反面、不良・不適格業者の排除が困難であり、審査事務量が膨大となる等のデメリットを持ち合わせているということでもあります。一方、指名競争入札は、信頼できる業者の選定・入札・契約や工事監督に係る事務の簡素化、受注の隔たりの排除、良質な施工に対する付与などのメリットを有している反面、業者選定が不透明で、客観性に欠ける恐れがある等のデメリットを持ち合わせているという現状があります。

○14番（美島盛秀君）

この資料請求をしてみたところ、町内の建設関係の、土木建築ですね、業者が40業者いますね。それから、コンサル業務が3業者、それから、物品役務、ごみ袋等々、ごみ処理ですね。こういう等を含め、願いを出しているのが32業者、町外の土木建築、天城町、徳之島町のほうが13業者、それから、測量コンサル業務が10業者、物品その他もろもろの入札している業者が24業者、それから、島外業者315社、これ土木・建設・電気・管工事等々を含めて315業者。この検討、これだけの指名業者がいる中で、町長は今後、ノーサイドで指名もやるという発言がありましたけれども、この前の中でありましたけれども、もちろんノーサイドで、いろいろしがらみをつくってはいけないわけでありましたけれども、しかし、町内業者だけは優先していかなければならないという思いがありますので、この40業者、あるいは、コンサル業務3業者、物品いろいろ役務関係32業者、このそれぞれの指名業者については、最優先をして行う考えはあるかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

地元業者育成ということでもありますので、そういう初対面で優先的に指名を組むわけなんですけど、そこで資格等の問題もありますので、全てここで済まされるということでもないと考えております。業者育成という面からにおいても、地元業者優先にできるものは、全てまた地元の業者に指名をしていくのが当たり前だと考えております。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの説明で、指名競争入札あるいは一般競争入札のメリット・デメリットがあるということでしたけれども、指名競争入札あるいは一般競争入札の違い、一般競争入札にしたら全県下、先ほど言った町内、島内、県外、島外、これ全部から一気に入札ができるのかどうか、あるいは、一部の人に限って一般競争ができるのか。そこら辺りは、我々素人ですので分かりません。この件については、また詳しく、新庁舎の請負議決の案件がありますけれども、ここでもまた伺えますので、簡単に一般競争入札はどういうふうな形でやるのかお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

一般競争入札と指名競争入札それぞれメリット・デメリットがあるわけなんですけど、これをもう始めるということ考えているわけではありませぬので、そこはご了承をいただきたいんですが、

例えば、一般競争入札をする際に、今、美島議員が言われた何の制限もなくすると、大手から入ってくるという可能性もありますので、地域、それから、資格等の制限をかけて一般競争入札に付するっていうことは可能ではあります。しかしながら、これらの制限をかけ過ぎると、言えば、指名制度の入札とあまり変わらなくなってしまうというデメリットもありますので、その辺のことも、これから先、いろんな優先的にこれを実施しているところ、それから、先ほど申しましたメリット・デメリットのことも鑑みて、いろんな方向から検証をしていかなければならないものだと思っております。

○14番（美島盛秀君）

5年、6年、もう8年にもなるかな。中野副町長のときの指名委員長でありましたときに、一般競争入札の件でやったらどうかということで、検討をしますという答弁がありました。検討をしていきますと、それ以来ずっと指名競争入札になっているわけなんですけれども、できるものであれば、いい方向で、いろんな問題等が起きないように、そういうような、とにかくもう何回も言いますように、町内を二分するようないろんなしがらみが出てくるのは、私は、この入札問題、こういう問題に関係があると思っておりますので、そういうことさえしっかりできれば、私はトラブル・問題等は起きない、本当の意味でのノーサイドでいけば起きないと思っておりますので、指名競争入札がいいのか、一般競争入札がいいのか、そういう辺りを検討しながら、今後、透明性のある行政運営に努めていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（福留達也君）

これで美島盛秀君の一般質問を終了いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

次の議会は12月9日です。明日は午前9時30分より全員協議会を行いますので、議員の皆さんは時間までに議会委員会室へご参集ください。

なお、この後、陳情審査を行いますので、経済建設常任委員の皆様は委員会室へお入りください。どうもお疲れさまでした。

散 会 午後 2時37分

令和3年第4回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和3年12月9日

令和3年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年12月9日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第54号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第55号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第56号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第57号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第58号 令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第59号 令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 総務文教厚生常任委員会所管事務調査委員長報告
- 日程第8 経済建設常任委員会所管事務調査委員長報告
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君 議会事務局次長 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	佐平 勝秀 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	久保 修次 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	上木 博之 君
水道課長	田中 真琴 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育 長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	義 了 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第54号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

○議長（福留達也君）

日程第1 議案第54号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第54号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額86億5,420万円に、歳入歳出それぞれ1億2,768万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を87億8,188万5,000円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

10款地方交付税、補正前の額32億2,513万2,000円に3,788万4,000円を増額し、32億6,301万6,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額11億2,619万5,000円に8,277万5,000円を増額し、12億897万円とするものであります。

主なものとして、民生費国庫負担金において、障害者自立支援医療給付費負担金300万8,000円、障害児入所・通所給付事業負担金983万2,000円、総務費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金738万2,000円、民生費国庫補助金において、子育て世帯への臨時特別給付金給付費補助金6,100万円等の増額が主な要因であります。

15款県支出金、補正前の額5億7,977万1,000円に850万6,000円を増額し、5億8,827万7,000円とするものであります。

主なものとして、民生費県補助金において、障害者自立支援医療給付費負担金150万4,000円、障害児入所・通所給付事業負担金491万6,000円、衛生費県委託金において、海岸漂着物地域対策推進事業費270万円の増額等が主な要因であります。

18款繰入金、補正前の額5億7,136万1,000円に604万8,000円を増額し、5億7,740万9,000円とするものであります。

基金繰入金において、きばらでえ伊仙応援基金繰入金604万8,000円の増額によるものであります。

20款諸収入、補正前の額6,123万1,000円に137万2,000円を増額し、6,260万3,000円とするものであります。

民生費雑入において、徳之島地区介護保険組合負担金精算返納金137万2,000円の増額によるものであります。

21款町債費、補正前の額22億5,225万4,000円から890万円を減額し、22億4,335万4,000円とするものであります。

主なものとして、過疎対策事業債において、特定地域振興生産基盤整備事業町負担金1,740万円、防災・安全社会資本整備交付金事業費1,430万円の減額等が主な要因であります。

歳入合計、補正前の額86億5,420万円に1億2,768万5,000円を増額し、87億8,188万5,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書6ページをお開きください。

1款議会費、組替えのみの補正により金額の増減はございません。

2款総務費、補正前の額27億3,699万円から1,092万6,000円を減額し、27億2,606万4,000円とするものであります。

主なものとして、一般管理費、会計管理費、企画費において人件費、旅費、委託料の減額。企画費において修繕費327万3,000円の増額、徳之島交流ひろばほーらい館運営費への繰出金843万3,000円の増額、監査委員費において人件費、旅費等の減額等が主な要因であります。

3款民生費、補正前の額15億1,610万5,000円に9,379万3,000円を増額し、16億989万8,000円とするものであります。

主なものとして、社会福祉総務費において国保会計財政安定化支援事業繰出金265万9,000円の増額、国保健康保険事業費繰出金127万4,000円の減額、老人福祉費において地域支援事業費繰出金115万4,000円の減額、障害者福祉費において障害者自立支援医療給付事業費601万8,000円の増額、障害児入所・通所給付事業費1,966万6,000円の増額、児童福祉総務費において子育て世帯への臨時特別給付金6,100万円の増額等が主な要因であります。

4款衛生費、補正前の額6億8,452万円から13万7,000円を減額し、6億8,438万3,000円とするものであります。

主なものとして、1項保健衛生費において3目保健センター運営費から、6目母子衛生費にかけて人件費等の減額、海岸漂着物地域対策推進事業費において、重機借り上げ料134万円の増額、清掃総務費において、徳之島愛ランド広域連合負担金268万9,000円の増額等が主な要因であります。

6款農林水産事業費、補正前の額10億2,425万4,000円に317万5,000円を増額し、10億2,742万9,000円とするものであります。

主なものとして、農業費において、1目農業委員会費から5目特殊病虫害防除対策費にかけて人件費等の減額、畜産振興費において死亡獣畜処理費用負担金155万円の増額、鳥獣被害対策事業費において有害鳥獣捕獲出動報償金154万円の増額、農地総務費において面縄地区事業計画書作成委託料300万円の増額、特定地域振興生産基盤事業費において修繕費100万円の増額、担い手支援型畑総畑

かん町負担金300万円の増額等が主な要因であります。

7款商工費、補正前の額5,205万1,000円に908万8,000円を増額し、6,113万9,000円とするものであります。

主なものとして、商工振興費において事業者向けコロナ対策協力給付金800万円の増額、世界自然遺産推進事業費においてインターネット初期整備委託料109万円の増額等が主な要因であります。

8款土木費、補正前の額8億6,309万1,000円に3,405万3,000円を増額し、8億9,714万4,000円とするものであります。

主なものとして、道路維持費において修繕料320万円の増額、公営住宅建設事業費において設計委託料538万1,000円の減額、造成工事費800万円の増額、公営住宅建設工事費2,945万6,000円の増額、用地購入費210万円の減額等が主な要因であります。

9款消防費、補正前の額2億3,518万9,000円から138万4,000円を減額し、2億3,380万5,000円とするものであります。

非常勤消防費において大会出場用旅費等の減額等が主な要因であります。

10款教育費、補正前の額5億8,786万8,000円から19万8,000円を減額し、5億8,767万円とするものであります。

主なものとして、事務局費の人件費等の減額、小学校管理費において修繕費250万円の増額、学校建築費において地質調査委託料438万5,000円の減額、高等学校総務費において離島高校生就学支援費80万円の減額、幼稚園管理費において人件費の減額、社会体育費においてゲートボール場倉庫移設工事100万円の増額、各種スポーツ大会出場補助金474万9,000円の増額、歴史民俗資料館費において印刷製本費162万円の増額、給食センター運営費において産業廃棄物委託料177万円の増額、ボイラー設置工事費200万円の増額等が主な要因であります。

12款公債費、補正前の額8億5,051万7,000円に22万1,000円を増額し、8億5,073万8,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額86億5,420万円に1億2,768万5,000円を増額し、87億8,188万5,000円とするものであります。

次に、予算書4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正についてご説明いたします。

1、過疎対策事業債、限度額3億7,660万円を3億4,980万円とするものであります。

3、公営住宅施設整備事業債、限度額1億8,370万円を2億110万円とするものであります。

13、緊急自然災害防止対策事業債1,840万円を1,890万円とするものであります。

起債の限度額合計22億5,225万4,000円を22億4,335万4,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、証書借入れ、または証券発行、利率3%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその貸付条件により銀行、

その他の場合にはその債権者と協議することによる。ただし、町財政の都合により繰上償還することがある。

以上、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第54号について質疑を行います。

○7番（牧 徳久君）

令和3年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

予算書の22ページ、款6、農林水産事業費、項1、農業費、目9、畜産振興費、節18、負担金、補助及び交付金の死亡獣畜処理費用負担金155万円についてであります。本年7月26日に奄美大島、徳之島、沖縄県北部及び西表島が世界自然遺産として登録されました。県内においても屋久島に次いで2例目となり、奄美のクロウサギや希少動植物等が生息しており、地域の特色ある自然環境を未来に向け引き継いでいくのが我々の使命でもあります。

今年の7月と8月に、徳之島町と天城町に相次いで民間の死亡獣畜処理施設が完成、稼働したおかげで、これまで年間約600頭以上の死亡牛を自己所有地に特別埋却したことによって生じておりました地下水等の環境汚染、埋却地の不足の問題が解消されるようになったことは、畜産農家のみならず島民全てにおいて喜ばしいこととございます。

今般、死亡獣畜処理に係る焼却費用の農家補助が予算化されるということで、畜産農家にとっては経費の負担軽減はもちろん、増えつつある新規畜産農家のさらなる意欲増大へとつながるものと思われま。

まず、1つ目の質問であります。この補助金を提案するに当たり、要望などがあつてのことかと思いますが、天城町、徳之島町も同額なのか、また、その設定料金とJAなどの補助はないのか伺います。

畜産農家への支給方法は役場が主体となるのか、畜産振興会なのか、農協なのか、その際、必要な書類は畜産農家からの手続の書類が多くて大変との声が聞こえますが、町と農協、各処理施設が連携して農家の負担軽減に努められないか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

牧議員の質問にお答えいたします。

この補助金を提案するに当たりまして、各方面から要望書という形で頂いております。まず、伊仙町肉用牛振興会並びに3町肉用牛振興会、また、7名の議員の皆様の連名という形で書面による要望書を頂いているところでございます。

負担金の額につきましては、3町協議の上、同額としておりまして、3か月未満が1万円、3か月以上12か月未満が2万円、12か月以上が3万円としております。

また、JAのほうからも一部助成があるということをお伺いしております。

農家への支払い方法についてですが、こちらは口座情報等を保有するという事で、J A及び肉用牛振興会が主体となって事務に取り組んでいくこととしております。

また、その際に必要な書類といたしましては、町、J A、肉用牛振興会、また処理業者のほうと連携を密にいたしまして、農家の事務処理の軽減を図るために母体登録番号等の記載された一覧表及び領収書の写し等において処理していく予定としております。

○7番（牧 徳久君）

今、答弁を伺いますと、今、処理施設の料金の各月齢におきまして半額を助成すると、それと消費税分についてはJ Aが補正するという事を受け止めてよろしいでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

設定金額につきましては、牧議員のおっしゃるとおりとなっております。

また、J Aのほうは1割程度の助成ができないかということで、消費税分等の助成とするとしております。

○7番（牧 徳久君）

次の2番目の質問ですが、処理施設が完成してからの農業共済組合の獣医師による死亡診断を行った死亡牛の頭数は、これまで何頭いるのかお伺いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

7月から処理施設が稼働されているということで、7月以降から11月末現在で、伊仙町において約100頭の死亡牛が発生しております。

○7番（牧 徳久君）

今の答弁では、死亡牛の頭数は7月から11月まで約100頭いると伺いましたが、現在は保健所からの特別埋却の許可が出ていないわけでありますから、全ての死亡牛が各処理施設で適正に焼却されているかと思えます。これに係る補助金は7月に遡って農家へ支給するのか伺います。

また、ごみの不法投棄と同様に、死亡牛を不法に焼却した場合、今後は警察や関係機関において罰則規定に基づき処罰されるのかお伺いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

処理費用の負担、助成につきましては、7月1日まで遡って助成を考えております。

また、処理施設稼働後の埋却処理におきましては不法投棄となりますので、産業廃棄物法により厳しく罰せられることとなります。

○7番（牧 徳久君）

このように、厳しく罰せられるということでありますので、ぜひ農家の皆様へ周知して、今後は世界遺産の島でもありますので、埋却等はしないように強く要望しておきます。

次にですが、沖永良部や与論島も同じように、町やJ Aが農家に補助をしていると聞きましたが、どれぐらいの割合での補助率でしょうか、分かればお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

沖永良部につきましては農家への補助はなく、施設の運用経費として行政及びJ Aのほうから支出をしているところがございます。

与論島におきましても、農家への助成はなく、年度末に処理センターの赤字補填ということで、行政及びJ Aからの支出があると伺っております。

○7番（牧 徳久君）

分かりました。これについてはJ Aと町の主体であり、民間ではないためにこのように赤字補填という形で農家負担を軽減しているというわけであると思っておりますので、これについてはよろしかろうと思っております。分かりました。

次にですが、無登録の牛、闘牛など、徳之島には伝統ある文化である闘牛などがおりますが、これについて補助金は出るのでしょうか、お伺いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

無登録牛と闘牛につきましては、我々経済課が所管する死亡獣畜処理におきましては対応できないものと考えております。といいますのも、無登録牛及び登録牛は死亡後は一般廃棄物として取り扱われますので、今回の死亡獣畜処理負担金の中には積算はしてございません。

ただし、8歳以上牛につきましては、B S E検査対象牛となりますので、家畜保健衛生所のほうにおいて処理されております。

○7番（牧 徳久君）

8歳以上、現在96か月齢の8歳以上の牛については、死亡した場合B S E検査が必要ということで、普通の死亡獣畜を含めて、闘牛を含めて無登録を含めて、尾母の鹿児島県が所管する家畜保健所徳之島支所において検査の後、焼却しているわけではありますが、この焼却代についても、闘牛も含めて8歳以下の闘牛については、闘牛や無登録牛についてもこの焼却代が8歳以上の牛については、この焼却代が県から補助として支給されているわけであります。

助成金としても1万7,400円、県が出しているわけでございますので、この96か月齢8歳以下の牛についても、やっぱり闘牛振興の観点、無登録牛も少ないと思っておりますが、その牛に関しても補助がこのように出ますよう、できないのか再度お伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えします。

3町、関係団体協議の上、前向きに検討していきたいと思っております。

○7番（牧 徳久君）

この7月から稼働した処理施設、民間であります。一般廃棄物においても処理ができるよう3町

から許可が出ておりますので、無登録牛含めて闘牛も焼却できるようになったということを知っておりますが、この前、伊仙町から闘牛が1頭来たということで聞いておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次の質問であります。毎年、死亡牛が600頭以上、約700頭近くいるわけですが、この頭数は年々変動すると思われませんが、2期から3期、またあるいは4期に分けて見直しが必要と思っておりますがどうでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

負担金の支出につきましては、現在の計画におきましては1月から6月及び7月から12月の2期に分けて支出することを想定しております。

農家のほうへ振り込みをされるのがその2期の直後ということで、7月頃から8月頃、また1月頃から2月頃になると考えております。そういった対応を取ることでより補正予算等柔軟に対応できるものと考えております。

○7番（牧 徳久君）

分かりました。7月から稼働した12月分までは1月明けたら農家に出るといふ、その後の分は1月から6月の分は、明けて7月に出るといふことでありますので、分かりました。

コロナ禍にあつて、収束後は世界自然遺産登録の島として世界中から観光客も来島するものと思われまふ。不法投棄は島内における課題でもあります。富士山は当初、自然遺産としての登録を目指していましたが、開発が進み、ごみやし尿など環境問題の悪化のため、文化遺産への登録へとかじを切つた経緯があつたとのことであります。世界遺産は登録された後にも、将来にわたつて継承していくための保護と管理がなされることも求められます。

畜産は、サトウキビと並び徳之島の一大産業であります。世界自然遺産登録が抹消されないように3町と関係機関が協力して、先代から受け継いだ豊かな自然と希少動植物を保護するとともに、環境問題を重点課題として捉えていただくよう要望し、私の質問を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○8番（上木千恵造君）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

ページ17ページ、お願いいたします。

款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費、節19の扶助費についてお伺いいたします。

この扶助費の内容について詳しい説明をお願いしたいと思っております。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員の質問にお答えします。

子育て世帯生活支援特別給付金50万円に関してですが、これは今年度より実施しています児童扶養手当を受給するひとり親世帯または住民非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付をするもので、転入、出生申請による10名の補正分であります。

続きまして、子育て世帯の臨時特別給付金であります。令和3年11月19日に国の臨時議会で決定された新型コロナウイルス感染症の影響による新たな経済対策の一部として、18歳以下の子供がいる世帯に対して子供1人当たり10万円相当の給付を行う際の先行給付分1人当たり5万円の支給分、1,220名の5万円分になります。

○8番（上木千恵造君）

18歳以下の児童手当の5万円の1,220人分ということになっているようです。最近、マスコミ等で当初は5万円は現金、5万円はクーポン券という形でなっているようでしたが、最近のマスコミ等では、自治体の希望があれば全額現金で支給してもいいというような報道がなされています。そのことについて伊仙町では今後これをどのように、現金とするのか、それとも半額はクーポン券とするのか、どういう選択をするのかお伺いをいたします。

○総務課長（久保 等君）

今、両方を選択できるということも報道されていますので、都会であればクーポンという利用の仕方も豊富にあると思うんですが、島内でクーポンとなると、なかなか使いづらいという声が出ることも予想されますので、今の現時点では現金支給のほうがいいんじゃないかという検討を進めているところであります。

○8番（上木千恵造君）

ぜひ現金で支給をお願いしたいと思います。というのも、今、総務課長がおっしゃいましたように、クーポン券といっても島ではあまり利用価値が大分下がってくると思いますので、ぜひ現金支給をお願いしたいと思います。

この支給時期についてはいつ頃を予定しているのかお伺いをいたします。

○子育て支援課長（久保修次君）

子育て世帯の臨時特別給付金の先行給付の実施計画であります。令和3年12月中旬、今週から区長会のほうに各世帯への案内文を配布しております。議会を経て通知書の発送を明日から行います。令和3年今月中に審査、支給希望の確認をいたしまして、一般受給者、現時点での児童手当を受給している一般町民については、令和3年12月中に指定口座へ振り込むことと予定しております。

また、高校生、公務員については、令和4年1月中旬に指定口座へ振り込む予定です。これは、申請後、児童手当システムを活用する際の入力作業が必要になるためであります。また、支給希望をしない場合は届出書を返送するか、役場子育て支援課へ提出するものとなっております。

○8番（上木千恵造君）

今のあれでは、1回目は12月中に支給するということのようにですけど、2回目以降の予定として

はいつ頃をめどに。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員の質問にお答えします。

先ほど申し上げたのは先行給付になります。後行給付につきましては、国の実施計画としまして、令和4年1月に町としての意思決定を行う、令和4年2月に後行給付に関する町の補正予算の計上、予算議決後、事業の準備作業の実施、令和4年3月に後行給付の事業開始、令和4年6月までに事業の終了の計画の予定であります。

○8番（上木千恵造君）

今、2回目は4月以降ということですので、なるべく早めに支給をして支援をしていただきたいと思えます。

これについては質問を終わります。

次に、27ページをお願いいたします。

款8、土木費の目2、住宅建設事業費、節14の工事請負費の3,745万6,000円について詳細説明をお願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

14節工事請負費3,745万6,000円の内訳について説明いたします。

この造成工事費、これは西犬田布団地に入る排水の工事に充てる予定にしております。

次の公営住宅建設工事費、これはニュース等でありますようにウッドショック、木材単価の高騰により鹿児島県産材が約2倍ほど、構造物用合板が約1.2倍、鉄筋が1.3倍ほど上がっているための補正になります。

○8番（上木千恵造君）

この3,945万6,000円の補正ですが、住宅材料の高騰で補正ということのようですが、これについては、先般、西犬田布地区はもう発注済みですよ。この金額は崎原地区の変更に使う金額となるのか、それとももう西犬田布地区も含めているのかお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

この予算は西犬田布と崎原両方の予算でありますので、残り崎原地区の残りの予算に充てる予定です。

○8番（上木千恵造君）

崎原地区についてはまだ未発注のようですけれども、今後、発注計画はいつ頃なのかお伺いをいたします。

○建設課長（福島隆也君）

この予算が通りましたら、発注準備にかかっていますので、予算が通り次第発注する予定であります。

○8番（上木千恵造君）

その下の公有財産購入費、210万円の減額になっているようですが、これは土地が買えなかったのか、それとも実績による減額なのかお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

この予算は、一応、馬根地区で住宅の予定をしておりましたが、住宅の購入にちょっとめどが立たないため、今回落としておるものであります。

○8番（上木千恵造君）

終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○2番（牧本和英君）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質疑いたします。

予算書の22ページ、先ほど牧議員からあった18、負担金、補助及び交付金の死亡獣畜処理費用負担金155万円の件ですが、聞いてみますと、これは生産牛のみという、感じに受け入れたのですが、生産牛のみということによろしいのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本負担金で助成するのは生産牛のみとなっております。

○2番（牧本和英君）

これ令和3年度第3回定例会で私が一般質問した案件だと思いますが、そのときにも闘牛牛、またその他牛をどうにか一緒にできないかと要望した件なんです、やっぱり闘牛牛、その他牛は他の地区にもおるとは思いますが、闘牛牛ちゅうのは、また県内でもこの徳之島だけの問題だと思います。そしてまた、その他牛といいますと、受精卵牛で使ったりする牛も要は和牛ではない、また熊本なんかでいってるあか牛とか東北の短角とかいうのを入れて受精卵移植をしている方もおられます。本当にこの問題は、この徳之島だけの問題じゃないかなと、闘牛牛を含めるのは徳之島だけではないかなと思っております。

7月にこの焼却施設も開業ということもあって、また7月に世界自然遺産登録にもなったわけですが、この闘牛牛の8歳未満ちゅうのを、死亡率ちゅうのは低いと思うんですね。ですので、それは一般産業廃棄物と産業廃棄物で区別されておるから経済課では受けれないと思うんですが、きゅらまち観光も含めてこれを取り入れたらどうかなと思います。その中で前向きに考えるという言葉もありましたが、罰則が厳しいと言われましたが、たしか県の広報を見てみますと、そんなに罰則が厳しいものではなかったと私は思っております。埋却した場合に罰金が1万円以下の罰金とか始末書、その程度のような罰則が書かれていたと思いますので、こんだけ6万、消費税入れたら6万6,000円かかる中で、そういう罰則がそのぐらいであれば、逆に埋める人が多いんじゃないか、

それでまた世界自然にもなったわけですから、徳之島では埋却ゼロを目指して、やっぱり行政が動かないといけないと、まずは行政が動かないといけないと思いますが、町長どうですかね。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの牧本議員の質問であります、当計上してあるこの科目であります、畜産振興費の中でありますので、おっしゃるとおりこの中に闘牛の死亡牛を入れるということはちょっと辺かなということがありますので、衛生費とかその辺のことも考えていかざるを得ないと思うんですが、これを闘牛、徳之島の文化であります、これをまたいろんな協議を重ねて進めていかざるを得ないと思っています。またこの闘牛を好きな人もいれば、これを趣味で飼っている方もいらっしゃるわけなんです、その辺でいろんな協議を進めて、またこの補助等考えていきたいと考えております。

○2番（牧本和英君）

闘牛牛はその課が違ううちゅうことで、課別で上げて構わないと思いますが、その他牛、私たちは専門用語では肉専用種として扱ってるんですが、熊本でさっき言いました熊本のあか牛とか東北の短角とか、象体型のある牛でありまして、やっぱり受精卵には向いているということで、また今後この島でも購入される方も、農家の方も増えるのではないかと思います。そうすることによって受精卵移植の技術向上や早期改良、そしてまた農業所得の向上などが期待されると思いますので、ぜひ今はもうトレーサビリティの番号がありますので、そういうのを、番号をちょっと利用して、闘牛牛と肉専用種、和牛を分けるのも構いませんが、ぜひ行政が農家の方、そしてまた、先ほどからもあります闘牛は伝統文化と、この間宝ランド祭りですか、での講師の先生も言っておりましたので、ぜひ組み入れていただきたいと思います。

それから、その下の目15の鳥獣被害対策事業の7補償費ですが154万、これは当初では330万ぐらい組まれていたはずなんです、実績何頭ぐらい伊仙町で捕獲されたのか、お願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和3年度において、11月末現在の捕獲数につきましては144頭となっております。そのため財源の枯渇が近づきましたので、補正予算として70頭分の増額をいたしております。この頭数につきましては、狩猟免許の取得補助等により従事者数も増加してますので、それに伴い捕獲数も上がってきているものだと考えております。

○2番（牧本和英君）

本当に地区、集落に行けばイノシシが少なくなったという集落もあれば、また結構被害が出ている集落もあるようですので、そういう調査等をして、重点的にどこの地区にするうちゅう、役場から、行政からお願い、その狩猟免許を持ってる方をお願いして、捕獲等を推進してほしいと思います。

そしてまた、その節の12の委託料、また40万円組まれている。これ当初でも60万組まれておった

と思いますが、どのぐらいの箇所が、恐らく防護柵の修理等だと思いますが、どのぐらいの修繕があったのかお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの予算につきましては、防護柵の修繕というよりは防護柵を適正に維持、管理、運用するための周りの雑草の除草でありますとか、簡易な修繕に充てております。

○2番（牧本和英君）

そしたら、当初予算で組まれていた60万円はそういう修繕で、今回の40万っちゃうのは、その防護柵の周りの除草っちゃう受け止め方でよろしいですか。

○経済課長（橋口智旭君）

当初予算の60万円におきましても、本防止柵、侵入防止柵を適正に維持管理する委託料として予算計上しております。管理組合のほうに委託をしておりますが、現在精力的に動いていただき管理エリアが拡大できるということで、増額しているところでございます。

○2番（牧本和英君）

分かりました。

それから33ページの10教育費、社会教育費の節の18負担金及び助成及び交付金、各種スポーツ出場補助金の474万9,000円の説明をお願いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは7月1日で上限を改正して、その金額、要項に伴う人数を満額で組んである状況であります。その中で実績、11月21日伊仙バレー、面縄バレー、10月30日、31日開催の面縄野球、11月27、28開催の犬田布野球、そして12月26開催予定の面縄バレーと阿権バレー、12月19日開催予定の伊仙剣道、そして6月、7月に行われた空手と面縄野球の実績の分で474万9,000円になります。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。これ、子供たちがこっだけ頑張って、またスポーツ少年団とか部活動を頑張っておるので、今後またこのぐらいの予算、このぐらいつちゅうかその都度によると思いますが、予算計上していくつもりでしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

はい、9月の議会でもあったように、今年度に関しては実績で進めているんですが、令和4年度に関しては事前に前払い申請があれば申請して補助金を出して、最後実績で精算する形を取ってきたいと考えております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。すみません。その上の14工事請負費のゲートボール場の100万円の説明をすみません、お願いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちらについては、庁舎裏にあるゲートボール場に庁舎の新築ということで、ゲートボール場を現在体育館の下の駐車場にコート2面、コートを整備しました。そこに今現在庁舎裏にある倉庫を移設する工事費でございます。

○2番（牧本和英君）

分かりました。

それから、予算書35ページの目2給食センター運営費の中の節12委託料177万円の産業廃棄物委託料のうち何なのかをご説明お願いいたします。

○学給センター所長（義 了君）

ただいまの牧本議員の質問にお答えいたします。

産業廃棄物処理委託料177万円ですが、現在給食センター内の高圧電気の補修点検報告書に変圧器を処分するようにと以前から指摘があったようでございます。現在使用していない変圧器が施設内の電気室に5個保管されております。うち3個はPCBを含むもの、2個についてはPCBは含んでいないということでございます。油の中が低濃度のPCBの処理費用でございます。その委託料として計上させていただいております。

○2番（牧本和英君）

分かりました。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○4番（佐田 元君）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質問いたしたいと思っております。

予算書の24ページ、款7商工費項1商工費目1商工振興費の節18負担金補助金及び交付金800万円計上されておりますが、これの説明をお願いいたしたいと思っております。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、第5波のコロナ感染症拡大時に休業や時短営業に応じた飲食業に加え、影響の大きかった宿泊業、観光業、交通事業者等に対して、引き続きの感染予防対策に関わる費用や、客足がなかなか戻らないことに対する事業継続を応援する目的で協力金を給付するものであります。

○4番（佐田 元君）

これは、期間はいつ頃からの、補助金ですかね。何月からこれを補助するのか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

1月中には申請を受け付けて、2月までには支給したいと考えております。

○4番（佐田 元君）

今の答弁を聞いていますと、それぞれ飲食店やらお店やら運送業やらという話がありましたが、これは町内だけで事業を行っている方のみに交付するのか、町外で、伊仙町出身で、町外で飲食店等また商売をされている方がいると思いますが、こういう方にも対象になるのか伺います。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

今現在は町内に住所を有して町内にて営業している方を考えているんですが、そこは調整中であります。

○4番（佐田 元君）

ということは、基本的には町内で事業を行っている方ということで、捉え方でよろしいわけですよ。

恐らく町外で事業を行っている方、こういう方も伊仙町には税金は納めているんじゃないかなという思いがします。ぜひ、これを、町外で頑張っている方にも、ひとつ協力金をあげるようにしていただきたいと思います。

これは町内で、何件ぐらいの方を対象にされているんですか。そして1件当たりの金額とか、売上額とかそういうのを検討して、どのような方法で査定してやっていくのか分かりますか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

今、事業者は約40事業者の1社当たり20万程度を考えております。

○4番（佐田 元君）

約40業者で20万程度ということですが、これは売上げとかそういうあれはもう査定はなく、一律20万ということによろしいですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

申請書のときには20年度の確定申告とか、それから営業実態が分かる書類とか、そういうものを提出してもらおう予定になっております。

○議長（福留達也君）

ですから、売上げとかそういったのが違ってきたらその20万ではなくて、その金額が違ってくるんですかということですよ。

○4番（佐田 元君）

一律20万かっちゅうこと。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

一律20万を予定してます。

○4番（佐田 元君）

これは一律20万も結構ですが、恐らく先ほどの答弁の中にあつたように、確定申告等あれをやってない業者もあると思うんですよ。なのでやっぱり一律20万じゃなくて、今のように確定申告なり税金等、やっぱりそういうのを町に納めたり、そういう業者を対象にされたほうがいいんじゃない

いかなという思いがします。なぜかという、町内で前、特に飲食店、あまりコロナで休業されているところはそう多くなかったような気がします。お客さんの数は減っているとは思いますが、やっぱり営業はされておったような感じがしますので、そのところをもう少し考慮して、そして今の一律20万じゃなくて、やっぱり売上高とかそういうのを加味して支給していただけたらなという思いがします。これはこれで終わりたいと思います。

その次のページ、委託料節12のインターネットの初期整備委託料となっていますが、これの説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

そちらに関しては、自然遺産担当を含めた観光業務の窓口をなくさみ館に一元化するというところで、公的なネット回線を整備するものであります。

○4番（佐田 元君）

なくさみ館に設置するということですか。ということは、これは闘牛大会のそういうあれとかもインターネットで流すということですか。世界遺産の関係でこういうインターネット初期整備をするということですが、闘牛大会のそういうのもやっぱりネットを通してやるという、そういう考え方でよろしいですかね。

○総務課長（久保 等君）

行く行くはそういったことも出てくる可能性はあるんですが、今なくさみ館については観光等の情報発信施設ということになってますので、この今きゅらまちで行われている観光部門をそこに集約すると、情報を得たい方、またなくさみ館を訪れる方たちにサービス提供が充実できるものということで、このインターネットの初期整備委託料を計上しているものでございます。

○4番（佐田 元君）

はい、終わります。

○議長（福留達也君）

ここで5分ほど休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

○3番（西 彦二君）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質問いたします。

8ページお願いします。

衛生費県委託金の海岸漂着物地域対策費推進事業費270万についてお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

20ページをお開きいただきます。

そちらの目8に海岸漂着物対策推進事業費とありますが、そちらのほうに今度の軽石の回収に関わる経費を300万計上させておりまして、この事業が9割補助でありますので、歳入のほうにその9割270万を計上しているものであります。

○3番（西彦二君）

今ちょうど役場、きゅらまち観光というか、まちのボランティアで海岸沿いにやっぱり軽石が漂着してます。またこの間、漁業の方からちょっと話がございまして、今海岸沿いにやってるんですけど、やっぱり沖合に出たら船が出られなくて、2か月ほど出られない状況だと聞いてます。またそういった方について、支援とか漁協組合の役員とか調査しながらこういった形ですかとお聞きいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今おっしゃられた漁業者は伊仙町の方ですか。我々のほうには漁協を含め漁業者の方からそういった情報は現在入っていないところでございます。

○3番（西彦二君）

その方はまだ役場とかは通知してないですけど、やっぱり漁業員の方々も沖合に行くと軽石があって、これをくぐっていくのに苦労しながら、また戻ってきている状態で、漁に出られないという話も聞いていて、また調査しながらこういった点も行ってもらいたいと思ってます。

○議長（福留達也君）

伊仙町の漁業関係者うちゅうことですか。

○3番（西彦二君）

そうですね、町内漁業者です。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

沖合の軽石につきましては、現在漁業者より目視による確認ができるため回遊しながら回避しながら漁業を続けているという情報は入ってきております。また、漁ができないといった対応につきましては、水産庁との協議等意見交換会等ありまして、国策として対応するという方針も示されておりますので、何らかの休業補償等できるものだと考えております。

○3番（西彦二君）

ぜひこういった対策、また補償とかも考えてもらいたいと思います。

そしてまた、今漂着物も軽石ですけど、各地区に仮置きしている場が多々あります。これをぜひ

また、テレビで最近ですかね、コーヒー農家がこれを利用して農業のほうにも活用できたらといますけど、また町、また日本全体がこれを再利用して、これをもう一回、どういった形でまた利用できたらなと思って、土に混ぜたり塩分を抜いてまた地域に戻したりしたいろんな工夫をまた検討してもらえたらと思います。いかがですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ただいまおっしゃられたコーヒー農家は元伊仙町の地域おこし協力隊の方だと思うんですが、現在実証的に畑のほうに投入している状況でありまして、各報道等もごございますように、成分分析等済んでない状況でございまして。何らかの物質等採取される可能性もごございますので、今現在早急に畑等に投与して対策を打てるといったことはちょっと考えづらいのかなと考えております。

○総務課長（久保 等君）

今海岸漂着物の軽石であります、国のほうで考えているのが、災害適用ということも考えてます。今仮置きをしているものは、その作業した証明にもなりますので、それを今すぐそういった利用に持っていけるということとはできないと考えております。その作業量、また集めたトン数等も考慮した形で、もし災害適用になった場合にはそういった申請も必要でありますので、現在のところそういった再利用ということはまだ考えておりません。

○3番（西 彦二君）

ぜひまた検討をお願いいたします。

そして、今年また年内操業も入りまして、また台風被害もなく、また17万t強という生産が見込まれています。先日ハーベスター集団会合の中、今回からハーベスターのオペレーターのほうが後ろの作業員がついてはいけないという国からの方針が出まして、今農協でも協議中ですけど何か入っていますか。

○議長（福留達也君）

ページじゃないですけど、あれですよ、応えられる範囲で。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本補正予算と今関係のない話ではございますが、ハーベスターの後ろでオペレーター等補助員、作業する場合、こちらは大型機械の周辺部において作業する人員を配置してはいけないという法律がございまして、それに準じたものとなっていると伺っております。

○3番（西 彦二君）

質問以外ですみません。またJAまた役場関係機関、農家への承知をぜひお願いしたいと思えます。

終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○5番（清平二君）

令和3年度第4回一般会計の（第4号）一般会計補正予算の質問を行います。

8ページ、歳入でありますけども、18繰入金2基金繰入金きばらで伊仙応援基金繰入金604万8,000円繰り入れてます。合計で5億7,202万6,000円の繰入金がありますけども、これを今後どういう計画で歳出していくのか、これをずっと積立ただけでしていくのか、やはりこの使い方をどうするのかをお尋ねします。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午後0時57分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長の答弁の前に、橋口経済課長より、先ほどの補足説明がありますので、よろしく願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほど、牧本議員の質疑の中で、死亡獣畜に関する不法処理につきまして1万円以下の罰金というお話がございましたが、こちら3つの罰則がございまして、1つ目が、化製場等に関する法律による1万円以下の罰金または拘留、もしくは過料。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる産廃法でございまして、こちらが5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金。また、法人になりますと3億円以下の罰金となります。

次に、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、いわゆる牛トレサ法でございまして、こちら30万円以下の罰金となっております。

また、不法埋却等が発覚した場合は、その個体の掘り出し等、またさらに費用がかかることとなりますので、農家の皆様も適切に処理していただきたいと思っております。（発言する者あり）

闘牛につきましては、化製場等に関する法律の1万円及び牛トレサ法で30万円以下の罰金になると考えております。

○議長（福留達也君）

先ほどの清議員の質問の答弁から行きます。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

午前中の清議員のご質問にお答えします。

まず最初は予算書、先ほど言われた8ページ、御覧いただきたいと思っております。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金なんですけども、まず、この予算の説明からちょっとさせていただきたいと思います。

予算書の中で補正前の額 5億6,597万8,000円とありますが、これについては、きばらでえ伊仙応援基金のみならず、もろもろ財政調整基金、きばらでえ伊仙応援基金、もろもろ基金がございますが、今年度総基金から、各基金から繰り入れした総額がこの金額として、補正前額として記されております。それに当たりまして、補正額604万8,000円がありますが、これについては先ほどから歳出の件でご質問がありましたが、主なものだけお示しします。25ページをお開きください。

これの7款1項5目の世界自然遺産推進事業費とございますが、これに対して104万8,000円充当しておりますが、こういったもののもろもろの該当する分野に対しての充当額として、今回604万8,000円を繰入金として予算計上しております。補正前の額、そして今回の補正額合わせて5億7,202万6,000円となっております。

あと、きばらでえ伊仙応援基金の今後の運用方針についてなんですけども、このきばらでえ伊仙応援基金の運用方法については、基金条例で定められております。

事業区分として、主に7項目ございます。これについて、目的に沿って今後基金を運用していきたいと思っておりますし、また、この原資となりますのはふるさと納税が主にありますので、これに当たっては、納税者に対して主に事務事業に関わる、この充当したものに対して、事務事業の実績報告と返礼品の充実等で財源確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（清 平二君）

これは、基金の総額ということなんですけども、では、きばらでえ伊仙応援基金、これの総額はどのくらいあるんですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

きばらでえ伊仙応援基金の残額なんですけども、令和2年度末現在で1億3,226万708円ございました。そこから、今年度きばらでえ伊仙応援基金として基金取り崩した総額が1億332万4,000円、差引残高2,893万6,708円が、きばらでえ伊仙応援基金の残高となります。

○5番（清 平二君）

2,800……。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

もう一度申し上げます。28936708、28936708、2,893万6,708円が、きばらでえ伊仙応援基金の残高となります。

○5番（清 平二君）

この基金繰入金にこういう感じで入れて、私の勘違いというか、こういうものも私たちに分かりやすく、ひとつしていただけたらなと思います。ぜひ、その基金、きばらでえ伊仙基金をしている方々にも分かるようにしていただきたいなと思います。

私が5億7,200万、これだけ全体であるのと勘違いしたんですけども、やはりこういう基金がこれだけありながら、金がない、金がないと言って、歳出のほうで非常に苦慮していたり、また、これは私9月のほうでも一般質問しましたけども、やはり畜産農家の方々にこういう基金を取り崩しても、今のうちに畜産農家を育てる。今、伊仙町では、畜舎の補助とかそういうのが非常に少ない。農協のほうは補助してんだけど、役場からは補助がないと言われていまして、やはりこういう具合にして農家を育てる、若い人たちを育てる。今のうちに、牛が高いときに育てていかないと、足腰の強いうちに育てていってほしいと思います。

さらに、こういう基金、まだまだ活用して、若い人たちの教育方面のほうに力を入れて、基金積立も必要でしょうけど、あまりにも基金積立じゃなくて、やっぱり若い人たち、子供たちに十分教育力も上がるような政策をしてほしいと思いますので、私はこの基金の問題を取り上げました。

ページ、11ページ、下から8、企画費の10の修繕費、327万3,000円とありますけども、単に修繕費とありますけど、これ何を修繕するのか、説明をしていただきたいと思います。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

清議員のただいまのご質問にお答えします。

これについては、今、町内全域にわたって、光ファイバーの配線が敷設されておりますが、今回、町民の皆様というか、各個人の住居、新築並びに撤去依頼が来た分に関して、自営柱、要するに柱、電柱、その移設費に伴う修繕費となっております。

○5番（清平二君）

今、光ファイバーということをお話しされましたけども、今現在、各家庭に緊急災害無線が流れていますけども、最初つくったとか、最初配置してある災害無線がありますよね。あれで放送されて、途中から消えて外の配線に替わる。新しいその何というんですか、災害のあれにはほとんど入ってこない私の家ではですよ。他の家はどうか分からないんですけども最初のには入ってくる。それが途中で肝心なところに消えて、外の外線から入ってくるというのが現実なんですよ。2番目につけて新しいのはつけてない。これが現実ですが、皆さんのところではどうでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

今、言われてるのは、そのIP告知端末機というものの白い端末機があるんですけども、あれについては、今、清議員からおっしゃられたように防災無線、各家庭において聞こえるところと聞こえないところとか、いろいろ屋外のそういった無線とかとのリンクがうまくいかなくて、なかなか情報通信、情報発信ができないというそごもありまして、今回、総務課のほうで、防災のほうで従来あったような形で新たに無線機を取り付けてあります。

また、何より停電時にIP告知端末機というその白いやつが、ものについては、活用できないというそういったデメリットもありましたので、今回、そういったものもろもろ考慮して、総務課のほうで予算づけして、今の従来どおりの放送機を設置しているところであります。

また、今後それについては、また総務課とも連携して、不具合があるところについては協議して、

また対応してまいりたいと思います。

○議長（福留達也君）

総務課長、よろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にもあったんですが、区長会等でそういった無線が届かないというところがあるということで聴いてますので、それを調査して、今個々に直していっているところであります。

無線で受信しますので、そのアンテナのが動いたり、位置をちょっと変えたりするとまた入らなくなるということもありますので、その辺のことを入らない箇所については、担当が1件1件回って対応しているところであります。

○5番（清 平二君）

やはりそういうのを把握してるようでありますけども、担当者が行ってやると非常に時間がかかる。肝心の緊急放送が聞けないというのが出ていますので、これをやはり早めに調査して、担当者だけで行くのではなくて、やはり何かチームワークを組んでやっていただきたいなと思います。これは、私一個人、私のところだけかなと思っているんですけども、その辺のところも調査していただきたい。

さらに、最近放送も1回で終わりますので、今外に出て聞こうと思ったら1回で終わって、何聞いたのかなというのが分からない点がありますので、その辺のところも検討していただきたい、放送するのも。放送するときは、放送してすぐ終わって、また10分ぐらいしてまた放送するという具合になりますけども、その辺のところもみんなで考えて、どうしたら聞けるのか、集中して聞けるのかということをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ページ、20ページ、先ほど説明がありましたけども、海岸漂着物対策推進事業費の12委託料、80万組んでありますけども、これは誰に委託するのか。お願いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えします。

前まで人夫賃金というものがあったんですけども、それがなくなったということで、個人に委託して回収してもらうということです。

○5番（清 平二君）

個人に委託するわけですか。それとも役場の中で職員を雇って、その方々に回ってもらうのか。委託費としてあるので、何か私は業者に委託するのかなという感じが受け取れますけども。その辺のところお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

今、海岸作業員も雇ってはいるんですけど、応援するときなどに、足りないときに委託して、何人かを頼むというような形で考えております。

○5番（清 平二君）

応援して、それぞれ個人に、前まで人夫賃金としていたけれども、それを委託すると。では、委託契約は結ばないで人夫賃金のような感じを出していくわけですか。それとも委託をするんですか。委託契約をするんですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

契約はいたします。

○5番（清 平二君）

予算の組み方が大分違ってきて、委託料になっていて、その賃金にしたほうがいいのか。あるいは委託にしたほうがいいのか。どうせ実施やるのは一緒であるので、どっちが事務的に効率がよくなるか。その辺のところをやっぱりしっかりと分かりやすいようにしていただきたいと思います。

次は30ページ。小学校の学校管理費の中に需用費、これも修繕費がありますけども250万組まれています。この説明をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの清議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

小学校費のこの修繕費につきましては、学校建築費、下のほうなんですけど、こちらの委託料、こちらのほうから250万組み替えをさせていただいて、修繕に充てようかなというふうなことで今回計上させていただきました。

○5番（清 平二君）

だから修繕費は、どういう修繕をするのかということなんですよ。

○教委総務課長（上木正人君）

失礼いたしました。修繕に関しましては、来年度4月から、1小学校を特認校としてお願いをするところではありますが、こちらのほうの看板設置、それとこちらの学校にございますフェンス、こちらのほうの交換を依頼しようかなということで、上げさせていただきました。

○5番（清 平二君）

これは、見積り等しっかり取って、根拠はある金額ですよ。

○教委総務課長（上木正人君）

はい、ございます。

○5番（清 平二君）

もろもろ質問してまいりましたが、やはり学校教育、それから農家の皆さんのこういう農家を育てる、若者を育てる、そういう予算を組んで、基金が全般的にこれだけありますので、もっともっと若者が活発できる農家が、本当に自立できるということに来年度から取り組んでいただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○6番（岡林剛也君）

一般会計補正予算（第4号）について、質疑をいたします。

11ページ、先ほどもありましたけど、この修繕料と光伝送路施設補修材料費とありますけども、これに関して、修繕補修委託はたしか1,000万で町が委託していると思うんですけども、それに関して芯線使用料、令和2年度分のその芯線使用料は今どうなってるんでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

令和2年度分の芯線使用料については、まだ入ってきておりません。

○6番（岡林剛也君）

2年度分の補修委託料、3年度も補修委託料組んでありますけども、2年度分は、補修委託料はもう払われてはいるんでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

現年度の補修委託料につきましては、実績に応じて、一応お支払いすることになってるんですけども、先ほどから話にあります令和2年度の芯線使用料、今、歳入に入ってきてないものについては、私自身が11月1日に人事異動したということもありまして、先日、徳之島ビジョンのほうから社長がいらっしゃって、その件について、直接早急に対応するように申入れを改めてしたところでございます。

○6番（岡林剛也君）

それについてですけども、たしか覚書があったと思うんですけども、それについてのこの歳入を取れるめどはもう既に立っているのか。立ってなければいつ頃になる予定なのかお伺いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

めどについては、現在具体的にいつだということは申し上げられませんが、徳之島ビジョンに関する今補修とかもろもろ含めて、改めてそのめどというものを具体的に指し示していただくために、協議調整するというので、先ほど話したとおり社長のほうには伝えてあります。

○6番（岡林剛也君）

ぜひとも、大事な町の予算ですので、歳入でありますから、早めに協議をして歳入取るようにしていただきたいと思います。

続きまして、18ページ、環境衛生費のこの19扶助費、ハブ咬傷療養費15万ですけども、これは今回補正15万上げてあるということは、今からまだ増える可能性があるのか。また、今現在何人ぐらいかまれて、1人につきこれは幾らぐらいのこの療養費が頂けるのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在13名咬傷者がおりまして、今年は数が増えていることと、長期入院された方がいるということ増額しております。

○議長（福留達也君）

1人当たりどれぐらいですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

1人当たりが、その入院日によって変わってくるので、1人幾らというのはありません。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

続きまして、先ほどのありました20ページ、海岸漂着物で軽石除去ということで300万とありましたけども、この300万は全てこの軽石除去の費用でしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えします。

一応、その軽石を回収してるときに、その漂着物、浮きとかが来てもそれは構わないということなので、はい。それだけということではないと思います。

○6番（岡林剛也君）

ということは、この報酬とか職員手当とか、ざあっと委託料、役務費とかありますけども、これは特に軽石除去に限ったことではないという予算ですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えします。

今回のこの300万、一応軽石回収になってるんですけど、その最中に浮きがあった場合は、回収しても構わないということです。

○6番（岡林剛也君）

それは回収しても構わないというのは分かるんですけども、この報酬、パートタイム、会計年度任用職員報酬とかありますけども、これとかも300万の中に入ってるみたいなんですが、それ用にまた人を雇用するとかそういうことですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えします。

再漂着や、またいずれ多く漂着されることも予想されますので、1人雇おうかなというふうに考えております。

○6番（岡林剛也君）

節11のごみ処理手数料12万というのがありますが、これはその軽石だけじゃなくて、その他の一緒に回収した浮きとか網とかそういうとかの処理費用ですか。そして、その先ほど委託費で80万ありましたけども、これ、特にそういう資格とか産業廃棄物の、そういうのは要らないものなのか、併せて伺います。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えします。

そういう免許とか、そういうのは必要ないということです。

○6番（岡林剛也君）

手数料は。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

手数料については、おっしゃるとおりでございます。

○6番（岡林剛也君）

はい、分かりました。

その下、21ページ、節12の委託料89万4,000円、脱炭素型地域づくりモデル形成事業委託料が減額になってますが、これは、たしか令和2年度に1億円、3年度の当初で1,000万組んでありましたけども、ちょっとどういった事業だったのか、ちょっと今忘れてしまったんですけども、この説明と、もうこの減額になってるということは、もうその委託が終わってということなのか。そしてその進捗状況というかそういうのと、あとその経過が全く開示されてないと思うんですけども、どうなっているのかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えします。

減額については、契約の執行残でございます。

内容については、伊仙町の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン、脱炭素のシナリオを作成し、伊仙町の再エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入の実現、可能性を目指すものであります。1月中には報告書が上がってくると思われれます。

○6番（岡林剛也君）

その1枚の冊子とかになって、こういう計画になりますというのを町民の皆さんに示すというようなものなんでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えします。

町民全員に冊子ができるということじゃなくて、報告書が1冊上がってくるということになります。

○6番（岡林剛也君）

その報告書を勘案しながら、町としてのこの進め方を考えていくということですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問に答えます。

そのとおりでして、その実現の可能性があるかどうかを目指すものです。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

続きまして、22ページの先ほどからあります死亡獣畜処理費用負担金ですけども、この負担金支

給の要綱とかはもう実際できて、もし申請があった場合、遡って7月からでしたっけ、すぐに支給できるようなそういう規約とか要綱は、きっちりと整備されているのかお伺いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本負担金の支給方法につきましては、肉牛振興会のほうから各農家さんへ振り込む形を取る予定としております。ですので、J A、また肉牛振興会役員等々協議をしまして、今要綱を固めていってるところです。

個別の申請等は、役場のほうに対しては必要はないという形を取らせていただきます。

○6番（岡林剛也君）

役場に申請しないということは、その振興会とかがそれを代行してくれるようなものですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

役場に対する請求につきましては、J A及び振興会が取りまとめの上、一括して請求していただく形を取りたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

ぜひとも、きちっとした要綱とかを整備してから、支給もよろしくお願いたしたいと思います。

続きまして、24ページ、先ほどもありました商工費の事業者向けコロナ対策協力給付金ですけども、先ほどの説明では第5波、コロナの第5波、それによって影響を受けた業者の方に支給されるみたいで、1月中に申請が始まるというあれでしたけども、これ期間は大体いつからいつまでの間ということになりますか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

期間というのは、申請の期間ちゅうことですか。

○6番（岡林剛也君）

違います。その被害の……。 （発言する者あり）

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

8月の徳之島でもレベル5になりました。そのときの。 （発言する者あり）

○6番（岡林剛也君）

これは大体、国県支出金となっておりますけども、国、県の支給の要綱では、期間を多分いつからいつまでの間というのは定まってると思いますが、そういうのは分からないんでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

事業者向けコロナ対策協力給付金800万なんですけども、これについては、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を充当してるものでありまして、一応、事業の時期は、令和3年10月から令和4年3月までが申請の内容となっております。

すみません。補足です。先ほど上木課長のほうからもありましたが、主にこの対象となる者、今第5波ということもありましたが、鹿児島県の蔓延防止措置で休業要請があった際に、どうしてもそういった措置をしないといけない状況になったことが、主にこの臨時対策交付金の事業対象となっておりますので、今回これに申請をして、国から許可をもらったという形になっております。

○6番（岡林剛也君）

具体的には、何月何日から何月何日までにそういう休業の補償となりますか。そういう要綱は県から来てないんでしょうか。（発言する者あり）

○未来創生課長（佐平勝秀君）

基本的にその申請の内容が、鹿児島県の先ほどから申し上げてるとおり、休業要請があった際の後を対象にした事業所・店舗だということですので、仮にこの先ほど言われました40事業者を一律20万円というふうな話してありますが、それに対する対象の事業者のその期間、どれを起点にして臨時給付金の対象にするかという時期については、今ちょっと調べさせていただきたいなと思います。

○6番（岡林剛也君）

それと、その40件の20万、この一律20万ちゅうの、これは県も一律20万で支給してくださいというふうになってるんでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

これは県ではなくて国からですので、県はこれに対して予算の配当があるわけではございません。これはあくまでも地方創生の臨時給付金ですので、ほぼ100%に近い形が、その臨時給付金として国から頂けるようになっております。

○6番（岡林剛也君）

すみません。私の質問の仕方が悪かったみたいで。国、県にこだわらず、国でもいいですけど、それは一律20万というふうに決まっているんでしょうかというのを聞きたいんですけども。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

その一律20万ということは、先ほど佐田議員からもありましたけども、あくまでもその一事業所に対して幾ら支給するかというものは、先ほど説明にもありましたとおり、前年度の売上を参考にして支給する、交付する金額が決まりますので、それが、上限が例えば20万円だとか、そういったものについては、そういったくりはなかったかと認識しております。あくまでも、ちょっとそれも改めて確認をしてお示ししたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

では、あとで報告をお願いいたします。

続きまして、26ページの公営住宅建設事業費、先ほどありましたけども、この12の委託料で設計委託料538万1,000円、これは減額されていますが、この理由をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

この委託料、先ほど上木議員からもありましたように、馬根地区に予定していた住宅の購入がめどが立たなかったために、この委託料とあと用地購入費を減額しております。

○6番（岡林剛也君）

馬根住宅の設計委託料ということですね。

○建設課長（福島隆也君）

はい。

○6番（岡林剛也君）

はい、分かりました。

続きまして、33ページの先ほどもありました上の14工事請負費解体撤去工事ゲートボール場倉庫移設工事、これは、そこにあるゲートボールの倉庫を移設するのに100万円かかるのかどうか、お伺いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらは、今現在庁舎裏にあるゲートボール連盟が使用している倉庫を義名山のほうに移設して、多少修繕もかかるとは思いますが、そちらを含む100万円でございます。

○6番（岡林剛也君）

今ある倉庫を義名山に持っていくということですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

はい。

○6番（岡林剛也君）

そうすると、今体育館の下の駐車場を何か整備してるみたいですけども、そこに持っていくと思われませんが、あそこだと結構体育館までも距離がありますし、また泉芳朗館まではちょっと屋内でまた他の事業で使ってるんですけど、そうすると、ちょっと年寄りなんかはトイレが困ると思うんですよ。今から先トイレとかも造る計画があるのかどうか、お伺いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

今現在、トイレという話でありますけど、計画はないんでありますけど、臨時的に仮設トイレですすぐ早急に対応できるものだと考えているところであります。

○6番（岡林剛也君）

それと、このゲートボール場の移設は、Aコープ横の圃場とか、あと農高グラウンドとかあったんですけども、なぜあそこに、あの義名山の駐車場に持っていくことになったのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちらのほうでも、グラウンドのほうとか農業高校のグラウンドとか提案をいたしました、ゲー

トボール連盟のほうから強い要望であちらのほうになりました。

○6番（岡林剛也君）

はい、分かりました。

その下の11役務費の新成人PCR検査手数料、これはPCR検査とありますけども、これはどう
いうふうに行う予定であるのか、お伺いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、令和4年1月2日予定してます新成人の皆さんにPCR検査を受けて、そちらに参加
するための条件としまして3町で協議いたしまして、ワクチン2回接種証明か、もしくはPCR検
査の陰性証明が必要ということで、今、今回は64名が対象になっていますが、今現在PCR検査を
受けるというふうに確認が取れているのが8名ございます。その中で、今、伊仙クリニックさんと
協議いたしまして、年末の12月27、28日でPCR検査を受けていただくことで今計画を進めている
ところでございます。

○6番（岡林剛也君）

これ、1人当たりの金額とかは分かれますか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

一応、1人当たりの上限を1人3万円としてあります。

○6番（岡林剛也君）

1人3万円で、これは何名分なんですか。200……（発言する者あり）26名ですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

30名です。

○6番（岡林剛也君）

30名。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

一応、2万6,000円掛ける30名で一応予算は計上してあります。一応いろいろ情報を入れたところ、
それ以上かかる、病院によってはかかる場所もあったみたいですけど、町としましては、上限3万
円までは持つということで計上してあります。

○6番（岡林剛也君）

ぜひともこの新成人の方々に、もう周知はされてるんでしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

一応、全成人の皆さんに通知をしているところで、また出席確認も今年度は取っているところで
ございます。あと、連絡が取れていないのが何名かございますが、今確認中でございます。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○13番（樺山 一君）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質疑をします。

12ページ、款2総務費、項4選挙費について質疑をします。

先般、町長選挙がありましたけども、掲示板、ポスターを貼る掲示板、真っすぐきれいに設置されてました。本当に選挙委員会の指導がよかったと思います。ぜひ、今回の町会議員選挙でも、真っすぐきれいにしていただきたいと思います。本当にありがとうございました。その件は。

それから、ちょっと私お聞きしたいんですが、投票日の投票管理者、そして投票立会人、あれは全国的に見れば、立会人を募集している市町村あるわけですが、これは募集するということを義務づけられてはいませんか。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

一応、そういった要綱等ちょっと今確認しているわけじゃないので、また確認して、その点についてはお答えしたいと思います。

伊仙町では、今管理者は一応もう課長級の皆さんにお願いしております。立会人に対しましては、その集落の区長さんなり、足りない場合は明るい選挙推進委員等をお願いをして、していただいているところです。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、あとで確認して教えていただきたいと思います。

ぜひ、他市町村では募集しています。選挙のときに、やはり、偏った投票管理者、立会人じゃなくて、公平に公募して、公平に選考して、立会人を配置したほうが私はいいいんじゃないかと思うので、ぜひそういう前向きな方向も検討できるかお伺いしておきます。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

私のほうでもそういった要綱等調べて、そういう募集等してできるものであれば、そういう具合に進めていきたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

できますので、ぜひ、そのような方向で行っていただきたいと思います。

それから、20ページ、海岸漂着物地域対策推進事業費の先ほど清議員から質疑があった委託料の80万に関してですが、これは1日日当幾らで、何名ほどを計画してるわけですか。委託料、委託料といえば、例えば個人の日当で委託しているのか。例えば会社組織に委託して、それで賄わせていくのか。どういう形で委託するわけですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えします。

ちょっと今手持ちに資料がないので、ちょっと準備させていただきたいと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、これは私、何人枠で、日当が幾らで何人枠という形じゃないかと思しますので、ぜひそのような、その件を詳細に説明をしていただきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

今、樺山議員の質問であります、この委託料は、海岸漂着物の軽石に関するものでございますので、これがこれから先ずっと毎日この作業に当たるというわけではございませんので、その漂着したそれを処理するために契約するわけでありまして、今言ったように1人幾らということで何日間その作業をしたということで契約をするものでありますので、今樺山議員がおっしゃったとおり、日当掛ける何日という形の委託になると考えております。

○13番（樺山 一君）

その日当は幾らですか。

○議長（福留達也君）

これ、すぐ分かります。（発言する者あり）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時58分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

先ほどの樺山議員の委託費についてですが、一応、契約日から来年の3月31日までとなっていて、そのうちの50日間、2人で8,000円を予定しております。

○13番（樺山 一君）

分かりました。

11ページを開いていただけませんか。企画費の先ほど岡林議員が質疑した項目なんです、この修繕費の中に私が以前質疑したと思えますけど、新しく線を引いてほしいという方がいらっしたんですけど、その方の引込み工事代も入っていますかね。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

樺山議員のただいまのご質問にお答えします。

樺山議員が今言われている部分については含まれております。

○13番（樺山 一君）

分かりました。本人から電話がきたので、含まれているからぜひ通してくださいと、では次に移ります。

22ページ、鳥獣害対策事業費の委託料、先ほどありましたけども鳥獣被害防止施設の管理委託料

として40万円組まれております。これを管理組合に委託して除草していただくとかという話なんです
が、この管理組合ってどういう組合ですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

管理組合につきましては、任意で団体を立ち上げていただきまして、侵入防止柵の管理を委託し
ているところでございます。任意の団体です。

○13番（樺山 一君）

例えば、美島議員と2人で管理組合を立ち上げて、そこに委託して除草させるという具合に考え
てもよろしいですか。

○経済課長（橋口智旭君）

この防止柵の延長が相当数ありますので、かなりのマンパワーも必要といたしますのでご理解い
ただければと思います。

○13番（樺山 一君）

分かりました。美島議員はやる気があるみたいですけど私はできません。そして、これ当初、こ
の鳥獣被害の防止施設を原材料費で造るときに、この管理はその付近の例えば土地の持ち主、その
方々に管理は徹底してもらおうという話だったんですが、やはり金を出さないと駄目なわけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この防止柵自体がかなり山手の中のほうにまで延長が伸びておりますので、なかなか近辺の住民
等における管理は難しいものになっております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、山手はそれは仕方はないんですけども、自分の農地近辺、それはやっぱり地主の方々にお
願ひしてぜひ管理していただきたい。これを出せば切りがありません。だから、そういうこともわ
きまえて、山手は私有地ではないからみんなで管理していかなければいけないかも分かりませんの
で、そこをぜひ注意していただきたい、予算等が増えすぎないように形で注意していただ
きたいと思います。

それと、31ページ、10款教育費4項高等学校費の離島高校生就学支援費が80万円減額されていま
すが、これは実績によるものなのか説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今おっしゃったとおり実績でのマイナスでございます。こちらのほうは、伊仙町内から徳之島高
校に通学する生徒のバスの定期券の補助でございます。実績から申しますと前期が37名、後期が
今27名で、マイナスになった理由に関しましては免許の取得、またそれぞれの家庭の事情などに
よる実績で落としてございます。

○13番（樺山 一君）

分かりました。この件については周知を徹底して、やはり地元の高等学校に入学していただくような形で、ぜひ周知徹底をしていただきたいと思います。

それと、33ページ、社会教育費の負担金補助及び交付金、各種スポーツ大会出場補助金474万9,000円が増額されております。この件については、もちろん子供さん方に補助してもらうのは本当に父兄にとってはありがたいことですが、これは要綱等、ぴしっと整備されての形の補助金ですか、例えば出場機会が多くて、親の負担が多いのでただ今年度はこれぐらいしようという形なのか、要綱があつてその要綱どおりにしているのかお伺いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは要綱が設置されておまして、要綱どおりに進めているところでございます。

○13番（樺山 一君）

では結果的に生徒さん方がスポーツで優秀な成績を収められたと理解してよろしいですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

はい。例年、もう県大会、空手とか野球、九州大会、全国大会と成績は伸びているものだと考えております。

○13番（樺山 一君）

いろいろと質疑をしましたが、限られた予算ですので、やはり節約しながら最大限に子供さん方には補助していただいて、将来の伊仙町を担う子供たちですので十分補助ができるようにしていただきたいと思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第54号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第2 議案第55号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福留達也君）

日程第2 議案第55号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第55号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を補正前の額9億7,717万8,000円から歳入歳出それぞれ1,682万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を9億9,400万円とするものです。

5ページをお開きください。

歳入につきまして、6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、1節普通交付金が療養給付費の上半期の実績に伴う増額で1,800万円を増額補正するものです。

2節特別交付金は、特別調整交付金市町村分が保健指導事業費の支出増額に伴い4万9,000円増額、県繰入金2号分が医療費適正化対策経費の支出減額に伴い126万2,000円減額、特定健康診査等負担金が特定健康診査等事業費の支出減額に伴い135万円減額、計256万3,000円の減額となり、目全体で1,543万7,000円増額するものです。

10款繰入金1項1目一般会計費繰入金3節職員給与費等繰入金は、国保事務繰入金の支出見込額の減額に伴い116万8,000円の減額、研修会の欠席により10万6,000円の減額、合計127万4,000円減額するものです。

5節財政安定化支援事業費繰入金は、当該事業の算定額通知に基づき333万3,000円の増額、特定健康診査等事業費の支出見込額の減額に伴い67万4,000円の減額、合計265万9,000円の増額となり、目全体で138万5,000円増額するものです。

次に、歳出について説明いたします。

予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、会計年度任用職員の人件費として計上しておりましたが、年度内での雇用の見込みがないことから1節から8節までの人件費に係る支出を233万7,000円の減額、18節負担金補助及び交付金は、国保制度システム改修負担金として7万7,000円の増額、目の合計として226万円減額するものです。

同款3項1目運営協議会費は、運営協議会欠席により旅費を10万6,000円減額しております。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費について、上半期の実績に伴い1,800万円増額補正するものです。

同款5項2目葬祭費についても上半期の実績に伴い30万円増額補正するものです。

予算書7ページになります。

6款保健事業1項2目保健指導事業費は4万9,000円増額し、3目医療費適正化対策経費は9万3,000円減額となっております。

同款2項1目特定健康診査等事業費は202万4,000円減額し、補正後の額を749万2,000円とするものです。

7款基金積立金1項1目準備基金積立金は、特別会計内の歳入歳出の差額調整として295万6,000円増額するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第55号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第55号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第3 議案第56号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福留達也君）

日程第3 議案第56号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第56号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億1,684万8,000円に歳入歳出それぞれ210万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億1,474万7,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

5ページをお開きください。

2款国庫支出金2項1目調整交付金について、地域支援事業分調整交付金の歳出見込額が減額となることから184万円減額補正し、補正後の額を1億420万7,000円とするものです。

3目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業）も支出見込額の減額から補正前の額373万1,000円から71万8,000円減額し、補正後の額を301万3,000円とするものです。

4目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外）も同じく補正前の額898万8,000円から141万円減額し、補正後の額を757万8,000円とするものです。

5目保険者機能強化推進交付金と6目介護保険者努力支援交付金は、令和3年度の交付決定額に基づきそれぞれ197万7,000円、201万4,000円増額するものです。

3款支払基金交付金1項2目地域支援事業支援交付金について、歳出見込額の減額に伴い補正前の額503万7,000円から97万円減額し、406万7,000円とするものです。

4款県支出金2項2目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業）とその下の3目県支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外）も国庫支出金と同じく歳出見込額の減額から44万9,000円と70万5,000円それぞれ減額するものです。

予算書6ページになります。

5款繰入金1項2目地域支援事業費繰入金についても歳出見込額の減額に伴い地域支援事業費繰入金（日常生活支援総合事業）が44万9,000円減額、地域支援事業費繰入金（日常生活支援総合事業以外）が70万5,000円の減額、計115万4,000円減額するものです。

4目その他繰入金は、旅費の支出減額に伴い21万8,000円減額するものです。

6款諸収入2項2目雑入は、徳之島地区介護保険組合からの負担金精算返納金として137万2,000円増額し補正後の額を221万3,000円とするものです。

続いて、歳出について説明いたします。

7ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費について、8節旅費を31万8,000円減額、10節需用費を10万円、8節旅費から組替えをし目全体で21万8,000円減額し、補正後の額を252万6,000円とするものです。

次に、予算書7ページから8ページにかけてになります。

2款保険給付費になります。

1 項介護サービス等諸費において、1 目居宅介護サービス給付費が1,000万円の減額、2 目特例居宅介護サービス給付費が50万円の増額、3 目地域密着型サービス給付費が1,100万円の増額、9 目居宅介護サービス計画給付費が360万円の減額。

2 項介護予防サービス等諸費において、1 目介護予防サービス給付費が100万円の増額、3 目地域密着型介護予防サービス給付費が10万円の増額。

4 項高額介護サービス等諸費において、1 目高額介護サービス費が100万円の増額となっております。

2 款の保険給付費は、それぞれ年間所要見込額の増減に伴うものとなっております。

3 款地域支援事業費 1 項 1 目サービス事業費についても、年間所要見込額の減額に伴い、12 節委託料、18 節負担金補助及び交付金それぞれ 6 万1,000円減額、127 万8,000円減額の計133 万9,000円の減額となっております。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、オンラインでの開催により旅費を 5 万3,000円減額しております。

予算書 9 ページになります。

3 款地域支援事業費 2 項 1 目一般介護予防事業は、8 節旅費がオンラインでの開催や中止により14 万4,000円の減額、11 節役務費が執行残による5,000円の減額、12 節委託料は各種介護予防教室がコロナ禍での活動自粛により204 万5,000円の減額、18 節使用料及び賃借料が執行残による3,000円の減額となっております。

同款 3 項 1 目総合相談事業費について、4 節共済費から11 節役務費まで年間所要見込額の増減に伴うもので、4 節共済費が3,000円の増額、10 節需用費が 5 万円の減額、11 節役務費が 1 万円の増額となっております。

17 節備品購入費として10万円の増額、18 節負担金補助及び交付金は包括支援センターの人員増に伴う会員費として4,000円の増額、システム更新完了による執行残17 万9,000円の減額となっており、目全体で11 万2,000円減額し補正後の額を534 万3,000円としております。

2 目権利擁護事業費、オンラインでの開催による旅費の減額によるもので10 万6,000円減額しております。

予算書 9 ページから10 ページにかけて、3 目包括的継続的ケアマネジメント事業支援事業費について、1 節報酬から 8 節旅費において、主に年度内での雇用見込みがないことによる人件費の減額で302 万4,000円減額補正しております。

4 目任意事業費は、配食サービス利用者の増加に伴う10万円の増額となっております。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費及び 6 目生活支援体制整備事業費は、オンラインで開催したことによる旅費などの減額で、それぞれ11 万5,000円、12 万4,000円減額するものです。

7 目認知症総合事業費 4 節共済費の増額 1 万4,000円は、8 節旅費減額分からの組替えを行い、8 節旅費を29 万2,000円減額するものです。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、インセンティブ事業である保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金のそれぞれの交付決定額合計399万3,000円を増額するものです。

5款諸支出金2項1目一般会計繰出金は、令和2年度介護保険組合負担金の確定に伴い徳之島地区介護保険組合から返還金として137万2,000円増額としております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第56号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

歳入の5ページ、国庫支出金、国庫補助金の目の5と6なんですけれども、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金、197万7,000と201万4,000円交付されておりますけれども、この強化推進とか、あるいは努力支援金が支給されている、これはどのような事業に使われているのでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの美島議員の質問に答えます。

この保険者機能強化推進交付金と努力支援交付金については、介護保険におけるインセンティブ事業、実際にこういった事業に対して使うというのではなくて、こういった事業に対する加算ということでの交付金となっております。実際に行われる事業ではなく加算分というふうに捉えていただければと思います。

○14番（美島盛秀君）

これは負担金というのは、その事業の内容はどういう事業ですかね。

○地域福祉課長（大山 拳君）

内容と言いますか、この介護制度について町で努力した部分、特に事業費で軽減を図ったとかと、いうところを評価していただき、それが交付金という形になって支払われるものとなっております。

○14番（美島盛秀君）

その介護保険内の総体的なそういう努力をして、その全体的な事業に使われる交付金と受け取っていいですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

美島議員がおっしゃるとおり事業の評価という部分での歳入となっております。

○14番（美島盛秀君）

以上です。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第56号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第4 議案第57号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）

○議長（福留達也君）

日程第4 議案第57号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

議案第57号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算額の総額1億1,682万9,000円に歳入歳出それぞれ27万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,655万7,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

予算書3ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料において、補正前の額5,460万円から使用料868万1,000円を減額補正し、補正後の額を4,591万9,000円とするものであります。新型コロナウイルス感染症感染拡大対策として8月から9月に臨時休館したことから2か月分の会費等の使用料の減額であります。

2 款繰入金において、補正前の額5,257万1,000円に777万9,000円を増額し、補正後の額を6,035万円とするものであります。職員給与繰入金65万4,000円の減額と先ほどの使用料の減額等に伴う運営繰入金843万3,000円を増額であります。

4 款諸収入においては、補正前の額965万8,000円に63万円を増額し、補正後の額を1,028万8,000円とするものです。主なものとして、臨時休館に伴うショップ売上収入36万円の減額と徳之島町、天城町からの施設利用料負担金の合計25万円の減額、保健事業収入として介護予防教室自宅による100万円の増額などであります。

歳入合計補正前の額1億1,682万9,000円から27万2,000円を減額補正し、補正後の歳入合計を1億1,655万7,000円とするものであります。

続きまして、歳出につきまして、6 ページをお開きください。

主なものについてご説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の 2 節給料と 4 節共済費につきましては、11月の人事異動に伴う減額であり、職員手当につきましては各種手当の実績見込みによる減額であります。

7 節報償費については、水泳事業の安全確認や、またスタッフ不足による清掃活動などを休日などに高校生アルバイトを雇用するものであり、8 節旅費から26節公課費までの減額については、コロナ禍による旅費などの減額、または予算執行後の残額であり、10節修繕費の250万6,000円を増額につきましては、老朽化に伴う発電機バッテリー交換や換気設備の修繕費、浄化槽の修繕などあります。

3 款 1 項 1 目文化事業費においては、イベント中止に伴い50万円を減額するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第57号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算書について質疑をいたします。

5 ページの歳入、1 項の使用料、1 目の使用料、これについて868万1,000円の減額補正ですけれども、月会員、それからスイミング会員、都度使用料がそれぞれ減額されているわけなんですけれども、この時点での会員数がそれぞれ分かっておりましたらお願いいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今現在ですけれども、会員さんが760人いらっしゃいますが、その月々で退会される方とかもいらっしゃいまして、コロナ禍でありましたが会員数に関しましてはそれほどの増減はないものと思います。日々によって20人とか、この3か月、4か月の間で増減はありますけれども、大体同じような形で経過しております。

ちょっと若干、今、手持ちの資料があるんですけれども、はっきりした数字はまた、すみませんが後ほどお伝えしてよろしいでしょうか。

○14番（美島盛秀君）

はい。スイミング会員は。

○健康増進課長（澤佐和子君）

スイミング会員は360人ほどいらっしゃいます。

○14番（美島盛秀君）

都度使用料。

○健康増進課長（澤佐和子君）

都度使用料は700円であります。

○14番（美島盛秀君）

今、会員の月会費は幾らですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

1月7,000円であります。グループ会員になりますと6,000円になっております。

○14番（美島盛秀君）

私が月会費6,500円として見ていたんですけども、スイミング月会費が3,500円によろしいですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

はい、大丈夫です。

○14番（美島盛秀君）

それぞれを計算したときの額が868万1,000円ということだと思いますけれども、これはコロナ関係で非常に会員も少ないと、あるいは休業が何日かありまして、これは当然だったと思います。

その中で、特にスイミング会員あるいはスイミング教室のインストラクターが何か病気療養で退職したと、入院されたと、また1人は途中で辞めて鹿児島に帰られたということ等で聞いておるんですけども、その辞めた、あるいは入院をされた、その職員の理由についてお尋ねをいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

病状に関してはちょっと個人的なことになりますので、この場でお伝えすることはできませんが、今1名は療養中でありまして、1名に関しましては、今、保留中というか、辞められてはいらっしゃらないところであります。

○14番（美島盛秀君）

では、そのスイミング教室においての子供たちへの指導等、そういうことについての影響はありますか、ないですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

水泳事業の強化を図るということで1名追加で今年いらしていただいている方のおかげをもちまして、確かに他のインストラクターもこれまで水泳事業に関わっていなかったインストラクターも水泳事業に関わることになりまして、何とか今いるスタッフで回してはいます。けれども、やはり

専任のインストラクターが戻ってきていただいで十分な指導というか、インストラクター業務ができるように願っているところであります。

○14番（美島盛秀君）

360人という会員がいるわけでありませけれども、私の孫も3人行っています。いろいろそのスイミング教室に行った後の話等を聞いたりしますけれども、教え方がうまい先生とか、あるいはちょっと分かりにくかったとかということも聞いたりもします。そういう中で、こういう子供たちが月に3,500円も払って指導を受けているわけでありませるので、しっかりとした体制、そういうのを考えてこのスイミング教室が、全島から来ているわけでありませるので、いい評価を受けられるような教室にしていきたい、こういうことに関して運営委員会があると思われるんですけれども、そういう運営委員会等で取上げて議論をされているのでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

現在、体調もありませなかなか状況の説明が難しいところで、まだ実際のところ運営委員会は開いておりませ。昨年来のコロナによつての休業に関しましては何回か運営委員会を開いていますけれども、この今の現状に関しては現在のところ開いていない状況にあります。

○14番（美島盛秀君）

こういう運営協議会、このほ一らい館だけでなくも他の協議会にも考えられることと思いますけれども、やはりこういういろんな運営委員会、協議会、こういうのが活発に開かれて、そして協議をされて議論することが私はそれぞれの事業の推進につながっていくと思っておりますので、ぜひこういうことを推進して、それぞれの事業が活発に行われるように努力をしていただきたいと思っておりますので、ぜひ開いて、こういう対応をしていただきたいと思います。

それから、6ページの10節需用費、修繕料と書いてありますけれども、これは先ほど車の修繕とか言ったと思いますけれども、ほ一らい館の送迎バス、これは今、長寿子宝社に委託をされているんですけれども、こういうような修繕費とかあるいは保険料とか、こういうような支払い等はこのほ一らい館の会計上で処理しているようすけれども、ただ運転をする、こういう日程的なそういう調整をするのを長寿子宝社に委託して、あとは全部修繕費とか運転の給料とかいろんなことについては、このほ一らい館の会計で処理をするということですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

修繕費につきましては、先ほど申しました車ではなくて発電機バッテリー交換とか換気設備の修繕とか浄化槽の修繕に今回上げております。

バスの管理につきましては、役場のほうが、今、保有しておりますので、車検でしたりとか、あとは大きな修繕に関しましてはほ一らい館のほうで持っております。

ただし、簡易な修繕とか給与とか、それに関しましては一般会計のほうからの事業委託をしておりまして、そちらのほうで運営をさせていただいております。

○14番（美島盛秀君）

ただ修繕費と書いてありまして分かりにくかったですけれども、こういうときに何々の修繕費とか、次から備考に入れるようお願いをします。

終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○4番（佐田 元君）

徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算について質問いたします。

5ページをお願いします。

5ページの4款1項1目雑入2節雑入、ここに徳之島町健康増進施設利用負担金、天城町健康増進施設利用負担金12万5,000円、両町とも計上されてありますが、これはいつからの分ですか、何か月分とかあるんですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えいたします。

8月、9月に休館いたしまして、バスの送迎に関しましても運休しております。ほぼ2か月分になるんですけど、両町にお願いしまして1.5か月分の事業費を、年間100万円で両町から頂いております、そのうちの1.5か月分のほうを両町から減額でということでお話をしているところでございます。

○4番（佐田 元君）

分かりました。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○5番（清 平二君）

ちょうど今の雑入で同じですけれども、徳之島町と天城町の負担金の減額、コロナ禍で休みであったということで減額をということですが、やはりこれは年間運営していても、恐らく100万円ずつもらっても赤字になっていると思うんですよ、その辺のところを計算したことはありますか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

この100万円につきましては、施設利用負担金となっておりますが、主にはバスの送迎、1日1回の送迎に関しての負担金ということで両町に100万円をお願いしているというふうに引継ぎを受けております。

○5番（清 平二君）

年間100万円で運営をしてきたんですけども、本当に100万円でできたんですか、その辺の計算はしていないんですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今年以降2か月間休館もありまして、繰入れもまた今回も増額補正をさせていただきまして、歳入額を上げていくためにどうすればいいかということで、今ちょうど地域おこし協力隊の方が1名いらっしゃるんですけど、その方が経営を3年ほどされていたこともありまして、その方からアドバイスを頂きながら、今スタッフのほうで収入、収益をどうやって上げていくかということで検討しているところであります。

その中で、町外からの利用につきましても、なかなかそれを数字で出すことは難しいところではありますが、なるべく多くの方にいらっしゃっていただいて収益を上げるようにするしかないかなというふうに思います。

できれば両町のほうにももう少し上げていただけるようお願いはいたしますが、全体的に会員さんを増やせるような努力をスタッフ一同で頑張っていくことかなと思っておりますので、今その歳入をどうしたら上げられるかというところで数字の洗い出しをしているところであります。清議員から今ご指摘がありましたその点につきましても検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問の中でこの両町からの負担金ということではありますが、これの検証もやっていかなければならないところであります。また、今言っているように一般会計からの繰出しが増えないように向こうの対応も取っていかなければならないと考えております。

今から先、また世界自然遺産に関わったり、あと人口を増やすという計画の中でいろいろな事業等に関わってくる関係人口も増えてくるものだと考えていますので、このほーらい館の重要性というのが今かかっていると思いますので、また今言われたように検証を進めていかなければならないと感じております。

○5番（清 平二君）

これは、ちょっと今インターネットを見たりしてやっていますけれども、申し訳ないけども、このマイクを止めてみんなで共有したいと思っておりますので、いいですか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時53分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

休憩前の清議員のご質問に対して総務課長から答弁がございましたが、それに対してまた改めて

補足させていただきたいんですけども、バスの運用につきましては試算するに当たっては、これからちょっと調整をするということなんですけども、先般公共交通会議ということで運輸局から関係者が集まりまして、そのバスの運用の方法についていろいろと話がありました。実際基幹道路、県道を主体として総合陸運がバスを走らせてますけど、それと並行してほーらい館のバスを走らせてることに対して、いろいろと申入れがあったりとかいろいろあるんですけど、いずれにしても今のほーらい館のバスを運用するに当たって、幾らで運転していくかということはあくまでもほーらい館と長寿子宝、そして総合陸運、あと町、この関係者そろって協議調整をしないといけないところがあります。そこら辺の金銭的なものについては重々検証しないとイケませんので、そこら辺はまたこちら公共のバスに対する負担金とか補助金を交付している関係もありますので、我々も一緒になって取り組んでいきたいと思っています。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第57号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第5 議案第58号 令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（福留達也君）

日程第5 議案第58号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（田中真琴君）

議案第58号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

上水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

第5条、職員給与費について説明いたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

1、職員給与費、既定予算額5,014万円に252万円を増額し、5,266万円とするものでございます。こちらは、年度途中において職員が2名増になったことによるものであります。

2ページを御覧ください。

収益的収支及び支出の支出について説明いたします。

収入は補正の予定はございません。

支出のうち、1款水道事業費用1項営業費用1目原水・浄水費、項内組替えであります。内容につきましては、1目原水・浄水費から252万円を減額し、3目総係費を252万円増額するものであります。

以上、上水場事業会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第58号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第58号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、10分ほど休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時12分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第6 議案第59号 令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）
（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結

○議長（福留達也君）

日程第6 議案第59号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第59号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結について補足説明いたします。

工事名、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）。工事場所、大島郡伊仙町伊仙1842地内。請負契約額12億3,090万円也。契約相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津5150番地、湧上建設工業株式会社、代表取締役袴正次郎。

2番目に、工事名、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）。工事場所、大島郡伊仙町伊仙1842地内。請負契約額7,524万円也。契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町目手久1741番地、株式会社南宝建設、代表取締役酒匂源宝。

3番目に、工事名、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期外構工事）。工事場所、大島郡伊仙町伊仙1842地内。請負契約額7,205万円也。契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙ウンゼ194—9、久保建設工業株式会社、代表取締役久保武二。

以上であります。

○議長（福留達也君）

議案第59号について質疑を行います。

○4番（佐田 元君）

令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結について質問いたします。

まず初めに、この提案、3工事とも一括に提案された理由を伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この3件の案件については、どれか一つでも否決になった場合、この3工区とも工事ができなくなりますので、一括して計上してございます。その内容としましても、議案の提出方法については法的な規制は存在しないということと、議案の提出権限を有する首長の判断により提出されるということでありまして、この3件を一括して計上してございます。

○4番（佐田 元君）

今の答弁によりますと、1件でも否決されたらという思いで3件一括に案件を上程したというこ

とですが、なぜ議会に入りもしないのに否決されると思った、その点を詳しく説明お願いいたしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

否決されることを想定してではなくて、この中の1件でも駄目になると全てが駄目になる、そのことがありますので、この3件を同一して一議案として計上してあるということでもあります。

○4番（佐田 元君）

恐らく入札はそれぞれ3件とも同じ日に違う、工事が違うわけだから一件一件ずつ入札はされたと思うんですね。これを議案として一括で提案してくるということ、これ今法律的には問題はないということのようですが、これは法律的な問題もちろんあるかと思いますが、やっぱりこういう大事な、それこそ100年に一度あるかないかの大きな事業です。入札はそれぞれやった、しかし一括提案したという、これが非常に私は疑問に思っているところです。

それと、あとお聞きしたいのは、この各工事入札、これはそれぞれ何社ずつ指名されたんですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この本体工事、地盤改良工事、外構工事、ともに4業者ずつであります。

○4番（佐田 元君）

ともに4業者ということですが、それぞれの工事に地元の業者が何社入っておりますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

どこまでの範囲が地元という範囲なのかあれなんです、本体工事については大島郡内の4業者、あと地盤改良・外構工事については伊仙町の4業者ということになっております。

○4番（佐田 元君）

質問がちょっと食い違いありまして大変失礼いたしました。

1期地盤改良工事、1期外構工事、これには町内の業者が入っているということですが、これはそれぞれの工事、1期地盤改良工事、また1期外構工事、この指名は同一の業者さんですか。同じ業者さんで指名されたのですかね。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この地盤改良・外構工事については、伊仙町における業者さんで土木工事のA、Bの資格を持つ業者さんを選定してございます。

○4番（佐田 元君）

うちが聞いているのは同じ業者なのか、別の業者も入ったのか。

○総務課長（久保 等君）

地盤改良、それから外構工事、今言いました4業者は同じ4業者であります。

○4番（佐田 元君）

同じ業者が2工事とも指名したということですが、これは恐らくランクづけでAランクの方もいらっしゃるでしょう。またBランクの方もいらっしゃるでしょう。しかし、恐らく伊仙町にはこの業者以外、この4業者以外にもBランクの業者、またAランクの業者も、ちょっと資料持っていませんのであれなんです、恐らくいると思います。なぜ同じ業者を、2工区とも同じ業者を指名されたのか、そこを詳しく説明お願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

指名委員会の中身の件については、詳しくという話ではありますがそこまでは公表しないわけなんです、この仕事の内容とそれからその量、質等鑑みてこのような指名にしたという経緯であります。

○4番（佐田 元君）

私は、以前も一般質問でも指名について質問したことがあります。今のような状態で、このような指名入札で、これが本当に公正で公平な入札ができたと思っておりますか。

○総務課長（久保 等君）

私は、公正で公平であると感じております。

○4番（佐田 元君）

何で私がこんなことを申し上げるかと言いますと、ちまたに前々からこの新庁舎建設にはこの方々が指名されるだろう、入札するだろうといううわさが流れておりました。これがまさにそのとおりの結果となったわけですが、官製談合、こういうことも我々を行っているのではないかという疑惑さえ持っている一人です。官製談合とかこういうことは絶対なかったということではよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

今、佐田議員のおっしゃるとおり、この方々が指名されるだろうということは、この難しい仕事とかこれぐらいの仕事内容になると、こういった方々が指名されるだろうということは皆さん感じたとおりのことをできたと考えております。そういった談合については私たちはまた指名をするだけのものでありまして、全然その関わりもありませんし、そういったことはなかったものだと感じております。

○4番（佐田 元君）

官製談合等もなかったものということですので、ぜひ我がこの町の大事業、そして我が町のこのお城を、庁舎をすばらしい建物に仕上げさせていただくようお願いして、終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

議案第59号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約の締結について質疑をいたします。

ただいまの同僚議員の質問に関連すると思いますので、今質問されたことについては省略いたしたいと思います。

今、私は資料としてここに、3つの入札について資料を手元に持っております。この資料から見ても今説明があったとおりになんですけれども、この工事を行う業者名、これを私ちょっと資料で調べてみたところ、伊仙町に指名を出されている業者が300社以上ありますね。いろんな物品まで含めて。そういう中で町内の土木・建築の業者が40業者おります。物品も他のところありまして、大体100社、70社ぐらいです。それと町外、特に土木・建築で天城町、徳之島町で13業者とありますので、徳之島、伊仙町含めて徳之島島内で53社指名願が出されております。それ以外の島外業者、今の説明で島外業者、本体工事は島外業者の4業者に指名をしてあるわけでありましてけれども、本体工区の工事が徳之島町、落札業者が徳之島町、その中に入っていた4業者、あとは奄美市が2社、そして和泊町が1社、島外業者が入っております。この4業者、それぞれ伊仙町での実績等はあるのでしょうか、まずお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

先日全協のほうでも説明をしたんですが、その監督員が平成29年以降に500m²以上の経験値があると、そういうのを条件に付したわけなんです、この4業者が伊仙町で実績あるかといいますと、またちょっとそこを再度調べてお伝えしたいと思います。今回の入札の条件にはそういった過去に、過去3年以内に500m²以上の建築経験者が建築施工の1級の資格を持っている方という条件は付しております。

○14番（美島盛秀君）

もちろんそういう資格とそういう条件をそろえた会社を入札指名したということは、それはもちろん当たり前です。分かります。ところがこの奄美市の2社、それから和泊町の1社については、私は全く伊仙町には縁もゆかりもない、実績のない会社だと考えております。落札した業者につきましては、橋の橋梁とかあるいは道路、実績があったことは私も知っております。そういう中でこの落札をした業者、4社とも法人格だと思いますけれども、この4業者の中で落札した業者、伊仙町に法人税等あるいは何かの税金等で還元があったのかどうかお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

法人税等と申しましても、徳之島町に本社があるわけなんです、また町内においての施設もその他に2か所程度保有しておりますし、その従業員等についても伊仙町の出身者が多数おられるということで、その辺のことは地元にも還元されているものだと感じております。

○14番（美島盛秀君）

他の3業者については、何のそういう税金等、従業員等、そういう等の還元はないと考えてよろしいですね。この落札をした業者においては、従業員等いろいろいらっしゃいますので理解ができます。そういった中で、私とその資料を、300社の資料を中身を精査させていただきました。その中で、これ以上にもすばらしい実績等あるいはいろいろな事業をされている会社があると私は見受けました。全国展開している業者あるいは県内で展開している業者、そういうすばらしい実績のある業者が指名願いを伊仙町に提出をしていると。そういうことにも関わらず、関係のない3社が入札に参加している。こういった点は理解ができないわけでありまして、そういう中で伊仙町の業者40業者、さらに13業者の徳之島、天城、徳之島含めて13業者、この中にもすばらしい実績を持った会社は何社かございます。その町内業者の40業者の中には、私はこういう工事を受注できる会社はあると思います。そういう中でこの前の説明会のときにも、2社だったですかね、そういう特定建築の資格のある業者がいたということを知りました。そういう中で、こういうそれぞれの地盤工事あるいは外構、そして本体と3つに分けてそれぞれ入札をしているわけなんですけれども、これを一体化して一括で入札を行った。その理由については先ほど答弁がございました。

私はこの件に対して非常に疑問を持っております。なぜこういうことをしたのか。私は当初、それぞれの落札をされた会社が、それぞれが契約をしてくるものだろうと思っておりました。そして、ある建設会社の社長から相談を受けました。何とかして認めてもらえないかということで会って話をしました。そこに町長も呼ばれてきました。そのとき町長は、それぞれの入札の区分けをして議会提案すると。あるいはまた、それぞれに地元業者を下請けにさせるということを示唆されていたと思います。これが12月3日だったと思います。そして、私はどうしても納得がいかないということで、またその晩の5時過ぎから議会運営委員会室のほうで議長を、そして同僚の7名の議員、そして町長、そして総務課長のほうから説明を聞いて、どうしてもその3つに分けて契約議決として提案することは難しいと、一括したほうが良いというその理由については先ほどの答弁がありましたのでよろしいですけれども、なぜ約束をして町長は、下請けは地元に出す、あるいはそこまではっきり言っているのに、当初から1工区、2工区、3工区、それぞれの地元業者を参加させて工区分けをする。例えば、本体工事に空調工事やあるいは電気設備工事、建具工事、サッシ工事というそれぞれの区分けをできる業社、条件がそろっている、またそういう資格を持った業者さんが何社もある、それをあえて一本化でこの本体工事を発注したということについて、なぜそれができなかったのかお尋ねをいたします。

○議長（福留達也君）

久保総務課長。

○14番（美島盛秀君）

その前に町長がおられる説明したても。

○町長（大久保明君）

入札、落札後お会いしたということでありまして、私ずっと考えていることは、やはりいかにして町内の業者さんが仕事に参加できるかということでありまして。先ほど本体工事に関しましても、この5,000m²以上の仕事をした実績とか経験などは町内にはもちろんないし、島内にも1社か2社であると思います。そういった中で、本体工事をするにしても電気とかいろいろなサッシとか空調とかあるわけですから、このことは町内業者にできるというふうにはずっと考えておりました。ですから、これはこれで一括してやったほうがいいたろうというふうな結論に達したわけでありまして、それは7人の方々にも明確に申し上げたわけでありまして、私が美島議員の前で分割していくという話は、それは例えばこの本体工事の中の分割ですよね。分割というのは電気とか水回りとか空調などが分割というふうに考えていたわけでありまして、そのような意味で言ったことが、工区を分割して発注するというふうには私は発言した記憶はございません。ですから、そのことを美島議員が、本体の中のいろんな下請けは分割して伊仙町内の業者になるのではないかというふうな話をしたわけでありまして、これを先ほど総務課長も話したように、万が一いろんな事情で一つの入札がまた後で混乱するような状況になるようなことがないように、一括してやったほうが無難ではないだろうかということであるし、そのことで今回先ほど総務課長が延べたような形での入札になったということでありまして、そのように理解をしていただきたいと思っております。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの質問ではありますが、この本体を取るということは、例えば建具、それから機械、電気、それぞれ一様に施工図を描いて進んでいかなければならないところでありまして。そこにおいて、やっぱりこれだけの大きな事業となりますとそれぞれ分割をするとうまくいくところも、それはもちろんうまくいかせたいんですけどなかなかそう進まない、じゃあ一つにまとめていくことによって、その下につくそれぞれの資格を持った業者が一番本体を取ったところと競合してやっていく方向が、この庁舎の規模になるとそれがいいんじゃないかという判断であります。例えばそのように分割した際には、かなり今の工事額よりも分割するわけでありまして経費の割合が高くなってきますので、その分また工事費もかさむというところも鑑みた上で今回の発注形式になったという経緯でございます。

○14番（美島盛秀君）

私はその町長の説明、それから総務課長の説明、3日の日に聞いた後で、その翌日県に問い合わせました。私に答えたのは、それぞれで地盤工事、外構工事、本体工事、3つそれぞれで入札を行っているから、それぞれで提案をして採決するのが当たり前だと、これが通常の提案のやり方だということを経の指導を受けました。その中で、なぜじゃあ伊仙町はこの3工事を、3つの工事を一括してどうしても提案したいということでありまして、これをどうですかと聞いたら、そこら辺りについてはそれぞれの自治体の考えもあるでしょうからお答えはできませんと。そしてまた翌日、どうしてもこの提案が出されましたので聞きました。そうしたら、そのとおりで法的な根拠

はないと、違法的なことはないという回答でありました。さらには、県の議会事務局にも聞きました。これについては、それぞれの自治体の考えに任せる以外にない。しかし、県の答えたとおりでありまして、もしこういうような議案が出たときにどうしても、先ほど総務課長が否決されたことを心配してと言いましたけれども、私としてはもうどうしてもこういう不条理な議案については認めるわけにはいかないんですけれども、もしこういうことが否決されて、再度提案されることはできますかというようなことを聞きましたら、それは提案はできます。しかし、同じ議案で同じような内容で提案するのは、1回否決した議会がまたさらに同じようなものに出してきてまた出させるということ自体に疑問を感じるというようなこと等の指導を受けました。結論は、要は1回提案をしたのが否決された場合には、少し、少しといいましょうか、私は工区分けしたほうがいいという考えでありますので、それぞれの3つに分けた場合に設計等の見直しあるいは入札のやり直し、このほうで再提案するのが望ましい議会の在り方じゃないのということを受けて、私も理解をしたところでありました。

ところが、これを今日のこの提案を受けて、私としてはどうしても納得のいかない提案で上程されておりますので、ぜひこれを3つに分けて提案をして、その後地元の業者等も参加ができるように、下請けじゃなくてきちっとした形で工区分けをして、さらに改めて提案ができるようお願いをしたいということを申し上げたいところであります。

そこで、2業者が伊仙町には特定業者の資格を持った業者いるという説明がありましたけれども、その2業者について詳しい、例えば一般建設業あるいは特定建設業というふうに分類されるようでありますけれども、このときに主任技術者とかあるいは監理技術者とかいうそういう技術者が必要だと、いろんな技術者が必要だということがこの書類上、説明の資料の中に書かれておりますけれども、そういうこと等は調べてそして入札に指名したのか、あるいはそういうことは関係なしに町内業者を指名に入れなかったのか、その町内業者の2業者について、こういう資格等があるかどうか確認が取れているのかお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、町に出ている指名願等は全て確認いたしました。それで、特定建設業の許可も取ってございます。今回入札に付した条件の中には、もちろん建設業許可を持っていないと入れません。その方はその会社の施工管理で1級であります。現場に常駐する建築の管理技能士の1級の資格を持った方もう1人、2名体制でなければこの規模のものではできないだろうということでこの条件を付しています。そこがこの指名願の中では確認が取れませんでしたので、町内の建築業の特定建築業を持った方でもそのクリアができなかったという経緯でございます。

○14番（美島盛秀君）

町内業者においてはそういう内容的なことが調査できなかった。それでこの島外業者の3社をそれぞれ入れたと思いますけれども、この島外業者3社、それぞれ確認できたのかどうか。あるい

は、先ほど来の説明でありました地盤工事、それから外構工事、この2工事についても同じ業者が指名に入っていた。この事業には、他の40社の中でこの指名に入れる資格のある業者が何件ほどあったかと、またそういう内容について精査して指名をしたのかお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの質問にもありましたが、その否決になることを想定したということではなくて、これ先ほどの質問の中で答えてない部分ですので申し訳ないです。否決になることを想定したわけではなくて、一つでも欠ければこの工事自体ができなくなるので3つ同時に計上したという経緯でありますので、そこは誤解のないようによろしくお願いします。

それで、今この地盤改良と外構の中に伊仙町で入れる方たちがいたんじゃないかというところがありますが、もちろんこの特定建設業を持った方もいらっしゃいますので、入れるランクでいいますとまた下がるわけなんです、それが何業者だったとかいうのは私今持ち合わせていませんので、記憶でしゃべるわけにはいけませんのでちょっと調べさせていただきたいと思います。（「じゃあちょっと調べてきてよ。休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時08分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの美島議員の質問でございますが、町の指名の中で特定建設業の許可、それと県の土木A・Bのランクということでいきますと、伊仙町においては5社ございました。この5社でありましたが、その1社につきましては令和4年2月までの工事を今進めているところでありますので、指名した4業者で入札を行ったという経緯でございます。

○14番（美島盛秀君）

私が聞いたのは、それ以外、その地盤工事、外構工事、その4業者以外にも40業者の中にはいたんじゃないのということですよ。

○総務課長（久保 等君）

ですが、これは下請に出さざるを得ない仕事でもありますので、この特定建設業の許可を持っていることが条件、それと県の土木A・Bに該当していることが条件となりますと、町内には5社であったということで、1社については次年度の2月までの工事を手持ち業者でしたので、先ほどの4業者で入札を行ったという経緯であります。

○14番（美島盛秀君）

それじゃあ、その4業者以外には地盤工事、それから外構工事ができる業者はいないと、いなかった、資格がなかったと受け取っていいわけですね。

○総務課長（久保 等君）

先ほど申しましたように、5社いたんですけれども、手持ち業者がいて、この支障を来すのではないかということで4業者を選定したということでございます。

○14番（美島盛秀君）

私は、これは資格があったり、また他の工事があったということの理由ですけれども、ほとんどそれぞれの手持ちの工事はあると思いますよ。そういうこと等を勘案しながら、あるいは指名をされても忙しくてできなかったら辞退をするはずですよ。なぜ、そこを考慮して平等にできなかったのか、私は疑問でならないわけでありませぬ。

そこはそれで入札が終わっておりますのでいいといたしまして、この3本体工事、地盤工事、それから外構工事、これの落札率は幾らですか、それぞれ。

○総務課長（久保 等君）

落札率は99%強でありました。

○14番（美島盛秀君）

99%強と、私もちょっと調べたんですけれども、98%、99%ですよ。これは大変な問題ですよ。競争入札ですから、少しでもお金を残して余裕を持って財源を大切に、させる、そのために本当に平等に指名競争させないといけないのが行政の務めだと私は考えております。いろいろ申し上げませんが、99.78%、もう100%に近いじゃないですか、これ。誰が見ても疑念を持ちますよ。

それと工期についてでありますけれども、本体工事がこれは議会の議決が得られた日から来年、令和4年の12月2日まで、それから地盤改良工事が来年、令和4年の3月31日です。来年の3月31日ですから、あと4か月ですよ。4か月足らず。年度でいきますと令和3年度ですよ、3月31日。それから、外構工事が令和4年12月28日。

この工期等を考えたときに、これの設計は今年の1月頃から始まっていると思います。その設計を早くし、そしてまたこの入札を早くすれば、私は間違いなくそれぞれの本体工事には地元業者を入れた工区分けもできたいと思います。これは設計事務所の怠慢だったのではないかな、あるいは、そこら辺りは町がその本体工事を一つの会社にとらせるための、そして町が目算もあつたのではないかなと疑われても仕方のないことだと私は考えます。

さらに、1月から設計が始まって、いつ終わったかは分かりません。設計が終わって、工程的には11月中旬頃には入札するという計画があつたはずであります。もう既に1か月が過ぎております。きちんとそういうことができているならば、私はこの事業については工区分けをして、きちんとした形で事業が進められていただろうと考えるところであります。

そういうこと等で例えば本体工事が来年の12月2日ですので、あるいは地盤工事が来年の3月31日、あと3か月足らず。くい打ちをしなければ本体工事の着工ができない、これの工期がないから一括で出したと、あるいは、これから設計をしたり、再入札をしたりすると時間がないと。これは私は理由にならない、執行部の怠慢であり、努力がされていない。

しかも、この庁舎、新築工事においては、住民にしっかりと説明もされていない。コロナコロナで説明の時期を逃してしまったと言いつばかりしているようでありますけれども、先ほどもありました、100年に一度あるかないかの大型事業であります。そして、一生残していかなければならない町民の一つの顔です。町の顔です、役場は。そういう役場がこういうような疑念を持たれるような入札であっては決してならないわけでありまして、このことは町民の皆さんが恐らく理解できないところだろうと私は思っております。

そういうことを含めまして、再度この本体工事は地元業者を入れる、分割して入れる、あるいは空調あるいは設備あるいは建具というふうにして入れる考えはあるのか、ないのか。そして、それぞれの入札で分けて提案をして入札をする考えがあるのか。この2点をお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この事業がプロポーザルから始まり、今年度の3月から実施設計に入ったわけなんです、それで10月頃をめぐりに実施設計が終わることと、この入札も若干1か月程度は遅れているものの、そこまでスケジュールを壊しているということではございませんので、そこはご理解いただきたいんですが。

これを契約できないから云々という話ではなくて、1本で上げたものに関しても先ほど申し上げましたとおり、例えば地盤改良が駄目になっても、他の2件がなっても全体でやらないと解決にならない、進まない。そうしたら、また全部設計のやり直し、入札のやり直しをしないといけないので、1本で上げたという経緯でありますので、そこもご理解を頂きたいと思えます。

先ほども申し上げましたとおり、この庁舎については一つのシンボルでありますので、それをつくり上げるのにいろんな頭が一つで下請に出すというところであれば指示が通らなかつたり、それぞれが統一して進まなければよいものできないわけですので、その辺のことを鑑みて今回の形式となったわけでありまして、そこは今後も変わらないものだと私は確信をしております。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの落札率あるいは、その工区分けできない理由、私はそれを3つに分けてそうしたら、くい打ちは先にやらなければ後の工事が進まないわけでありまして、そのくい打ちを進めながら、また設計は分けてできるんじゃないですか。一緒に同時進行ということじゃないでしょう。

○総務課長（久保 等君）

地盤改良についても本体工事との位置関係、その打合せがなければ、また正確な位置ということも決まってこないわけですので、その辺は全て一体という形で考えております。

○14番（美島盛秀君）

幾ら議論をしても堂々巡りで、私にはもう全く理解のできない答弁であったと思います。

ぜひ、町民の皆さんが本当にこの工事が完了した後にしこりと、あるいは問題等が起きないことを願って、私の質問を終わります。

○議長（福留達也君）

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程のとおり議事進行を行うため、あらかじめ延長いたします。

他に質疑ございませんか。

○5番（清 平二君）

町長の所信表明で6期目を迎えるということがありますけれども、その中で「全ての町民を主役とした生涯のまちづくりの実現に向けて」とあります。その気持ちは今も変わらないですか。町長にお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

この契約議決等も関連するものだという事だと思いますけれども、私はこれは4年前もそのような公約を出しておりました。そして今、今回6期目に向かっては施政方針の中で、それをもう明確に打ち出しました。

その思いというのは、私は「政争から政策の町」ということを高々に打ち出した中で、そのことが完全にはできなかったと。私は3期目、4期目が終わって、その後もそのような形でいけるというふうに思っていましたけれども、それは私のおごりであったとっておりますので、今回はこのことを全ての町民がそれは過去のいろんな経緯にかかわらず、町民一人一人がまちづくりにみんなと一緒にやっていけるような方向性を議論しながらやっていけるようにすることが、この町がさらに発展することにつながっていくと思いますので、その思いはもう全く揺るぐことのない私の信念として今ますます強くなってまいりました。

今回のこの庁舎に関しましても、美島議員が何回も言っているように100年に一度の大きな仕事でありますので、それも町民一人一人があらゆるハードルを共に乗り越えて、そしてこれからのまちづくりをやっていこうと、過去のいろんな経緯は全て水に流して、伊仙町民の力を今回のこの100年に一度の工事業に協力していけるように私は議会の皆様方だけではなくて今日、聞いているかもしれませんが町民の方々にも、これから伊仙町はさらに生まれ変わって一体となって人口が増えていくまちづくりが実現できると。そして、あの町に行ってみたいと、伊仙町に行ってみたいと思われる流れが今出てきておりますので、この庁舎建設はその新しい出発として未来永却語り継がれるようなシンボルにしていけたらと臨んでおります。

どうかそのことも私は今、清議員が質問したのは、心から誠の気持ちでそのことをこれからは敢然と4年間、全力で取り組んでまいりますので、もう胸襟を開いて皆さん方とともにやっていく覚悟でございますので、ありがとうございます。よい質問でした。

○5番（清 平二君）

町長からは、よく「ノーサイドで行く」ということを聞いております。やはり町民に対しても業者に対しても、ノーサイドで行く。そして、今後は指名競争入札ではなくて一般競争入札にしたいと思っておりますけれども、その入札制度を変える気持ちがあるのかどうか。また、それがいつからそういう具合になるのか、それをお尋ねします。——いや。町長に。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

昨日も美島議員の一般質問の中でもお答えしましたが、一般競争入札、指名競争入札それぞれメリット、デメリットがあるわけですので、そこはこの伊仙町、また近隣市町村に合っているかどうかという検証も必要になってくるわけでありまして、そこはもういつから始めますということは申し上げられませんが、そういった検証をしていこうと考えております。

○町長（大久保明君）

今、久保 等総務課長が述べたとおりでありますので、その検証も早急に取りかかり確かにこの一般競争入札、一般指名入札のメリット、デメリットというのはいろいろあると思います。これを一般競争入札と。どこからどういう人たちが入ってくるかという不安もあるし、そういうことをいかにして防衛できるかなども含めて、しっかりと検証してそういう方向に向かっていくように努力をしております。早急を実現できるように努力をしております。

○5番（清 平二君）

早急ということですので、私は来年4月からでも、これは実施していただきたいと思っております。もう12月、あと5か月ですので、この4か月間の中で検証はできると思っておりますので、私はそういう具合に期待しておりますけれども、私の期待しているとおりによろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

この入札制度を変えらるとなると条例の改正、またこの一般競争入札に付するためには職員の勉強、こういった方式でこういったことをクリアしないといけないとか、そういった研修、それから業者が提出するものも変わってきますので、それを4月から始めるということはちょっと無理だと考えておりますので、そのいろんな勉強をしていきたいと考えております。

○5番（清 平二君）

4月からはできない、早急にするということ早急にするといって、この4年後に早急にするのじゃなくて、やはり大体めどはいつ頃できるのかというぐらい私ははっきりこの議場の場で述べていただきたい、決意を示してほしいと思うんです。いろいろ問題がある、職員が勉強しなければいけないとか、そうじゃなくて、やはりいつ頃を目指して頑張りますと。これが町民に対しての私は答えじゃないかなあと思っておりますけれども、町長はどう思っているのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

私が言った勉強とは、その正確性を期すためには職員の資質向上、今までやってきていなかった

わけですので、そこもいろんな障害、そのメリット、デメリットということも話したわけですので、それでよいのか悪いのかということも検証しないと、もうそこにいつから入っていくということは申し上げられないということでもあります。

○5番（清 平二君）

私は、やっぱりトップリーダーのその気持ちを聞きたいわけですので、ぜひ総務課長はそう言うけれども、やはり町長として、そういう気持ちに対してどう取り扱うのかをお伺いします。

○議長（福留達也君）

先ほど来それになっていますけれど、先ほどの答えにもなっていると思うんですけども、もう一度、正確を期すために町長のほうから。

○町長（大久保明君）

来年4月というのはあつという間に来ますので、それはあらゆるそのハードルを解決していくためにはあまりにも時間が短いと思いますので、来年の夏までにできるかどうかも含めて来年の9月をめどに最大限の努力をしていけるとは思いますので、それは町長として職員は大変かもしれませんが、徐々に競争入札に慣れていくような形で一般競争入札となるとどのくらいの会社が入札に入ってくるか、そういう制限等も本当は島内業者、町内業者に限るとか、そういうようなことも含めて強力に推進してまいりたいと思います。

私は専門家ではありませんので、先ほど総務課長、そして今、優秀な職員がいますので、その職員とも叱咤激励して早くできるように最大限に努力をしていきます。今、時期を明言しなさいということですけども、来年の9月頃からであれば何とかできると思いますので、それを目標に実現するようにやっていきます。

○議長（福留達也君）

この議案を中心に質疑していただいてよろしいですか。

○5番（清 平二君）

いやいや。これから、こういうのがあるからですよ。

○議長（福留達也君）

はい。

○5番（清 平二君）

それと私は常日頃から言っていますけれども、こういう建設・土木いろいろ入札がありますけれども、こういうものを町民にも分かるように町の広報紙に載せていただきたいと思います。

町民は、どういうことを入札しているかはほとんど知らないんですよ。だから、公平性を保つためにも町民に分かるようにぜひ広報紙に載せて、どういう事業はこの業者が落札したということ分かるように公正・公明であっていただきたいと思いますので、これはすぐに実現できると思います。

ひとつ次回からの広報紙を私は楽しみにしていますので、ぜひ次回からそういう広報紙を利用して町の事業を載せて町民に分からせていただきたいと思いますので、その辺のことを期待して、私は終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○6番（岡林剛也君）

議案第59号について質疑をいたします。

この1期地盤改良工事なんですけれども、この予定地は今の調査よりも60cmほど低くなっていると思いますが、あれは今現在の位置からどれくらい上げるつもりなのか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

今、現庁舎より若干低くなっているわけなんですけど、今の状況より1mか1m50cmぐらい上がるという構想であります。

○6番（岡林剛也君）

それと、この中部地区なんですけれども、下のほうが石灰岩で水が流れていたり、また空洞があったりするということもよく聞くんですけども、地質調査をしたときにその結果はどうなっているのか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

地質調査の結果でありますけど、ポイントポイント、5ポイントで記録しておるんですけど、それを調査したところ、12mから15m程度で岩盤に当たるところもあるということで今、調査が終わっています。その中でも、ポイントをもっと増やすとしっかりしたデータが入ると思うんですけど、今、軟弱層と岩盤それぞれ高さが若干変わってきているところもありますので、今回、比較検討もした上で地盤改良のほうがコスト的にも安く上がるということで、この工法を選定してございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、地盤的には何ら問題はないということでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

その調査の結果、この地盤の改良工事を行ったら、この建物に対応する地盤になるということでございます。

○6番（岡林剛也君）

次に、先ほどもありました工期についてなんですけれども、この仮契約書の21条ですか、著しく短い工期の禁止という条項があります。この建設の予算は令和3年度当初予算だったんですけども、本来ならば理想的には令和4年3月31日までにできればいいんですけども、それは無理ということで多分また明許繰越しで来年度になると思うんですけど。

この来年の12月2日というのはもう1年を切っているわけなんですけれども、これはもし明許繰越しをするならば多分3月までは大丈夫と思うんですけど、なぜ12月2日というこのあえて短い工期

にしたのか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

まる、1年程度この本体工事はあるわけなんです、この……。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時54分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの質問の工期についてであります、建築工事の標準工期がこの1期の本体工事の平米数は2,900m²程度でありますので、この標準工期に照らし合わせまして1年間ということになります。

離島においては、またその追加として、30日程度という追加できることがあるんですが、最初からこれをすると、またそれに合わせた施工になることも考えられますので、この天候、それからいろんなものを鑑みて、またその後のそこも考慮した形で工期を決めていきたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

今の説明ですと、町で工期はまた延ばすことができるという解釈でよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

一応、今この平米数からいくと、1年程度の工期を有するというので今の設定をしてございます。それに離島ということ鑑みれば30日程度加算されるんですが、今、現時点では、その1年を標準工期として設けてあるということでございます。

○6番（岡林剛也君）

だから、それは町において、町の判断で延ばすことができるのかどうか。

なぜ、こういうことを聞くかといいますと、もう1年を切っていますけれども、あまりにも短い工期でやりますと、突貫工事みたいになって工事不良が出てきたりする可能性がある。それで、ちょっと余裕を持たせて工期を取ったほうがいいのではないかなあと。

そして、下手に短い工期でやって工期が間に合わなくて、どこかの町であったかのような返納事案とか、そういうのを鑑みると、やはりちょっと余裕を持たせて工期を最初から出していたほうがいいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

今の岡林議員の質問にお答えします。

これはあくまで、そのおっしゃることも分かりますが、今現時点で、この標準工期ということをしているんですが、先ほども申し上げましたとおり、夏場は台風等現在、今年度は影響がなかった

んですが、次年度もそういうことを鑑みて、この標準工期にプラスできるものはまた打合せ等をして考えていきたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

ぜひ余裕を持って、しっかりした工事をしてほしいと思いますけれども。

そこで、さっき言われた不良工事、この間もらった説明書の入札条件の中には、瑕疵担保責任保険というのがありまして、それは受注者が支払うものとするところあるんですけども、この仮契約書にはその瑕疵担保責任については何か触れているところがちょっと見当たらないんですが、ありますでしょうか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時58分

再開 午後 5時15分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの質問にお答えします。

約款の第4条3のところに、引き渡した目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの、以下契約不適合ということですが、これを保証する契約を付したものに限るを付さなければならないという条項があるんですが、後ろの57条のほうに契約不適合責任期間等ということで、「引渡しを受けた日から2年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追加の請求、損害賠償の請求代金の減額等の請求、または契約の解除というものをすることができない」ということでありますので、この瑕疵については2年間ということになります。

この2年間を経過する前に、専門家による調査等を入れて再度チェックするということになっているということでございます。

○6番（岡林剛也君）

2年間ですか、この100年に一度の庁舎建設と先ほどから言われてますが、莫大な予算を使って、もし3年目とかに雨漏りとかひび割れとかが入った場合は、それはもう補償の対象にならないということでしょうか、そういうことですか。

○総務課長（久保 等君）

この約款でいくと、そのようなことになります。その建物、建築関係の約款でありますので、このようなことになっております。

防水、今建物がある防水のやり直し等であれば、10年等の防水に関しての補償等は存在するんですが、建築の場合はこの条項であります。

○6番（岡林剛也君）

ちょっと納得できませんけども、そうなっているということです、はいはい。

それと、また先ほどのあれですけど、この16でインフレ条項ちゅうのがあります、「工期内にインフレーション、その他事情により賃金、物価等に著しい変動が生じても、原則として請負代金の額は変動しない」とあります。

ところが、この契約書においては、請負代金額の変更方法等26条で、「請負契約締結の日から12か月を経過した後に賃金水準、物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めたときに、請負代金の変更を請求することができる」と書いてありますが、今非常に資材が高騰していると聞こえますが、本当にこの金額でできているのかどうかお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、市場単価等がちょっと高騰している、1.3倍になるとかそういう現状がありますので、この工事が始まったときの市場単価はまた違ってくるものだと想定できますので、その辺また変更等の対象になると考えております。

○6番（岡林剛也君）

ぜひともこの入札、12億3,000万余りですか、この予算内でできるよう努力してほしいと思います。以上で終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○13番（樺山 一君）

議案第59号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改良工事）（1期外構工事）請負契約について質疑をいたします。

1期本体、1期地盤、1期外構工事、今までの質疑を聞いておりますと、それぞれ4業者を示してある。まさに4業者で12億3,000万、7,500万円、7,200万円、これはやっぱり疑義が生じて私は当たり前だと思っております。やはり10業者、20業者指名をするのが本当に当たりの金額だと私は思っております。こういう指名をすれば、一事が万事、伊仙町は全てこういう形でしているんじゃないかという疑いさえ持たれます。このことについてどうお考えですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

入札に関して三社事案ということになっているわけなんですけど、今回の本体工事については、金額、今指摘のあったとおり、金額はそれだけかさむものでありますので、またそのようなことを考慮した形に持っていくのが妥当だと考えております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ指名が、4業者以上できなかつたら、先ほど清議員からも質疑があったとおり、一般競争入

札を適用すれば、どんどん応募してくるわけです。そしてまた、施工単価も下がるし、やはり町民にとっても利益があると私は考えております。

それと、いつごろからする、しない、そういう話をしていましたけども。やはり町長ね、伊仙町と包括連携協定を結んでいる日置市、一番入札制度で進んでおります。そして鹿児島県で一番住みたい町です。そこと勉強をして一般競争入札を勉強したら、私すぐできると思います。それをいつまでするか決めないと、総務課長、あの条例をネットに載せてくれと私ずっとお願いしてます、まだ載せない。あと10年しても載せられないですよ。本当に、いつまで本当に取り組むか。町長が先ほど答弁しましたので、それを言うんですが、やはりやる気がなければできない。そういう姿勢をぜひ見せて取り組んでいただきたい。

それと、現場説明書の中の⑱各工事において下請工事を依頼をする場合は、当町指名願を提出している業者を優先に選定することという条件を付してあります。やはり元請業者のほう公共工事適正化法、適正価格、適正経理で下請させるよう指導できますか。

○総務課長（久保 等君）

いろんな公共工事において、地元業者の育成も私たちの努めでありますので、そういったことを申し上げて、また伊仙町の業者の技術等が伸びるように努めていきたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ落札をして下請を出せば、やはり元請業者の強い意向がありますので、そういうところを役場のほうで指導して、下請をする場合でも地元業者に利益が少しでも落ちるような形で施工させていただきたいと要望しておきます。

以上で終わります。

○総務課長（久保 等君）

ただいまありがとうございますので、それぞれその工種によっては設計が決まっているわけでありますので、その辺を重視して、今言った伊仙町の業者がまたそれぞれ下請できるように、また募集をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第59号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事（1期本体工事）（1期地盤改

良工事) (1期外構工事) 請負契約の締結を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(福留達也君)

起立多数です。したがって、議案第59号、令和3年度 伊仙町役場新庁舎新築工事(1期本体工事)(1期地盤改良工事)(1期外構工事)の請負契約は、可決することに決定いたしました。

△ 日程第7 総務文教厚生常任委員会所管事務調査委員長報告

○議長(福留達也君)

日程第7 総務文教厚生常任委員会による閉会中の継続審査の申出に基づき、所管事務調査の報告を求めます。

○町長(大久保明君)

大変な議決をしていただきました。感謝申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○総務文教厚生常任委員長(牧 徳久君)

総務文教常任委員会で実施いたしました閉会中の所管事務調査について、令和3年11月15日から11月19日に事務局を含め6名で愛媛県の内子町において6次産業化の取組、徳島県美波町においてはサテライトオフィス、地域活性化の取組、兵庫県淡路市に進出している株式会社パソナグループでは、地方創生の取組についての調査・研修を行いましたので、ここにご報告申し上げます。

愛媛県の山間部に位置する内子町は、面積299.5km²、人口1万5,952人、これは令和3年4月1日現在でございますが、世帯数7,096戸、高齢化率が40.2%と高く、中山間地域に属しており、果樹や農林水産業が主な産業となっております。

最初に視察に訪れたのは、道の駅内子フレッシュパークからりという直売所で、平成8年に直売所をオープン、平成9年に株式会社を設立しレストラン、パン工房、燻製工房等を順次開設。平成12年には農林水産大臣賞を受賞いたしました。平成27年に全国モデル道の駅に選出され、さらには平成29年には農林水産省むらづくり部門において総理大臣賞を受賞するなど、各方面から注目を浴びている道の駅であります。

直売所の特色として、直売所においては町内農産物のみを販売、平成17年度より食の安全・安心の観点からトレーサビリティシステムを導入しており、農産物の生産履歴の開示、無作為抽出による残留農薬の検査及び結果の開示を行っているとのことでありました。8割以上は他自治体からの来客とのことであり、また山間部の川沿いで森林に囲まれた立地から自然と共存した雰囲気味わうことができ、これが集客の要因になっていると考えられました。

組織の内容としましては、株式会社として資本金7,000万円、株主677名、1株5万円、取締役12名、監査役2名、社員73名で構成されており、株式の50%を内子町が所持しており、出荷者1人1株保有しているが運営に関してはほとんど役員及び社員の話し合いによって直売所、レストラン、燻製

工房、パン工房、ジェラード、あぐり亭、特産事業場の運営を仕切っているとのことでありました。また、今年度より稲作農業にも参画しているとのことでありましたが、経緯としましては高齢で米作りができなくなった会員の方から相談されたことがきっかけとなり、今後を予測される高齢化を見据えて決意したとのことでありました。

6次産業化の取組については、地元の特産品であるじゃばら、かんきつであります。もち麦、米の材料のみを提供し加工から製品化までは委託されているとのことでありました。販売実績としては、令和元年度6億5,168万円、令和2年度6億5,990万円とコロナ禍にあっても県中心部から離れた位置とあってあまり影響を受けずに運営がされており、今後も地場産業の発展に寄与し、住民に寄り添った地域活性化に取り組んでいきたいとの強い経営戦略が感じられました。

次に、徳島県美波町は、2006年に日和佐町と由岐町が合併し、現美波町という名称となりました。面積141km²、人口6,274名、世帯数3,165戸、高齢化率48.7%、太平洋側の沿岸部に位置したことからウミガメの産卵地としても知られ、水産業を中心とした農業、林業を営み、当町とほぼ同規模の町でございます。

南海トラフ地震、高齢化問題、町内の高校廃校、空き家対策、地場産業の衰退など多岐にわたる課題を抱えていた美波町は、地域の特性を生かした持続的なまちづくりを目指し、平成23年に徳島県の主導で「とくしま集落再生プロジェクト」検討委員会の立ち上げによりブロードバンド環境を生かした企業誘致を行い、現在では21社のサテライトオフィス企業誘致を実現いたしました。徳島県内でもトップとのことでありました。

2018年「にぎやかそ」として、にぎやかな過疎の町を宣言し、目指すのは人口減少化でも過疎化が進んでも若者や挑戦者が集い、新たな変化が生まれ続ける「にぎやかな町」というキャッチフレーズで美波町が目指すまちづくりの在り方を町内外に明確に伝えることで、賛同し、実際に企業誘致へつながっている事が感じられました。

誘致による効果として、地元の住民や企業と連携した事業が生まれ町及び地域の活性化が促進され、地域発展につながっていると思われ。IT関連企業以外にデザイン会社も進出、また「地域活性化支援」に特化した事業を展開することを目的として起業した会社も出てきたことにより、地元商品のプロデュースやパッケージなどの提案、コラボ商品の開発が行われるなど、地元資源の見直しにもつながっております。

また、最近では建築関係の設計会社もサテライトオフィスとして進出し、地元の空き家コーディネーターと連携し空き家の改修等にも積極的に参画しているとのことでございました。

そして移住してきた社員の方々は比較的若い世代が多く、移住先の地域では即戦力として期待され、地元の祭りや清掃活動などに参加したり、消防団に入るなど地域の中心となって盛り上げてくれる存在となっているとのことでございました。地域住民はもちろん行政としても大いに役立っていることが感じられ、伊仙町においても見習うべき取組でございました。

次に、淡路島についてであります。瀬戸内海東部に位置する離島で、人口は約13万人。現在は

北から淡路市、洲本市、南あわじ市の3市で区分されております。兵庫県の離島でありながら、本州からは明石海峡大橋、四国徳島からは鳴門大橋で渡ることができる地続きとなっているため、大都市圏からアクセスもよく観光入込み客数は、年間約1,300万人とのことでございました。

淡路島では、人材派遣会社の大手であります株式会社パソナグループによる地方創生の取組についての研修を行いました。創業者の南部氏は、育児を終えて「もう一度働きたい」と願う主婦にOL時代の能力や技術を生かすことのできる適切な働く場をつくりたい、女性の社会進出を応援したいとの思いから事業をスタートさせ、阪神淡路大震災の復興支援後の日本の経済状況は企業の倒産件数の増加、失業率が5%を超え、若者の就職氷河期となり、その結果、東京などの大都市への移住が加速し地方の過疎化が進んで農業従事者も減少するなどの現実を目の当たりにしたことで、2003年に農業分野に着目したことが淡路島での取組の始まりでありました。

農業分野の現状といたしまして、個人では農機具や機械・資材等の資金の工面難、重労働であることや天候等による影響面、農地や技術的な問題により独立を断念してしまう人達を救うべく2008年に「農業ベンチャー支援制度パソナチャレンジファーム」をスタートし、栽培技術だけでなく、実際の農業経営の指導、独立就農者の育成及び農業関連会社を立ち上げ、支援を重点に行った結果、農業を通じた地元とのつながりも増え、野島小学校の廃校の際に兵庫県から譲渡の提案を受けたことで、淡路島における地方創生の様々な取組が始まったとのことでございました。

その代表的なものとして、2010年3月に廃校となった淡路市立野島小学校を「6次産業化のモデル施設」、「地域住民の交流の場」をテーマに、阪神淡路大震災以来人口減少が続く同地区の地域活性化のシンボル、中心施設として改修に着手し、地元の物産店売り場、カフェやレストランを導入し、現在では毎年18万人の来場者が訪れ、民間企業がリードする廃校活用の先進事例として同様の課題を抱える全国の市町村におけるモデルケースとなっていました。

その後、2014年に、空き家をリノベーションした海辺のカフェ*m i e l e*（ミイレ）をオープンし淡路島産の食材を活用し提供していますとのことでありました。その他、レストラン、料亭、リゾートホテル、ハローキティミュージアム、遊休資産を活用した観光施設の運営を行い、そこでは地元の若者の雇用につながっていることや、今後さらに世界各国から様々な人材が集まる仕組みづくりに取り組んでいきたいとの意気込みが見られました。

パソナグループでは、コロナを機に現在会社の一部機能を淡路島に移転していますが、2024年5月までには本社機能を移転し管理部門を中心に1,200名の従業員とともに各種業務を移転予定であり、時代の流れに沿った働き方改革、真に豊かな働き方・生き方、夢のある新産業の創造を追求すべく地方創生に全力で取り組んでいくとのことであり、とても参考になるものでございました。

最後に、今回の先進地視察研修を通し、地理的な要件や状況はそれぞれ異なった部分もありましたが、本町が推し進めている「集中から分散」として、企業誘致や地方創生、地域活性化の取組は、大変意義のある研修でございました。

私たちの徳之島も、世界自然遺産となり、今後国内のみならず世界中から注目されることとなり

ます。町執行部の皆様におかれましては、この追い風を逃すことなく、島の特色を最大限に生かした行政運営に努めていただきますようお願い申し上げ、当委員会における閉会中の所管事務調査の報告といたします。

令和3年12月9日、総務文教厚生常任委員会委員長牧 徳久。（拍手）

△ 日程第8 経済建設常任委員会所管事務調査委員長報告

○議長（福留達也君）

日程第8 経済建設常任委員会による閉会中の継続審査の申出に基づき、所管事務調査の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（美島盛秀君）

令和3年第4回伊仙町議会定例会におきまして、経済建設常任委員会委員長報告（所管事務調査）の報告をいたします。

経済建設常任委員会の所管事務調査の報告。

経済建設常任委員会では、11月25日と26日に県外視察を実施いたしました。

11月25日に石巻市の震災復興状況で伝承交流施設MEET門脇の震災遺構、旧門脇小学校及びみやぎ東日本大震災津波伝承館と視察をいたしました。

MEET門脇において公益社団法人3.11みらいサポートの中川専務理事の案内により、震災遺構の旧門脇小学校の付近の状況を震災当時の津波の状況や避難状況を交えて説明をしていただきました。

震災当日、一部の生徒は下校していましたが、校内には240人の生徒が残っていたそうでありました。地震直後より教師の誘導の元に裏山に登らせ、一旦下校して戻ってきた人数を含めて275名の生徒が裏山に登り助かったということでありました。生徒の保護者らも迎えに学校に来ていましたが、いち早く保護者も山に登らせたそうです。校舎には新たに避難してくる人を誘導するための教頭先生を含め4人の職員が残っていたそうです。

ゴーと言うすごい音で水しぶきが上がっており、やがて住宅や電柱をなぎ倒して津波が押し寄せてきたので、校舎に残っていた40人の住民と職員も急いで裏山に避難したそうです。校庭に止めてあった保護者の車を含め、多数の自動車が流された。やがて漏れ出したガソリンが引火して校舎は炎に包まれたということでした。

震災で在校していた生徒は全員無事でしたが、既に下校していた生徒のうち7名が死亡したそうです。校舎については震災遺構として部分的な保存が図られることとなり現在工事が行われておりました。

次に、宮城県の施設であるみやぎ東日本大震災津波伝承館におきまして、宮城県東部地方振興事務所伊藤副所長より施設の概要の説明がありました。

建物面積1,520m²、うち展示面積765m²です。伝承館の建物は屋内直径40mの正円形の建物で、

屋根は林立する122本あるランダムな細い柱で支えられ、建物周辺に植えられた樹林、松が成長した際に連続した空間となるようデザインされておりました。

外壁は全方位を見渡せるよう透明なガラス張りになっておりました。屋内からの視線の先には、日和山、石巻市震災遺構門脇小学校、追悼の広場、日本製紙工場の複数の煙突の煙などを捉えることができます。

また、建物の一番高い北側の屋根の高さは6.9mで、この地を襲った津波が停滞したときの高さを体感できるようになっておりました。解説員の方により施設内のパネルにより震災の状況の説明がありました。東日本大震災では多くの尊い命が奪われ、全国で亡くなった方は、1万9,729人、行方不明者2,559人、宮城県の死者は1万566人と、1県だけで全国の死者数の50%以上を占めています。

また、1,291人の行方不明者の捜索は今も続いているとのこと。死因は約90%が溺死で、水に溺れたことによる低体温症で亡くなった方も数多くいます。

また、避難所生活等により肉体的・精神的な疲労や負担、初期治療の遅れなど震災関連死は3,739人に上っているということでした。

本町においても災害等対応できるよう町民との情報共有、自主防災組織の必要性などを含め、防災に対する意識啓蒙や体制整備をさらに進めていく必要があると感じました。

11月26日に仙台市の仙台農業園芸センターみどりの杜を視察し、坂元所長より説明を受けました。平成元年4月に開設され、農業振興と市民の農業・園芸への触れ合いの場としての役割を果たしてきたそうです。

東日本大震災では、大きな被害が生じ、その復興に際しては仙台市東部地域の再興に資するとともに、市民との新たな関わり方を視野に入れた、仙台市が振興復興計画に上げる「食と農のフロンティア」の推進に向けた拠点施設として位置づけられ、再整備が行われたそうであります。

1つは、農業者の複合経営や6次産業化等の推進に向けた各種支援や情報発信収益性の高い農業推進支援拠点として施設園芸及び果樹栽培設備を整備し、栽培を通じた農業従事者研修・複合農業経営研修及び加工から販売までの一貫した体験実地研修を実施し、収益性の高い農業推進の支援拠点を目指し、併せて、一年中摘み取りなどの収穫体験ができる観光農園を設置しておりました。

2つ目は、市民が農と触れ合う場の提供、農と触れ合う交流拠点として多くの市民に農業と触れ合うきっかけを提供し、連携して農の普及と啓発に努めていくとのことでした。

季節の変化を感じられる四季折々の憩いの楽しみの場を提供する農、園芸の情報を発信し、地元の農・園芸業や地域の活性化に貢献する多くの市民に農業と触れ合うきっかけを提供するため、様々なイベントや体験プログラムにより農の情報発信、普及啓発を行い、地元農業発展・地域活性化を図ります。併せて、四季折々の憩いと楽しみの場を提供する名所づくりを目指しているとのことでした。

震災被害地にかつてのにぎわい以上のものを取り戻し、市民の希望につながる地を創造する。また、震災体験地域からの新たな価値観を発信することを目的にしているそうであります。

次に、J Rフルーツパーク仙台あらはまへ移動し渡辺事務所長より説明を受けました。

東日本大震災で大きな被害を受けた後、施設の復興と再生として事業公募、仙台市農業園芸センター再整備事業に参加し、2015年6月受諾、仙台市が掲げる「食と農のフロンティアゾーン」の支援拠点となる施設として、周辺地域の農業再生に向け、新たに複合経営や6次産業に向けた加工研修機能、施設園芸の見学・展示機能など、人材育成や情報発信による収益性の高い農業推進の支援機能となる施設として2016年4月にリニューアルオープン、その10月からトマトハウスにてトマト狩りの受付を開始し、その後、梨、ブドウ、ブルーベリー、イチゴなどの果樹の栽培に成功しております。

観光果樹園の運営を通じて直接消費者との交流を図りながら、収益性の高い果樹栽培の技術研修や養液栽培技術を取り入れたトマト栽培などを行い、地域の発展のために、また農業に新たに挑戦する人を応援していく形で運営を行っているということでありました。

J Rフルーツパーク仙台あらはまのコンセプトは4つあります。1つ目、一年を通し旬の果物の摘み取り、2つ目、高品質な果物の市中などへの供給、販売、ホテル・レストランへの食材の提供、3つ目、地域の農業生産者や東部沿岸地域の復興事業に参画している事業者等との連携、4つ目、旬の果物や野菜を使ったカフェ・レストランの直売所の運営でありました。

あとは施設の概要でありますので、飛ばして最後のほうに移りますので、中身についてはごらん頂きたいと思います。

11月25日、26日の県外視察での経済建設常任委員会の所管事務調査を終えることができました。改めて震災による被害の甚大さを知ることができ、瞬時に起きる災害への備え、対応の必要性を痛感いたしました。

また、11年間の復興への取組や農業振興への取組など意義ある研修でありました。

以上、報告いたします。

令和3年12月9日、経済建設常任委員会委員長美島盛秀。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（福留達也君）

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（福留達也君）

日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回伊仙町議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後 6時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 福 留 達 也

伊仙町議会議員 岡 林 剛 也

伊仙町議会議員 牧 徳 久

